

## 二. 現・元行政官向け調査の結果



御中

前略

平素よりお世話になっております。

ご多用中、誠に恐縮ですが、

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）：労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究プロジェクト（主任研究者：三柴 丈典）

より、行政官：監督官・技官（OB）の方に、調査へのご協力をお願い申し上げます。匿名で結構です。

この研究プロジェクトは、

- ①技術系の色彩の強かった労働安全衛生法を事務系にも理解してもらえるようにする、
- ②同法に詳しい学者や専門家を増やす、

という 2 点を目的として、同法に関する本格的な体系書を発刊すると共に、多職種の専門家が集う学術団体の創設を図っており、別紙のメンバーにより構成されています。

体系書は、学術的な体系性と共に、現場の臨場感が伝わるようなものとする予定です。

1 年目の研究成果は、厚生労働科学研究データベース（国立保健医療科学院）のほか、

<http://www2.gol.com/users/t-mishiba/con6-4.html>

に掲載されています。

本調査へのご回答は、回答者の所属を示さず、本研究プロジェクトの報告書及び発刊予定の著書で活用させて頂く予定です。

なお、ご回答は、以下のウェブサイトまたはメールアドレスでも受け付けさせて頂いております。

回答用ウェブサイト：

回答用メールアドレス：

## 1, 労働安全衛生法の

### 第 章 第 節

にある条文と、それに紐付く重要な省令の条文（別紙資料をご参照下さい）が適用された実際の例のうち、その条文の特徴をよく示すものをご教示下さい。守秘義務を侵さない範囲に情報を抽象化して頂いて結構です。また、全ての枠を埋めて頂く必要はありません。

なお、紐付き省令の条文については、別紙資料に掲載された条文以外を採り上げて頂いて

も結構です。

【本法関係】

労働安全衛生法第（ ）条の適用例

労働安全衛生法第（ ）条の適用例

労働安全衛生法第（ ）条の適用例

労働安全衛生法第（ ）条の適用例

【省令関係】

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

2, 1 に掲げた章・節以外に属する条文と、それに紐付く重要な省令の条文（別紙資料をご参照下さい）が適用された実際の例で、その条文の性格をよく示すものをご教示下さい。守秘義務を侵さない範囲に情報を抽象化して頂いて結構です。また、全ての枠を埋めて頂く必要はありません。

なお、紐付き省令の条文については、別紙資料に掲載された条文以外を採り上げて頂いても結構です。

**【本法関係】**

労働安全衛生法第（        ）条の適用例



労働安全衛生法第（ ）条の適用例

労働安全衛生法第（ ）条の適用例

【省令関係】

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

主に労働安全衛生法第（ ）条に紐付く  
（ ）規則第（ ）条の適用例

3、現在の労働安全衛生法について、専門家が本格的に検討すべきと思われる課題を、次のうちから3つ選んで下さい。

- ① 条文に出てくる「危険を及ぼすおそれ」とは何か、どのように判断すべきか
- ② 条文に出てくる「常時」とは何か、どのように判断すべきか
- ③ 条文に出てくる「事業者」とは誰か、どのように判断すべきか
- ④ 建築工事での労災を防止するため、その設計者、発注者などに法的義務を課すべきか、課すとすればどのような義務を課すべきか
- ⑤ 機械作業での労災を防止するため、製造業者・加工業者などの譲渡提供者に法的義務を課すべきか、課すとすればどのような義務を課すべきか
- ⑥ 化学物質による被害を防止するため、その物質の製造業者・加工業者などの譲渡提供者に法的義務を課すべきか、課すとすればどのような義務を課すべきか
- ⑦ 事業規模を問わず、経営層の安全衛生の意識と知識を高めるための方策
- ⑧ 中小企業の安全衛生管理を向上させる方策
- ⑨ 安全の専門家の企業や社会での地位の現状と向上策
- ⑩ 衛生の専門家の企業や社会での地位の現状と向上策
- ⑪ アメリカのインダストリアル・ハイジニストのような高レベルの化学物質管理の専門家向けに国家資格を創設すべきか
- ⑫ ハザード（物質そのものの危険有害性）より、リスク（それが実際に被害を引き起こす可能性や生じ得る被害の重さ、管理方法の有無など）を重視した、柔軟性やメリハリのある化学物質管理規制のあり方～危険有害物質への労働者のばく露を有効に管理するための規制方法を含む～
- ⑬ 化学物質の製造業者・加工業者などの譲渡提供者に提供させるべき情報の範囲と提供先
- ⑭ 増加する高齢者に多い安全衛生上のリスクを考慮した規制のあり方
- ⑮ 複数ある健康診断制度の再編
- ⑯ 地域と職域の健康管理の連携を進めるための方策
- ⑰ クラウドワーカーや委託就労型労働者など、多様な就業、契約形態のもとにある者への安全衛生法規制のあり方
- ⑱ 派遣労働者に対して安全衛生法の実施を果たす責任は派遣元・派遣先のどちらが負うか（派遣法第45条で既に規定されたものを除く）
- ⑲ 労災をめぐる民事裁判での安全衛生法の意義（法的効力）
- ⑳ 産業ロボットへの接触に関する規制のあり方

( ) ( ) ( )

その他（概ね 100 字以内でお願い致します）

4, 現行の労働安全衛生法について、改正が必要と思われる内容をお示し下さい。

(1)

(2)

(3)

5, 職種をご教示下さい（○で囲って下さい）。

監督官     ・     技官

元監督官   ・   元技官

6, 今後、この研究プロジェクトにご協力頂ける場合、以下の情報をお知らせ下さい。

お名前

ご連絡先

---

設問1			
【本法関係】	条		条
労働安全衛生法第	2, 20		
労働安全衛生法第	5		
労働安全衛生法第	6		
労働安全衛生法第	11		6
労働安全衛生法第	11,12,12-2,13		
労働安全衛生法第	12		
労働安全衛生法第	14		
労働安全衛生法第	14		
労働安全衛生法第	17,18		
労働安全衛生法第	17,18,19		
労働安全衛生法第	20		
労働安全衛生法第	20		
労働安全衛生法第	20		
労働安全衛生法第	20		
労働安全衛生法第	20	クレーン則	69及び70条
労働安全衛生法第	20,21		
労働安全衛生法第	21		
労働安全衛生法第	21		
労働安全衛生法第	22		
労働安全衛生法第	22	有機則	24
労働安全衛生法第	23		
労働安全衛生法第	23	事務所則	21
労働安全衛生法第	27		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	29		第1項
労働安全衛生法第	29		第1項
労働安全衛生法第	30		
労働安全衛生法第	31		
労働安全衛生法第	33		
労働安全衛生法第	37	クレーン則	3
労働安全衛生法第	40		
労働安全衛生法第	40		
労働安全衛生法第	40		
労働安全衛生法第	41		2
労働安全衛生法第	44		特定有機溶剤混合物に係る健康診断
労働安全衛生法第	44		2
労働安全衛生法第	44		2の7項
労働安全衛生法第	45		
労働安全衛生法第	45		
労働安全衛生法第	53		3
労働安全衛生法第	57		3
労働安全衛生法第	59		
労働安全衛生法第	59		
労働安全衛生法第	59,36	クレーン則	21,222
労働安全衛生法第	61		
労働安全衛生法第	61		
労働安全衛生法第	61		
労働安全衛生法第	61		2項
労働安全衛生法第	61		2
労働安全衛生法第	61		20
労働安全衛生法第	61		41
労働安全衛生法第	65		2
労働安全衛生法第	66		5
労働安全衛生法第	66		10
労働安全衛生法第	75		2
労働安全衛生法第	75		3
労働安全衛生法第	75		4
労働安全衛生法第	75		5
労働安全衛生法第	75		6
労働安全衛生法第	75		7
労働安全衛生法第	75		8
労働安全衛生法第	76		

特定有機溶剤混合物に係る健康診断

作業環境測定の結果の評価等  
健康診断実施後の措置

労働安全衛生法第	77		
労働安全衛生法第	83		2
労働安全衛生法第	83		3
労働安全衛生法第	85		2
労働安全衛生法第	85		3
労働安全衛生法第	88		
労働安全衛生法第	100		1
労働安全衛生法第	101		
労働安全衛生法第	103		
労働安全衛生法第	115		
労働安全衛生法第		特化則	36の5
労働安全衛生法第		粉じん則第	26の3
作業環境測定法	20		
作業環境測定法	21		
作業環境測定法	22		
作業環境測定法	23		
作業環境測定法	24		
作業環境測定法	25		
作業環境測定法	26		
作業環境測定法	32		2
<b>1-【省令関係】</b>	<b>条</b>		<b>条</b>
労働安全衛生法第	14		18
労働安全衛生法第	14		19
労働安全衛生法第	14		129
労働安全衛生法第	20		17
労働安全衛生法第	20		27
労働安全衛生法第	20		27
労働安全衛生法第	20		27
労働安全衛生法第	20		27, 28
労働安全衛生法第	20		28
労働安全衛生法第	20		28
労働安全衛生法第	20		28
労働安全衛生法第	20		101
労働安全衛生法第	20		101
労働安全衛生法第	20		101
労働安全衛生法第	20		101
労働安全衛生法第	20		101
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20	107の第1項	
労働安全衛生法第	20	107の第1項	
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20		107
労働安全衛生法第	20	108の第1項	
労働安全衛生法第	20	108の第2項	
労働安全衛生法第	20		111
労働安全衛生法第	20		123
労働安全衛生法第	20		123
労働安全衛生法第	20		131
労働安全衛生法第	20		147
労働安全衛生法第	20		150の4
労働安全衛生法第	20		151の3
労働安全衛生法第	20		151の11
労働安全衛生法第	20		151の13
労働安全衛生法第	20		151の14
労働安全衛生法第	20		151の31
労働安全衛生法第	20		151の71
労働安全衛生法第	20		151の78
労働安全衛生法第	20	151の78,82	
労働安全衛生法第	20	151の731	
労働安全衛生法第	20		155の1項
労働安全衛生法第	20		157の87
労働安全衛生法第	20	160条第1項	
労働安全衛生法第	20		164
労働安全衛生法第	20		164
労働安全衛生法第	20		164の1
労働安全衛生法第	20		194
労働安全衛生法第	20		256の1
労働安全衛生法第	20		274
労働安全衛生法第	20		563
労働安全衛生法第	20		563

項 関連労働安全衛生規則第97条第1項

特定有機溶剤混合物に係る測定等  
評価の結果に基づく措置（他にじん肺法等の関係条文あり）

に紐づく労働安全衛生規則第137条

に第1項に紐づく労働安全衛生規則第131条第2項、第3項の適用例





労働安全衛生法第	61条2項		20条16
労働安全衛生法第	61		41
労働安全衛生法第	61		41
労働安全衛生法第	61	クレーン則	221 (司法)
労働安全衛生法第	61	クレーン則	221 (司法)
労働安全衛生法第	65		28
労働安全衛生法第	66		29
労働安全衛生法第	66		44
労働安全衛生法第	66		44
労働安全衛生法第	66		44
労働安全衛生法第	66		48
労働安全衛生法第	66の4		51の2
労働安全衛生法第	66の4		52の2
労働安全衛生法第	77		20～24
労働安全衛生法第	88		90
労働安全衛生法第	100		96
労働安全衛生法第	100		97 (司法)
労働安全衛生法第	100		97の1項
労働安全衛生法第	100		98
<b>設問2</b>			
<b>【本法関係】</b>	<b>条</b>		<b>条</b>
労働安全衛生法第	10,11,12,13		
労働安全衛生法第	12		
労働安全衛生法第	12		
労働安全衛生法第	12		
労働安全衛生法第	13		
労働安全衛生法第	13		
労働安全衛生法第	14		
労働安全衛生法第	17		
労働安全衛生法第	18		
労働安全衛生法第	18		
労働安全衛生法第	17,18		
労働安全衛生法第	29		
労働安全衛生法第	30		
労働安全衛生法第	40		
労働安全衛生法第	41条の2	ボイラー則	38,40
労働安全衛生法第	57		
労働安全衛生法第	61		
労働安全衛生法第	65		
労働安全衛生法第	78		
労働安全衛生法第	79		
労働安全衛生法第	101		
労働安全衛生法第	101		
労働安全衛生法第	103		
労働安全衛生法第	103		38
労働安全衛生法第	103		51
労働安全衛生法第	120		
労働安全衛生法第	122		
労働安全衛生法第	122		
労働安全衛生法第	122		
<b>2-【省令関係】</b>			
労働安全衛生法第	12		7
労働安全衛生法第	12		4,7
労働安全衛生法第	13		13
労働安全衛生法第	13		5,13
労働安全衛生法第	14		18
労働安全衛生法第	14		18
労働安全衛生法第	14		133
労働安全衛生法第	14		566
労働安全衛生法第	18		9
労働安全衛生法第	18		23
労働安全衛生法第	19		23
労働安全衛生法第	20		28
労働安全衛生法第	20		123
労働安全衛生法第	20		349
労働安全衛生法第	20		534
労働安全衛生法第	21		266
労働安全衛生法第	22		579,593
労働安全衛生法第	22	高圧作業安全衛生	37
労働安全衛生法第	45	クレーン等安全規則	34
労働安全衛生法第	45		151の21
労働安全衛生法第	45		151の21
労働安全衛生法第	57		2
労働安全衛生法第	57の3		34の2の7
労働安全衛生法第	61		20条16

労働安全衛生法第	66 8の3		52の7の3
労働安全衛生法第	66 8の3		52の7の3
労働安全衛生法第	66 8の3		52の7の3
労働安全衛生法第	100		95条の6
労働安全衛生法第	100		96
労働安全衛生法第	101		98
労働安全衛生法第	103		23
労働安全衛生法第	103		135の2

<b>設問3</b>	
<b>項目</b>	<b>数</b>
1	32
2	51
3	5
4	12
5	11
6	8
7	16
8	15
9	3
10	3
11	2
12	12
13	3
14	21
15	9
16	2
17	12
18	4
19	5
20	2
<b>設問5</b>	
監督官	49
技官	15
元監督官	12
元技官	2
不明	3

81

# 現・元行政官向け調査結果

整理担当  
森山 誠也

## 質問 1 労働安全衛生法

### 【1-本法関係】

#### ●労働安全衛生法第(2)条、第(20)条ほか

重層請負関係にある建設工事現場の末端労働者に関する労働安全衛生法第 20 条の措置義務に関し、労働者派遣法第 45 条のみなし規定適用により、(本来は認められていない) 実質的な作業指示を行う請負関係上位事業者を本条の措置義務者として立件した。同様の事例は少なからずある。

このことは、労働者派遣法第 4 条第 1 項、労働安全衛生法第 29 条、同第 29 条の 2 等の立法趣旨とは異なる次元で、重層請負関係にある中小建設工事(実態として請負関係の末端における実質的労務供給=派遣はなくなっていない)の安全衛生措置義務の所在を逆説的に明確にする効果を発揮しているともいえる。

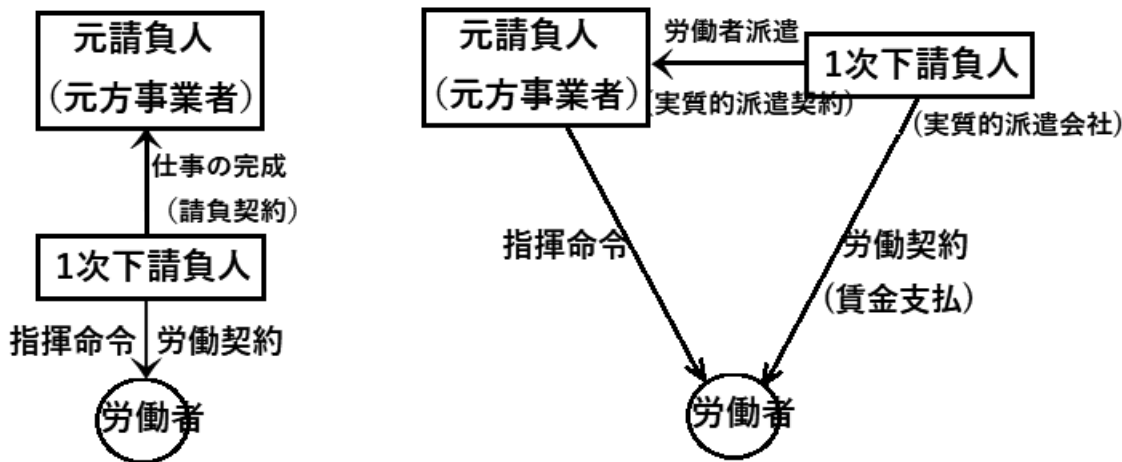
労働者派遣法施行以前は、捜査において社会経済的に責任を負うべきと考えられる上位請負事業者の措置義務を認定するための論理構成とその証拠化の困難、あるいは、末端事業者の故意認定の困難が立ちはだかつていたが、実質的に労働者派遣法第 45 条は立件にあたっての貴重なツールとなっている。(000236 元監督官)

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

第四十五条 略

2 略

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法(中略)第二十条から第二十七条まで(中略)の規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。(後略)



※元請負人、元方事業者、注文者はそれぞれ違う概念ですので異なる場合があります。

#### ●労働安全衛生法第(5)条(安全管理)の適用例

建設工事現場において、共同企業体が発注者から業務を請け負ったため、当該共同企業体から、労働安全衛生法第 5 条に基づき、共同企業体の代表者選任届が提出された。条文の特徴として、具体的な選出方法は、安全衛生規則(第一条)に定められており、同規則の規定に基づき、選任届は労働基準監督署長を経由して提出された。(00147 監督官)

共同企業体代表者(変更)届

事業の種類	※共同企業体の名称	※共同企業体の主たる事務所の所在地及び仕事を 行う場所の地名番号	
		電話( )	
発注者名		工事請負金額	
工事の概要		工事の開始及び 終了予定年月日	
※代表者職氏名	新	※変更の年月日	
	旧(変更の場合のみ記入)		
※変更の理由			
仕事を開始する までの連絡先		電話( )	

※ 年 月 日

※ 労働局長殿

※共同企業体を構成する事業者 職 氏名 (印)

備考

- 共同企業体代表者届にあつては、表題の(変更)の部分をつまみ消し、共同企業体代表者変更届にあつては、※印を付してある項目のみ記入すること。
- 「事業の種類」の欄には、次の区分により記入すること。  
 水力発電所建設工事 ずい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事 橋梁<sup>りょう</sup>建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事 その他の土木工事 鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄骨造家屋建築工事 その他の建築工事又は設備工事
- この届は、仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長に提出すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

●労働安全衛生法第(6)条の適用例

労働災害防止 5 年計画に基づいて、安全衛生対策の重点を置いているので、沖縄局版の労働災害防止計画の内容を、違反としての適用ではなく指導レベルで適用している。(00107 監督官)



沖縄労働局発表  
平成30年5月29日

担当	沖縄労働局 労働基準部 健康安全課長 長濱直次 安全衛生係長 城間豊和 電話：098（868）4402
----	--

## 「沖縄労働局第13次労働災害防止計画」

(2018年度からの中期5か年計画) を策定しました。

(安全・健康に働く県民職場の実現に向けて)

沖縄労働局(局長 安達 隆文)は去る4月26日に、沖縄県内での労働災害防止対策を推進するための中期5か年計画を策定しました。

「沖縄労働局第13次労働災害防止計画」は、県内の労働災害防止のため、厚生労働省沖縄労働局、労働基準監督署、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたもので、主要な目標と重点事項は以下のとおりです。

沖縄労働局では、目標の達成に向けた取り組みを進めていきます。

### 1. 主な目標

- ・ 死亡災害：15%以上減少
- ・ 死傷災害：5%以上減少
- ・ 6年連続全国ワースト1の定期健康診断結果の有所見率の値を改善し、併せて全国平均値との差を7ポイント以内にする。

### 2. 重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

- 1 -

●労働安全衛生法第(11)条(安全管理)、安衛則第(6)条(安全管理者の巡視及び権限の付与)の適用例  
九州地方の大手電機工事業の事業場において、安全巡視者(安全管理者との表記はない)の安全巡視について、タブレットにより計画から現場における帳票作成、写真撮影、巡視結果データ保管、印刷等までを1つのデバ

イスで完結できるようにした結果、情報の共有によるよりの確な指導等が可能となるとともに、活用が大幅に広がったという取り組みを行っている。条文では、安全管理者が、安全俊氏で把握した法令違反等明確な危険のおそれに対し、その場で危険防止措置を講じるようなことが想定されていると思われるが、法令を上回るような安全確保措置を含めて安全管理を組織的に取り組んでいるような状況においては、安全巡視で得られた情報の電子的な処理、それによる情報共有、組織的な判断・対応が必要になっていると思われる。(00222 元監督官・元技官)

●労働安全衛生法第(11, 12, 12 の 2、13)条の適用例

安衛令で定める業種、規模の事業場に対して、安衛則で定める資格要件を満たす安全管理者等を選任していない場合、適用する。(00196 不明)

●労働安全衛生法第(12)条の適用例

同一県内に本社及び複数の支店を有する事業者において、常時 50 名以上の労働者を使用する事業場(支店)で専属の衛生管理者を選任しておらず、本社専属の衛生管理者が複数支店の衛生関係業務を行っていたことから、支店における衛生管理者の選任について指導を行ったもの。(000155 不明)

●労働安全衛生法第(14)条の適用例

作業受任者の未選任、作業主任者の氏名職務の未周知に係る法違反(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(14)条の適用例

法 14 条作業主任者 政令 6 条対象となる作業を列举。

法 14 条作業主任者 省令(安衛則)18 条作業主任者の職務氏名の周知。(00177 監督官)

●労働安全衛生法第(17,18)条の適用例

金属製品製造業で常時使用する労働者が 50 人以上の事業場について、安全委員会や衛生委員会を開催していなかったため、安衛法 17 条第 1 項と安衛法第 18 条第 1 項の法違反を指摘した。

安衛法第 19 条には、安全衛生委員会が設置可能である旨の条文があるが、安全委員会と衛生委員会の両委員会の設置が義務付けられている事業場に対し、実務上、安衛法第 19 条による違反ではなく、安衛法第 17 条違反と安衛法 18 条違反のそれぞれの法違反を指摘している。(00035 監督官)

●労働安全衛生法第(17, 18, 19)条の適用例

安衛令で定める業種と規模の事業場において、本条で定める安全委員会等を設けていない場合、適用する。(00196 不明)

●労働安全衛生法第(20)条の適用例

洗濯したタオルを乾燥後にほぐす機械(シェイカー)にて目詰まりが発生したため、解消作業に行ったが戻ってこないで同僚が見に行ったら、同シェイカー内で倒れていたという事例

・単独作業であったことから現認者がおらず、労働安全衛生規則第 107 条に定める「機械の給油、検査または調整の作業」の特定ができず、法違反を特定できないという意見がある一方、実態として機械(シェイカー)が動いている時に機械を止めていれば災害は発生しなかったのだから、法違反を認めるべきとの意見があった。

(00170 不明)

●労働安全衛生法第(20)条の適用例※2 (のちの労働安全衛生法第(27)条)の適用例で参照)

工場内で木工作業を行うに当たり、労働者が使用する木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けなかった。  
(00072 監督官)

●労働安全衛生法第(20)条の適用例

・動力気亜紀の歯車の覆いがない。・安全装置の不備。・掃除等の場合の運転停止・プレス安全装置の未設置。  
(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(20)条の適用例

機会等の中には足場が含まれているため、建設現場の監督指導が多い監督署としては、建設業で適用することが多い。(00107 監督官)

●労働安全衛生法第(20)条の適用例(クレーン則第 69 条及び 70 条の疑い)

平成 7 年当時、東京都文京区の建設工事現場で移動式クレーンを使用して作業中、安全装置を無効にしてオーバークラウド状態のまま、クレーン作業を行った結果、クレーンが前のめりになり、ジブが折損、清掃事務所の建物を一部損傷、労働者が被災する災害が発生した。

特定機械の災害であることから、行政機関として「災害調査」と共に司法事案として検察庁(区検)に書類を送致。(000283 元技官)

●労働安全衛生法第(20、第 21)条の適用例

倉庫内で移動はしごを使用して、高さ約 3 メートルの場所に置かれた段ボール箱を下そうとした際に、移動はしごから墜落した事例

- ・単独作業であったことから、状況を勘案し、移動はしごから墜落したと判断したもの
- ・単独作業であったことから、被災者がどの高さから墜落したのか不明。このため、労働安全衛生規則第 518 条、第 519 条の適用は見送ったもの
- ・また、労働安全衛生規則第 526 条についても、移動はしごを使用して昇降していることから、同則違反ではないとする意見がある一方、当該移動はしごは短く、段ボール箱のおかれた場所の高さに届いていないなど、不安全な状態で使用していたのだから、同則違反を認めるべき、との意見があった。(00170 不明)

主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく労働安全衛生規則第(518)条の適用例

輸送運搬機械製造会社で、同社所属の労働者 3 名が、工場建屋内壁面へ電源コンセントを増設する作業を行っていたところ、うち 1 名が地上から高さ約 3 メートルの梁上からコンクリート床面に墜落し、死亡した。同社責任者は、電源コンセント増設作業を行わせるにあたり、作業場所は高さが 2 メートル以上で、足場を組み立てる等の方法により、作業床を設けることが容易であったのに、これを設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するために必要な措置を講じなかった。(0097 監督官)

●労働安全衛生法第(21)条の適用例

平屋建て倉庫のスレート屋根塗替え作業中、スレートを踏み抜き、倉庫床へ墜落した事例

- ・労働安全衛生規則第 524 条違反を認めたもの

行政解釈(昭和 43.6.14 安発第 100 号)において、「スレート、毛板等脆弱な材料で吹かれた屋根であっても、当該材料の下に野地板、間隔が 30 センチメートル以下の母屋等が設けられており、労働者が踏み抜きによる危害を受ける恐れがない場合には本条を適用しないこと」とされているが、現場には野地板が張られておらず母屋の間隔も 30 センチメートルを超えていた。

いずれにせよ、労働者が屋根を踏み抜いて墜落により被災した場合は、特段の墜落防止対策を事業者が講じなければ法違反が成立すると思料するが、「母屋の間隔が 30 センチメートル」という基準は通達にしか認められないほか、「墜落する恐れ」を構成要件とすることは根拠がぜい弱であることは否めないのではないか。  
(00170 不明)

●労働安全衛生法第(21)条の適用例

墜落防止災害で多い災害の 1 つであることから、建設現場や工場内など墜落の恐れがあり、手すりのない箇所での適用が多い。(00107 監督官)

●労働安全衛生法第(22)条の適用例

局排の未設置。呼吸用保護具の未着用。(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(22)条の適用例 有機則第 24 条

昭和 52 年当時、東京都三鷹市にあったメッキ工場で、個別指導による立ち入りで有機溶剤の危険・有害性などの掲示が汚損され、且つ機械設備の陰に隠れている状況が現認されたことから、文書により「掲示物の整備」と「掲示場所の位置変更」を行政指導した事案。(000283 技官)

●労働安全衛生法第(23)条の適用例

労働安全衛生規則第 53 条の適用により、健康管理手帳の交付を労働者がされたとき、管理に困るということが想定されます。携帯電話のアプリ等に連結させた方が、より身近に管理・保存できそうです。(00025 監督官)

●労働安全衛生法第(23)条の適用例 事務所則第(21)条

平成 2 年当時、東京都目黒区内で労働者数が 50 名を超える製造業の事業場への立ち入りで、休養室が男女別に設置されていないことから、改善されるまでの間は、打ち合わせ室の一部を転用するなどの緊急措置を指導し、しっかりとした出入口、及び室内の区画をレイアウトし、男女別に休養室を整備し、鍵を設けて管理されるなどについて、文書交付により行政指導を実施。(000283 技官)

●労働安全衛生法第(27)条の適用例

なお、同条で定める事業者が講ずるべき措置は、労働安全衛生法第 27 条により、構成労働省令へ委任されている。上記事例※1(労働安全衛生法 100 条第 1 項)※2(労働安全衛生法 20 条)では、労働安全衛生規則第 123 条に委任される。(00072 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

RC 造マンションの新築工事現場において、足場を使用する一次下請事業者の労働者が安衛則第 567 条に基づく足場の点検を行っておらず、加えて、当該点検の未実施について元方事業者による指導が一切行われていなかったことから、下請事業者等(関係請負人及び関係請負人の労働者)が法令の規定に違反しないよう必要な指導を行うよう元方事業者に対して指導したもの。(000155 不明)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

建設現場で下請け事業場が違反していた時。(00005 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

事案 1 木造家屋新築工事現場において、作業者が建屋 2 階の開口部から墜落した事案



## 1 事案概要

木造2階兼住宅新築工事において、被災者(1次下書事業者の労働者)は、窓から建材を受け渡すため建材を持った状態で窓に近づいたところ、ユニットバス設置用のピットから1階床に墜落した。墜落高さ3m。被災者は墜落制止用器具を着用していたが、現場には墜落制止用器具の取付設備はなかった。

## 2 適用の要旨

ユニットバス設置用ピット周囲には囲い、手すり、覆い等が設けられておらず、また現場の状況から、それらの設置が困難である事情も認められなかったため、当該1次下請事業者に対し、安衛法21条第2項(安衛則第519条第1項)違反を是正勧告した。また元請負事業者は、当該1次下請事業者に対し安衛法に違反しないよう必要な指導を行っていなかったため、元請事業者に対し安衛法第29条第1項違反を是正勧告した。(00122 監督官)

### ●労働安全衛生法第(29)条の適用例

元方事業者に対して、関係請負人と関係請負人の労働者が労働安全衛生法とその関係法令について違反が認められた場合、必要な指導を行わなかったとして適用する。(00196 不明)

### ●労働安全衛生法第(29)条の適用例

土木建設用鋼材のリースを行っている会社の構内で、土木建設用鋼材の洗浄や整備を請け負っている会社の作業員がアーク溶接を行っていたが、当該作業員に対しアーク溶接特別教育を受講させていなかった。

下請会社に対して、安衛法59条3項違反を指摘した後、元請であるリース会社には安衛法29条第1項違反を指摘した。

事業者間に請負関係が成立していた場合で、かつ下請業者で安衛法違反が成立した場合、建設業に限らずあらゆる業種の事業者について安衛法29条違反が成立するといった特徴がある。(00035 監督官)

### ●労働安全衛生法第(29)条の適用例

関係請負人及び関係請負人の労働者に安衛法違反が認められたとき、元請(建設業)に対して指導。(00163 監督官)

### ●労働安全衛生法第(29)条の適用例

労働安全衛生法第30条(特定元方事業者の講ずべき措置)及び、第31条(注文者の講ずべき措置)においては、紐づけられる安全衛生規則があるため、下請に違反があった場合に、該当する安全衛生規則の特別規則(第四編)の違反を元請に対して指摘するが、これらに該当しない違反(特化則、有機則等)を下請に指摘した際には、より専門知識の必要な分野として元請への援助が必要不可欠となるにもかかわらず、条文として罰則のない安全衛生法第29条を適用させるしかなかった事例。

メンテナンス工事の現場において、タッチアップのため、事前の有機溶剤等を使用した払拭作業を下請業者が行っているにもかかわらず、知識不足から、有害性の認識が無く、作業主任者、呼吸用保護具未着用等、法令に基づく措置の未実施が見受けられたもの。当該事業者には、該当する違反を指摘したものの、管理すべき元請から必要な指導がないものとして、労働安全衛生法第29条を適用させたもの。(00040 監督官)

### ●労働安全衛生法第(29)条の適用例

建設現場において、元方事業者が、関係請負人に対し安全衛生法の規定に違反しないように必要な指導を行っていなかったもの(例：安衛法第61条の就業制限違反、安衛則第519条の墜落防止措置違反等)。若しくは、元方事業者が、関係請負人に対し安全衛生法に違反していると認めていたにもかかわらず、是正のための必要な

指導を行っていなかったもの。

(00212 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条第1項の適用例

これは広く行われておりますが、建設現場において下請けに違反があると、元方事業者に対し、殆ど必ず本項違反を是正勧告しております。

ただ、是正勧告の文面において、「…の命令の規定に違反しないよう必要な指導を“十分”行っていないこと」という、ちょっと表現を和らげることがあります。

これは、通常、元方事業者が各種指導を既に沢山行っているからです。

本条には罰則がありませんのでそのように和らげてもよいかなという感覚があります。(番号なし監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

建設現場において、下請けの事業場の労働者が労働安全衛生法上必要な安全措置を講じておらず、労働安全衛生法違反が発生しているにもかかわらず、是正のため必要な指示又は法令に違反しないよう必要な指導を元請け業者が行っておらず、当該条文に抵触したものと。(00089 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

関係請負人に法違反が認められたところ、元方事業者(元請)において関係請負人が違反しないよう必要な指導を行っていなかったことで、1項を適用。(00173 技官)

●労働安全衛生法第(29)条第1項)の適用例

建物解体工事において、関係請負人(1次下請け)が小型車両系建設機械を使ってフレコンバックを吊り上げる作業中、荷を掛ける作業をしていた労働者が荷と建設機械に手を挟まれて負傷した。車両系建設機械を主な用途以外の用途に使用し、また、その運転者は小型車両系建設機械の運転のための特別教育を修了していなかったが、元請事業者が、関係請負人に対して、法令に違反しないよう必要な指導を行っていなかったことが判明したので、元請事業者に対して、本条違反とした。(00180 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

法31条の適用がない業種で、下請業者又はその労働者に違反が認められた場合に元請に対し是正を勧告する。(00162 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

元方事業者が関係請負人及びその労働者が法令違反しないよう必要な指導義務を違反していると認めるときは是正のため必要な指示義務を求めているが、「必要な」指導、「必要な」指示が具体的にどこまでが不明確である。

また、この条文には罰則規定がない。元方事業者として努力義務でよいのかと感ずるところもあるが、止むを得ないところではあろう。

請負人は、実質は元方事業者の指示のもとに工事や業務を行うが、司法処分するときには請負人が安衛法違反の主体であり、元方事業者に捜査の範囲として及ぶのは、共犯として立件するときくらいである。必要な指導、必要な指示を明確化し、罰則付きにすることは如何であろう。

(00076 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

建設工事において、下請業者が無資格就業により労災事故を発生させたため、元方事業者に対し、下請業者に対する必要な指導を行っていなかったとして是正勧告を行なった。(00121 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

製造業種 元方事業者

構内請負労働者がピットから墜落し、ピット内容物に埋もれて死亡。

請負事業者 533 違反について、元方違反が成立。(00058 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

・元方事業者として、関係請負人及び関係請負人の労働者が当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行っていない。

・建設現場において、下請事業者に法違反が認められた時に、元請事業者に対して適用。

(00027 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

関係請負人の労働者に安衛法違反が認められ、元方事業者が必要な指導を行っていないことが認められたため、同条に基づき違反を指摘した。(00174 監督官)

●労働安全衛生法第(30)条の適用例

建設業、造船業に課される元方規制について、造船業の仕事も請け負っている製造業の事業場内で作業する下請事業者の労働災害が発生した場合、その事業場内で作業する下請事業者の労働者にかかるものであれば、作業を行っていた物が総専業にかかるものであっても、本来の重たる事業による判断となることから監督指導において、注意を要する場合があります。また、死亡労働災害の場合は、検察や警察に対して法の適用の説明をすることが難しいことが多々あります。(00204 監督官)

●労働安全衛生法第(31)条の適用例

建設現場での足場、開口部からの墜落防止対策が不十分なことにより、事業者へ違反を適用するとともに、併せて注文者へも違反を適用することが多い。(00107 監督官)

●労働安全衛生法第(33)条の適用例

機械貸与契約(いわゆるオペ付きリース)により、多くの建築工事現場で移動式クレーン作業等が行われているところであるが、本条による措置が不十分であるため、災害・事故が発生している状況もみられる。措置が不十分な例としては、機械貸与を受ける者がリース業者に対して移動式クレーン作業計画を示すなどにより、法定事項を通知していないことなどである。(00074 監督官)

●安衛法 37 クレーン則 3①

【クレーン則 3①違反の既遂時期はいつか】

ある法人が工場に設置するある設備の製品搬送機械としてつり上げ荷重が 7t のテルハを設置する場合において、当該設備設置工事全体の請負業者(元請)からクレーンの設置を請け負った一次下請 X とさらにその下請(二次下請) Y がいずれも当該クレーンの製造許可を持っていなかった事案です。

本件は、監督指導時にすでに当該テルハの走行レールがすでに工場内に設置されていたほか、レールに乗せられる予定の巻上機も現場に準備されている状態(要するにもうほとんど完成という状態)で、安衛法違反として刑事事件も視野に入れるべき状態でした。

クレーン則 3①では、クレーンを製造しようとする者は、その製造しようとするクレーンについてあらかじめ、…労働局長の許可を受けなければならない」と規定されています。

是正勧告のレベルであれば、「許可もないのにほぼ完成の状態まで作っていた」わけですから、「あらかじめ…許可を受けていない」ことは明らかですから法違反を指摘して何ら問題はないといえます。

しかし刑事事件とするならば、その犯罪発生時期（既遂時期）は、犯罪事実の一部であり、処罰の対象となる行為を特定する上で非常に重要です。

しかし、「製造しようとする」とはいつの時点をいうのかが何も言われていないのです。

もし、同条文が「許可のない者は製造してはならない」と規定されているならば、「製造」とは「原材料・（粗製品）を加工して製品にすること」（新明解国語辞典）をいうことから「製造許可なくクレーンを作った（完成させた）とき」を既遂時期ととらえて差し支えないとおもわれます（ですので設例の場合ですと、既遂には達していないという判断になろうかと思えます）。

しかし、クレーン則 3①は「クレーンを製造しようとする者は、…あらかじめ」ですから、既遂時期はもっと前になってきます（クレーン則 3②の規定から製造許可の制度が、実際に製造されたクレーンの安全を担保する制度というだけでなく、当該クレーンを製造する製造者が安全な機械を製造できる者であるかどうかをも担保する制度といえるので妥当だと思われます）。

「製造しようとする」とは、①「頭の中でクレーンを作ろうと思い描いたとき」でしょうか、②「クレーンの構造計算を行ったとき」でしょうか、③「設計図を作成したとき」でしょうか、④「製造にかかる契約を締結したとき」でしょうか、⑤「製造に必要な部材の発注をおこなったとき」でしょうか、⑥「部品の組み立て・加工がはじまったとき」でしょうか。

本職は、犯罪として処罰を求めるには、いわゆる「無許可製造」による危険が現実には生じうる状態になった必要があると考え、現実には製造に取り掛かった⑥の時点をもって製造許可がなければ既遂に達するものと判断しているが、異動のため結末を見ず、その正しかったのかは不明です。（00071 監督官）

#### ●労働安全衛生法第(40)条の適用例

安衛令第 12 条で定める特定機械について、安衛法第 37 条の製造許可を受けずに製造した特定機械、安衛法第 88 条の設置届等を提出せずに安衛法第 38 条の製造時検査等を受けなかった特定機械（設置届を提出時には製造時検査等の実施は確認する）、検査証の交付を受けたが性能検査等の未実施により検査証の有効期限が切れた状態で使用している特定機械等について、適用する。（00196 監督官）

#### ●労働安全衛生法第(40)条の適用例

町工場で、労働局等の落成検査を受けずにつり上げ荷重が10トンのクレーンを設置し、クレーンのフックに2.8トンの表示をして、あたかも検査証が必要ないクレーンと偽装して使用していたものについて、検査証を受けていない特定機械を使用していたとして書類送検した。（000157 監督官または元監督官）

#### ●労働安全衛生法第(40)条の適用例

製造業の事業場に於て、荷物用エレベーター（積載荷重 3.0t）をその検査証の有効期間を更新（性能検査を未受検）せずに使用を継続していたことが判明し適用した。（00130 監督官・技官）

#### ●労働安全衛生法第(44)条の適用例

私の所属先では、法別表第 3 に掲げられる「ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの」について、「登録個別検定機関」として厚生労働大臣の登録を受け、個別検定を行っている。（00228 元技官）

●労働安全衛生法第(44)の2)条の適用例

私の所属先では、法別表第4に掲げるもののうち、12品目について「登録型式検定機関」として厚生労働大臣の登録を受け、型式検定を行っている。主要な検定品目としては、防爆構造電気機械器具、防じんマスク、防じんマスク、保護帽、電動ファン付呼吸用保護具がある。(00228 元技官)

●労働安全衛生法第(44)条の2第7項の適用例

木材加工業の事業場に設置されているテーブル丸のこ盤に、歯の接触予防装置が設けられていましたが、可動部が壊れ、事業場の代表者がお手製で直して使っていましたが、型式検定は受けていませんでした。「木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格」に適合しているかどうかは不明であったので、型式検定を受けていないという違反も成立していると思われました。しかし、おそらく合格しないと思われる型式検定を受けるといのもおかしい気がしたので、その場の判断で、「型式検定合格標章が附されていないものを使用している」として本項の是正勧告をしました。(番号なし 監督官)

●労働安全衛生法第(45)条の適用例

プレス機械等災害の発生した機械について、特定自主検査(以下「特自検」という)を実施していない機械が認められるが、特自検が実施されていないほとんどの機械は定期自主検査(以下「自主検査」という)も実施されていない。プレス機械等の特自検が必要な機械については本来自主検査を実施したうえで特自検を行っていない場合に特自検の違反が成立しうるものと考えられる。行政的には特自検違反を措置することで両方の違反を回避できるため、労働安全衛生法第45条第1項、同法同条第2項の条文を併記して指摘を行うか、特自検のみの違反にて指摘し、是正を求めている。(00170 不明)

●労働安全衛生法第(45)条の適用例

フォークリフトの年次点検(特定自主検査)が未実施であったため、本条文を適用した。(00130 監督官・技官)

●労働安全衛生法第(53)条の3)の適用例

登録性能検査機関となろうとする者は、労働安全衛生法第53条の3に基づき、登録を受けなければならないため、同条に基づく申請がなされる。条文の特徴として、同条は、労働安全衛生法第46条等の一部読み替えによる準用の規定となっているため、並行して第46条等を確認する必要がある。加えて第46条は、「第38条第1項の規定による登録(中略)厚生労働令で定めるところにより」と規定されており、さらに平行して第38条の条文や対象となる厚生労働令(登録省令)を確認しないとイケないため、内容を理解するのが非常に難しい構成となっている。加えて厚生労働省が登録省令を指していることは、容易にわかるものではないため、全体として、自発的に申請手続について理解するのは困難であると思料する。

(00147 監督官)

●労働安全衛生法第(57)条の3)の適用例

「職場における化学物質等のあり方に関する検討会」資料  
特別規則対象外物質による典型的な災害事例

1 ラベル表示・SDS 交付対象物質のリスクアセスメントが未実施であること等による災害事例法 57 条の 3

発生月	概要	程度
平成 29 年 5 月	1-ブロモプロパンを含む溶剤で治具や製品の洗浄作業をしていたところ、体調不良を訴え、急性薬物中毒と診断されたもの。少量生産部門であったため、防	休業 14 日 (1 名)

	毒マスクの着用や局所排気装置の設置、リスクアセスメントが実施されていなかった。	
平成 29 年 8 月	飼料の燻蒸作業を行ったところ発生したリン化水素によって気分が悪くなったもの。リスクアセスメントは実施されていなかった。また、作業員は防毒マスクをしておらず、換気も不十分であった。	休業 10 日 (1 名)
平成 30 年 8 月	住宅新築工事現場において、床断熱材の隙間を埋めるため、ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート、メチレンビス(4,1-フェニレン) = ジイソシアネートを含有する断熱材をスプレーにて吹き付ける作業を行っていたところ、中毒を起こしたもの。リスクアセスメントは未実施であり、特段のばく露防止対策は講じていなかった。	休業 1 日 (1 名)

(00224 元技官)

●労働安全衛生法第(59)条の適用例

法 59 条第 1 項に基づく雇入れ時の安全衛生教育を実施していなかったため、適格に実施するようにアドバイスをしました。(00286 技官)

●労働安全衛生法第(59)条の安衛法則(36)条(3)項の適用例

特別教育の必要な作業を列挙。(00177 監督官)

●安衛法 (59) ③ 安衛則 (36) クレーン則(21、同 222)

【つり上げ荷重 0.5t 未満のクレーンの運転・玉掛にかかる特別教育は必要か】

安衛則 36 の 15 号ではつり上げ荷重 5t 未満のクレーンの運転について、同 19 号ではつり上げ荷重 1t 未満のクレーンの玉掛業務についてはそれぞれ特別教育が必要とされているが、同条を根拠とした特別教育規定はありません(安衛則 39 で除外されている)。

一方、クレーン則 21 および 222 でも同様の規定がされており、クレーン則に基づく特別教育規定が制定されています。クレーン則をクレーンに関する安衛則の特別法と考えるならばクレーン則が適用される場合、一般法である安衛則の規定は適用にならず、クレーン則に基づく特別教育を行っていれば適法といえるでしょう。

しかし、クレーン則 2 では、つり上げ荷重 0.5t 未満のクレーンについてはクレーン則の適用を除外すると定めています。

そうすると、つり上げ荷重 0.5t 未満のクレーンはクレーンでありながらクレーン則の適用がなくなるが、クレーンであることには違いはなく、安衛則 36 では、規則の適用除外はなく、同条に基づく特別教育を実施する必要があると判断されるところ、同条に基づく特別教育規定がないため特別教育を行いようがありません。

多くの技官・監督官で、「クレーンに関しては特別法であるクレーン則が一般法である安衛則に優先し、その優先するクレーン則でつり上げ荷重 0.5t 未満のクレーンは法の適用が除外されているのだから特別教育は不要」という意見を聞きますが、果たして正しいのでしょうか。

本職は、クレーン則は、「つり上げ荷重 0.5t 未満のクレーンはクレーンではない」と言っているわけではなく、クレーン則を適用しないと言っているのであり、当該機械もクレーンに他ならないのであれば、特別法の適用がない場合には一般法が適用になるとの原則により、現時点においては安衛則に基づく特別教育が必要でありそのための特別教育規定の整備が必要と考えます(当然、0.5t 未満のクレーンについて規制の必要がないから安衛則上、特別教育を不要とする改正もありうるでしょう)。(00071 監督官)

### ●労働安全衛生法第(61)条の適用例

電気機械器具の製造を行う事業場において、フォークリフト運転特別教育を修了しているのみで、フォークリフト運転技能講習を修了していない労働者に最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転業務を行わせていたことから、有資格者に当該業務を行わせるよう指導したもの。(00155 不明)

### ●労働安全衛生法第(61)条の適用例

事業者 A の代表取締役 B は、法令で定める資格を有しないにも関わらず、最大荷重 1 トン以上のフォークリフトを運転したもの。

労働安全衛生法第 59 条第 3 項の特別教育については、事業者が労働者に対して必要な教育を行うことを義務付けているのに対し、労働安全衛生法第 61 条第 1 項において「資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。」と規定しており、事業主、法人の役員等であっても資格が必要となっている。また、同条第 2 項においては「前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務に就かせてはならない。」と規定しており、事業者以外にも義務を課している。

このことにより、労働安全衛生規則第 36 条で定める業務（特別教育を必要とする業務）と労働安全衛生法施行令第 20 条（就業制限に係る業務）に大きな差があり、就業制限に係る業務の危険・有害性が高いことを象徴している。(00206 監督官)

### ●労働安全衛生法第(61)条第(2)項の適用例

産業労働の場において、第 61 条第 1 項(令第 20 条)により定められた就業制限業務について、次の身分の無資格者が就労していたため、第 61 条第 2 項の違反と取り扱われ、労働基準監督署から関係者に指導等が行われた。

(1) 労働者

(2) 非労働者

ア 事業の代表者

イ 代表権のない法人の役員(常務取締役等)

ウ 個人事業主(一人親方)

(実務家から見た論点 1)第 1 項以外の物の意義

就業制限業務の無資格就労に関して、監督行政機関は事業者に対して第 61 条第 1 項を適用して指導、行政処分等を行うケースが圧倒的に多いが、中には事業者の指揮監督権が及びに状況下で無資格就労が行われるケースもある。労働者が事業者の知らないところで無資格就労している場合、無資格就労の主体が一人親方である場合などである。このような場合には第 61 条第 2 項の規制を適用して処理することとなるので、同項の規定は重要な意義をもつと考える。

(同 論点 2)第 1 項の禁止は事業主にも向けられているか

第 61 条第 1 項は「事業者は、・・・(略)・・・、当該業務に就かせてはならない。」とあり、「～させてはならない」類型の禁止規定である。この禁止の対象が労働者のみではなく、事業主自身にも及ぶのかどうかについて、及ぶとする説、及ばないとする説とに解釈が分かれている。事業主自身が制限業務に無資格就労した行為の擬律として、及ばないと解した場合は、第 1 項の違反に比べて法定刑の軽い第 2 項で処断するしかない。及ぶと解釈した場合は事業主自身の違反であるので問題なく第 1 項違反として処理できる。略式ではあるが、起訴例においても第 1 項か第 2 項か、適用の判断が割れている。(00268 元監督官)

### ●労働安全衛生法第(61)条の適用例

法 61 条 2 項は、法定の就業制限業務について何人も無資格での就労をしないよう禁止しており、事業主も本条の適用を受けるところ、事業主自ら建設工事現場などで就業制限業務に従事している際には、その資格取得状

況をよく注意する必要がある。(00074 監督官)

●労働安全衛生法第(61)条の適用例

無資格運転(免許、技能講習)。(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(61)条の(2)項の適用例

(関連：労働安全衛生法施工令第20条、労働安全衛生規則第41条、規則別表第3)

期待重量3tのクレーン使用のドラグ・ショベルをクレーン仕様に切り替えず、技能講習を数量していない労働者が、ドラグ・ショベルを用いた掘削作業に従事していたもの又はクレーン仕様に切り替え、つり上げ荷重2.5tの移動式クレーンとして使用する場合に、技能講習を修了していない労働者が発電機を吊り上げてトラックの荷台に移動させる作業に従事していたもの。(00007 監督官)

●労働安全衛生法第(61)条の安衛法政令(20)条の適用例

終業制限業務を列挙。安衛則(省令)41条は、日常的に参照することが少ない。(00177 監督官)

●労働安全衛生法第(65)条の(2)(作業環境測定の結果の評価等)、第(66)条の(5)(健康診断実施後の措置)、特化則(36)条の(5)(特定有機溶剤混合物に係る測定等)、第(41)条の(2)(特定有機溶剤混合物に係る健康診断)、粉じん則第(26)条の(3)評価の結果に基づく措置(他にじん肺法等の関係条文あり)の適用例

東北地方の大手ガラス製造業系列企業の事業場においては、特定の特別有機溶剤及び特定粉じん作業について、作業環境測定評価結果第1管理区分、特殊健康診断・じん肺健康診断結果有所見者なし、呼吸用保護具着用等衛生管理に問題がないと評価しているが、長期的な健康障害に係り有害性あり、取扱量が多く移動の多い作業携帯であることから、個人ばく露測定を行い、産衛学科のガイドラインに基づく一定(6段階評価中3番目)の良評価等であったものについて、具体的な改善措置を取っている。条文では、作業環境測定(評価)、特殊健康診断等の結果等が悪かった場合の措置が定められ、その中には、個人ばく露測定に係る措置は明記されていないが、がん、じん肺等の長期的な健康影響のリスクを下げる観点から、ここまで行われているものと思われる。

※上記2例は、中央労働災害防止協会編集・発行「第79回全国産業安全衛生大会研究発表集(令和2年度)の発表原稿をもとに、本回答がまとめたものである。(00222 元監督官・元技官)

●労働安全衛生法第(66)条の10条の適用例

ストレスチェック制度

・心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)制度の法規則、実施事項、実施マニュアルの紐づけが複雑で理解困難である。

・平成27年12月義務化以降、5年経過し、簡易調査票の問診事項が同一であり、マンネリが生じているため実施結果の収集方法の見直し等が必要。(安易に受検する者も少なからずある状況)(00059 技官)

●労働安全衛生法第(75)条の(2)、第(75)条の(3)、第(75)条の(4)、第(75)条の(5)、第(75)条の(6)、第(75)条の(7)、第(75)条の(8)、第(83)条の(2)、第(83)条の(3)、第(85)条の(2)、第(85)条の(3)、作業環境測定法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第32条の2適用例  
公益財団法人安全衛生技術試験協会(以下「試験協会」という。)は、ボイラー技士、クレーン・デリック運転士、衛生管理者等免許試験、作業環境測定士試験、労働安全・労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事業及び作業環境測定士及び労働安全・労働衛生コンサルタント試験の登録に関する事業を、国に代わって行う唯一の指定試験期間・指定登録期間としての指定それに伴う役員の選任、試験事務規定及び事業計画の認可を受け、また、免許試験員の選任の届出など行い、安全衛生を推進する人材、なかでも危険有害な業務や安全衛生のた



めの指導的立場に立つ業務に携わる人材を質及び量ともに確保していくことにより、我が国の安全衛生水準の向上を図るため、公正、安定的かつ効率的な試験事業の実施に努めている。(00222 元監督官・元技官)

●労働安全衛生法第(76)、(77)条の適用例  
三重労働局登録教習期間。(00259 監督官)

●労働安全衛生法第(88)条の適用例  
・足場の設置届について、当該工事の開始の日の30日前までに届け出ていない。  
・高さ31メートル以上の建物の計画届を開始の14日前までに届け出ていない。  
(00027 監督官)

●労働安全衛生法第(100)条第(1)項の適用例※1 (労働安全衛生法第(27)条)の適用例で参照  
(関連：労働安全衛生規則第97条第1項)  
4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者私傷病報告書を提出しなかったもの。  
(00072 監督官)

●労働安全衛生法第(101)条の適用例  
行政機関から送付された通達等については、職場のイントラネットに掲載するなどして周知を図っている。  
(00228 元技官)

●労働安全衛生法第(103)条の適用例  
「登録個別検定機関」「登録型式検定機関」として、総務部が中心となって、関係書類の整備、保管を行っている。(00228 元技官)

●労働安全衛生法第(115)条の適用例  
天然ガスの採掘を行っている事業場において、爆発事故により労働者が被災した際、災害発生の原因として安全管理上の問題があった。  
労働安全衛生法に照らすと法違反があったが、当該事業場は鉱山に指定されていたため、法第115条により安衛法が適用されず、鉱山保安法が適用されることとなり、経済産業省の産業保安監督部が鉱山保安法違反容疑で捜査・送致を行った。  
なお、労働者死傷病報告は所轄労働基準監督署に提出された。(00082 監督官)

●回答可能な事案なし。  
なお、【省令関係】で回答の安衛法59条3項「特別教育」違反、同61条1項・2項「就業制限」違反については、構成要件の一部が省令で規定されているものであるから、「本法関係」にも該当し得ると考える。(00057 監督官)

#### 【1-省令関係】

●主に労働安全衛生法第(14)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(18)条の適用例  
労働安全衛生法第14条では作業主任者に労働者の指揮その他の省令で定める事項を行わせなければならないと定めているが、これは作業主任者の職務であると考えられ、労働安全衛生規則第18条の作業主任者の氏名等の周知義務は、労働安全衛生法第14条では何ら触れていないため、労働安全衛生規則第18条は、労働安全衛生法第14条と関連はあるが、根拠条文とまでは言えないと考えられる。(00186 監督官)

●主に労働安全衛生法第(14)条に紐付く(石綿障害予防)規則第(19)条の適用例

石綿を含有する配管の保温材の除去作業を行うにあたって、有資格者の中から石綿作業主任者が選任されていなかったことから、資格を有する者の中から当該作業主任者を選任するよう指導したものの。

なお、当該現場では、平成 18 年 4 月 1 日以降に特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者が石綿作業主任者として選任されていた。(000155 不明)

●主に労働安全衛生法第(14)条に紐付く(安衛)規則第(129)条の適用例

木材加工用機械(丸のこ,帯のこ等)で手をケガした件につき、本来機会を使う立場にない労働者が被災しており、作業を直接指揮するはずの作業主任者が選任されていない状況で労働者が勝手に使用していた為に被災したことから、同法を適用した。(機械は 5 台以上所有していた)(00130 監督官・技官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(17)条の適用例

生コンクリート製造会社工場内にて、ミキサの運転を停止させ、被災者ほか 1 名をしてミキサー内の清掃作業を行わせるにあたり、ミキサー内に設けられた羽根が回転し労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、ミキサの起動装置であるプラント動力盤に鍵をかけ、あるいは同動力盤にもうけられている表示板を裏返しして注意喚起させる等の措置を講じないまま、同清掃作業を行わせ、もって機械、器具その他の設備による危険防止のための必要な措置を講じなかった。(00097 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(27)条の適用例

(関連：労働安全衛生法第 42 条、法別表第 2 第 10 号、木材加工用丸のこ盤等構造企画第 30 条)携帯用丸のこ刃部の衝動覆いの木片により、固定していたため、ばねが利かなくなり、木片を外しても移動覆いが切断に必要な部分以外の部分を覆うことが出来ず、構造企画を満たしていないものを使用していたもの。(00007 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(27)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(137)条の適用例

工場内の木工作業を行うに当たり、労働者が使用する木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防措置を設けなかった。(00072 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(27・28)条の適用例

つり上げ荷重が 1 トンのクレーンについて、クレーン構造規格で定めるフックの外れ止め装置を確認したところ、クレーン A の外れ止め装置はバネが壊れて無効になっており、クレーン B の外れ止め装置は取れてなくなっていた。このとき、クレーン A について労働安全衛生規則第 28 条の違反、クレーン B について労働安全衛生規則第 27 条の違反を指摘した。(00082 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条第(1)号、同法第(27)条第 1 項に紐づく(労働安全衛生)規制第(131)条第 2 項、第 3 項の適用例

(事案概要)ある工場において、労働者に動力プレス機械(いわゆる安全プレス)※を使用して金具の穴あけ加工作業を行わせるに当たり、同プレス機械には両手捜査式起動スイッチが取り付けられていた。同プレス機械には操作の切替えキースイッチが設けられていて、同スイッチをフット操作に切り替えが場合には、両手捜査式起動スイッチが作動せず労働者の安全が確保出来なくなるので、同プレス機械の停止性能に応じた性能を有する光線式の安全装置を労働者に使用させる等の必要な措置を講じなければならないのに、これを行わずに同作業を行わせ、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じられていなかった。

※労働安全衛生規則第 131 条第 1 項ただし書において「スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りではない」としている。本件プレスは、本来この「スライドによる危険防止するための機構を有するプレス」として製造されたいわゆる「安全プレス」であり、両手操作式起動スイッチを使用し、もしくは光線式安全装置が有効な状態で無いとスライドが作動しない構造となっていた。しかしながら、本件プレスは、災害発生日、両手捜査式起動スイッチを使用せずフートスイッチで起動させていたので光線式安全装置により身体の一部が危険限界内に入った場合にはプレス機械が停止しなければならないのにもかかわらず、光線式安全装置が作動せずにスライドが動いていた。これは、本件プレスの電気回路を短絡させることにより、光線式安全装置が無効な状態でも、フートスイッチの操作でスライドを作動させることができるようにしていたものであった。(本件プレスは中古品であり、元々、誰が短絡させたかは特定できなかった)。よって、本件プレスは、「スライドによる危険防止するための機構を有するプレス」ということはできないものであった。

## (2)運用した条文

労働安全衛生規則第 131 条第 1 項の措置に講じていない場合であっても、同第 2 項に規定する「作業の性質上、前項の規定によることが困難なとき」に該当すれば、「当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、安全装置を取り付け」れば、違法な状態とはならない。本件については、解釈例規にある多品種少量生産の場合、形状の複雑な材料を加工する場合等に該当するため、「作業の性質上、前項の規定によることが困難なとき」に該当し、両手操作式起動スイッチを備え、光線式安全装置を具備したものであったが、両手操作式起動スイッチは使用せず、さらに光線式安全装置の電気回路は短絡され、無効な状態となっており、労働者の安全を確保するための安全装置がない状態であった。

また、行政通達(昭和 53 年 2 月 10 日付け基発第 78 号)によると、同規則第 131 条第 2 項の「安全装置を取り付ける等必要な措置」には、①片手では専用の手工具が使用され、かつ、他方の手に対して囲い等が設けられていることや②専用の手工具が両手で保持され、材料の送給又は製品の取り出しが行われることが含まれるが、本件作業中には、これらに該当する安全装置は一切講じられていなかったもので、安全装置を取り付ける等必要な措置が講じられていないことは明らかであった。よって労働安全衛生規則第 131 条第 2 項及び第 3 項を適用した。

## (3)競合する条文

安全プレスに関わる構造規格を具備しない動力プレス機械を使用したという点で、労働安全衛生規則第 27 条の適用も検討した。本件に関しては、動力プレス機械構造規格第 5 章に定める規格を具備しないことから、労働安全衛生規則第 131 条第 1 項但し書きの安全プレスに該当しなくなるが、同条第 2 項の措置を講じていれば、労働者の安全が確保されるため、同規則第 27 条違反については適用しなかった。(00063 監督官)

### ●主に労働安全衛生法第(20)条に紐付く(安衛)規則第(28)条の適用例

- ・丸のこ盤の歯の接触予防装置が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行っていないこと。
- ・プレスの光線式安全装置について、有効な状態で使用されるよう、それらの点検及び整備を行っていないこと。
- ・安全装置は設けられており、簡単な整備で有効に使用することができるが、現状では有効でない状態の時に適用する。

(00027 監督官)

### ●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(28)条の適用例

携帯用丸のこの刃部の移動覆いを木片により、羽部を覆わない状態で固定して使用し、安全装置を無効にしているのに点検、整備をせずに使用していたもの。(00007 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(28)条の適用例

- ・木造建築現場、木製製品製造の事業場などにおいて、携帯式丸のこ盤の刃の接触防止装置を、木片や紐で固定するなどして無効化している例が見られる。
- ・製造業などの事業場において、天井クレーンのフックの外れ止めが破損して無効となっている例が見られる。
- ・作業効率を優先し、機械のインターロックや光線式安全装置を無効化していることがある。

本条は、点検及び整備の義務を使用者に課しているものではあるが、機械の安全装置の点検・整備を行うという観点希薄な事業場では、上記のような状況が認められることがある。(00074 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(101)条の適用例

労働安全衛生規則第 101 条第 1 項は、「機械の・・・プリー・・・等の労働者に危険を及ぼすおそれがある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない」と規定されているため、金属製円柱製造のためのロールベンダーに身体の一部が巻き込まれる災害が発生した事案に対して、当該条文を適用させて違反を指摘したがロールベンダーについては、構造上、安全な覆いを設けることができないため、巻き込み側と反転する補助ロール、ロープ式緊急停止装置等を設置したことをもって、法令違反が是正されたものと判断し、完結させている例。構成要件上、違反が是正されていなくも、指導を完結させている例。(00040 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(安衛)規則第(101)条の適用例

- ・印刷機のプリーで労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に囲いを設けていない。
- ・ベルトコンベヤーの端の回転軸、プリーに囲いを設けていない。
- ・ボール盤の回転軸の止め具に埋頭型のものを使用していない。
- ・機械一般で、はさまれ・まきこまれのおそれのある構造で、労働者が通行する近づくなど危険を及ぼすおそれがある時に適用。(00027 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(101)条の適用例

加工機械の動力伝導部に設けられたプリー及びベルトに取り付けられた覆いが破損して外れたにもかかわらず、そのまま使用していたため、覆いを設けなかったとして是正勧告を行なった。(00121 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(101)条の適用例

工場床面に対し、水平に高速回転するシャフトについて、囲い等が設置されていない状況下において、床面の雑巾がけをしていた労働者の作業服が巻き込まれ、その結果、両前腕を切断する労働災害が発生したもの。司法事件として立件装置した。災害後、シャフトに対し、囲いが完全に設置された。(00077 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(101)条の適用例

一般機械器具製造業の工場において、機械の回転軸、歯車、プリー、ベルト等について労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、覆い等を設けていなかったもの。(00212 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(107)条の適用例

事案Ⅱ 木材加工事業場において、木材加工用機械の清掃中に可動部に手指が接触した事案

1 事案概要

木材加工事業場において、被災者(所属労働者)は木材加工用機械を用いて木材を加工する作業を行っていた。作業中、木材加工用機械に木屑が溜まったため木屑を手で払い落そうとしたところ、誤って指が木材加工用機械の稼働部に接触し負傷した。

2 適用の要旨

木材加工機械の刃部以外の箇所を掃除を行う場合に、接触による危険があるにもかかわらず、その運転を停止しなかったため、安衛法第20条第1号(安衛則第107条第1項)違反を是正勧告した。(00122 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(107)条の適用例

コンクリートミキサーの中で、ミキサー内の掃除を行っていた作業員3名がミキサーの起動スイッチを別の作業員が押したため、ミキサーに巻き込まれ死亡した。ミキサーの起動スイッチには、第三者が起動スイッチを操作することを防止するための表示板を取り付ける等の措置は講じられていなかった。(00024 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(107)条の適用例

枯紙圧縮装置の中に入った労働者が、装置内の圧縮機を起動させる光線を身体で遮断したため、圧縮機が起動し、胴体を切断。死亡した。事故原因は圧縮装置の起動を停止する安全装置の故障によるもの。(圧縮装置内への入口の扉が「開」の状態では、圧縮装置の起動は停止状態となるものであった)(00024 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(107)条の適用例

機械の修理作業を行う場合において、体がまきこまれるおそれがあったにもかかわらず、当該機械の運転を停止していなかったことが認められたため同法(同規則)に基づき違反を指摘した。(00174 監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(107)条1項の適用例(34)

[違反条文内容] 掃除等の場合の運転停止等

[業種] ゴム製品製造業

[あらまし] 押出機の運転停止措置をとらずに掃除業務に従事させ、右腕を巻き込まれ切断【公表】

(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(107)条の適用例

紡糸機において、帯状に束ねた繊維を引き延ばすロールに繊維が巻き付いたため、除去するためロールを稼働させたまま手工具を使い切断していたところ、繊維とロールの間に手工具が巻き取られ、ゴム手袋をはめていた左腕が巻き込まれた。

巻き付き措置(繊維の除去)は機械の調整の作業に該当、機械を運転したままの状態で行き付け措置を実施、1項を適用。(00173 技官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(安衛)規則第(107)条の適用例

印刷機の調整作業を行う際、当該機の運転を停止することなく作業を行ったため、指がはさまる労働災害が発生、本条文を適用した。(00130 監督官・技官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(107)条の適用例

食料品製造業において、労働者Aが混合機の修理作業を行うにあたり、危険を及ぼすおそれがあったにも関わらず、事業者が機械の運転を停止せずに修理作業を行わせたことから、腕を巻き込まれて被災するという労働災害が発生したもの。

また、労働者Bが混合機の修理作業を行っていたが、事業者は、起動装置に表示板を取り付ける等、労働者B以外の労働者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じていなかったことから、労働者Cが誤って混合機を起動させてしまい、労働者Bが混合機に巻き込まれ被災するという労働災害が発生したもの。

(00212 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(107)条第1項)の適用例

被災者は、車両系建設機械の洗車を行うため、バケットとアームを使って左の履帯を浮かせ、金具を運転席のペダルにかませ、履帯を動かしたままの状態、運転席から離れて履帯の清掃を行っていた。履帯の内側に挟まっていたものを取り除こうとしたところ、手が履帯内側に挟まれて負傷した。機械の運転を停止せずに掃除を行っていたことが判明したので、本条違反とした。(00180 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐付く(安衛)規則第(107)条の適用例

印刷機の調整作業を行う際、当該機の運転を停止することなく作業を行ったため、指がはさまる労働災害が発生、本条文を適用した。(00130 監督官・技官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(107)条の適用例

機械を停止せずに掃除等を行い、機械に巻き込まれる(労働災害が多い)。(00005 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(108)条第1項)の適用例

被災者は、コンバインの清掃作業を、エンジンをかけた状態で行っていた。回転するわらカッターにわらが挟まっていたので、手で取ろうとしたところ、カッターに巻き込まれて負傷した。機械の運転を停止せずに機械の刃部の掃除を行っていたことが判明したので、本条違反とした。(00180 監督官)

●労働安全衛生法第(20)条に紐付く労働安全衛生規則第(108)条の2)の適用例(議論になった例)

冷蔵倉庫内で、自動で開いた自動ドア(冷凍庫のドアなので重く、動力も強い)の戸板の先に労働者がおり、近くにあった柱と戸板との間に挟まれて死亡しました。私は、その戸板の端をスクロール端として、第108条の2)の適用があると考えましたが、「自動ドアは機械ではないのでは」という意見もあり、結局うやむやに…。当然自動ドアは機械だと思うので適用はあると思うのですが、一般基準(安衛則第2編第1章第1節)の適用が、機械安全の専門性のない監督官にとっては難しいのだなおもったエピソードです。(番号なし 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(111)条の適用例

ボール盤を使用して金属に穴を開ける作業を行っていた労働者がドリルに着用していた軍手が巻き込まれ腕を切断。ショックにより死亡した。(00024 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐付く(安衛)規則第(123)条の適用例

木工機械を起因物とする労働災害に係る災害時指導に於て、刃の接触予防装置の未装備が判明したため適用した。(使用停止命令違反)(00130 監督官・技官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(123)条の適用例

・木製製品を製造する事業場において、「木材加工用丸のこ盤の刃の接触予防装置があると送剤の加工ができない。」として、取り外している例が見られる。

現状、本条の丸のこ盤の刃の接触防止装置としては、丸のこ刃の上部にプラスチック製のカバーを備え付けたものが主であり、建具など正確な寸法により木材加工の必要のある事業場においては、作業の邪魔であることを理由に取り外れてしまっている例が見られる。(00074 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(131)条の適用例

フリクションプレスで金物の穴あけ作業を行っていたところ、同プレス機械には光線式安全装置が具備されていたが、光線式安全装置の機能を切り、足踏み操作(フートスイッチ)でプレスを操作していたところ、材料供

給時にタイミングを誤ってフートスイッチを踏み込み、結果、プレス機械の金型間に右手指を挟まれ、被災した事案。同事業場では、本災害と近接した日時にも同様にプレス機械による挟まれ災害が発生していたことから、安衛法違反として送検したもの。(00077 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(147)条の適用例

射出成形機等による危険の防止に関する条文であるが、コンクリートブロック成型機について適用し、送検したことがある。コンクリートブロック成型機が射出成型機等に含まれるか否かが、検察官の懸念するところであった。安衛法施工時の解釈通達に、射出成型機等の範囲を示したものがあり、およそ、動力によって加工用の装置を往復させて加圧、打抜きなどするものでプレスに該当しないもの全てが該当するとしている。あまりにも範囲を広げていて、事業者において本条文の適用は範囲を想定しにくくなっている。(00284 元監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく労働安全衛生規則第(150の4)条の適用例

※産業用ロボットに接触することによる災害

産業用ロボットについて、ロボットに向かう通路には安全柵が設けられており、安全柵を開けるとロボットが停止する構造であった。しかしながら、安全柵の周囲からもロボットの可動範囲に立ち入ることができた。

災害は、作業者がロボットのアーム部分と、積み重ねられたパレットの間に首を挟まれていた。発生状況は一人作業のため推定であるが、産業用ロボットが稼働中又は非常停止中に、作業者がロボットの可動範囲内に確認のため安全柵の周囲から立ち入ったところ、ロボットが稼働し、作業者に激突する災害が発生した。

↓

本作業は産業用ロボットが停止後の災害か稼働中の災害が判然としなかったため、産業用ロボットに柵または囲いを設ける等の措置が行われていなかったとして、安衛則第150条の5ではなく、第150条の4で措置した。

- ・「さく又は囲い」の範囲、性能、材質、表示等についてどこまで求められるか
- ・「運転の場合」について、稼働中に非常停止した場合は「運転の場合」含まれるか。
- ・柵は設けられていたが、開閉時にロボットの電源が遮断する構造である必要があるか。

(000157 監督官または元監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく労働安全衛生規則第(151条の11)の適用例

(産業界のあらゆる状況に対応した具体的規制のありかたの難しさを示す事例)

いわゆるコンクリートミキサー車の運転手が配送先の待ち時間に運転席を降りた際に、当該車が逸走したことによる死亡労働災害を契機として同条違反で立件したものについて、「原動機を止め、かつ、停止の常態を保持するためのブレーキを確実にかける等～措置を講ずること」の前段措置が一般的に事実上困難であることにより不起訴となったもの。

コンクリートミキサー車や小型移動式クレーン搭載トラック等、付設する装置を当該自動車のエンジンで駆動するものは装置稼働中には原動機を停止することはできないので運転手は運転席を離れることはできない。このため、自動車運転手以外の助手等を配置しない限り、運転席から離れてミキサーのホッパー操作やクレーン操作ができないことになり、このようなものに複数配置している例は一般的にはない。ちなみに、道路交通法においては、運転者の遵守事項を定めた第71条第5号は「車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を講ずること」となっており「かつ」の規定はない。(000236 元監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(151条の13)の適用例(27)

[違反条文内容] 車両系荷役運搬機械等(不整地運搬車及び貨物自動車を除く。)の搭乗の制限

[業種] 畜産業

[あらまし] フォークリフトの乗車席以外に搭乗した労働者が墜落したもの【公表】

(000057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(151 条の 14)条の適用例

建設現場において、ドラグショベル(移動式クレーンモード搭載)で、クレーンモードを有効にしないまま、バケットを使用して荷のつり上げを行っており、用途外使用の禁止を定める当該条文に抵触したもの。(00089 監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(151 条の 3 1 項)の適用例 (39)

[違反条文内容] 車両系荷役運搬機械等作業の際の作業計画

[業種] 機械(精密機械を除く)器具製造業

[あらまし] 【公表】フォークリフト作業を行うに当たり、あらかじめ作業計画を定めなかったもの(00057 監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(151 条の 7 1 項)の適用例 (18)

[違反条文内容] 車両系荷役運搬機械等を用いる作業時の接触の防止

[業種] 印刷業

[あらまし] フォークリフトとの接触による死亡災害。接触防止のための立ち入り禁止措置。【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(151 条の 78)の適用例

被災者は、砂を運搬するコンベヤーのベルトが蛇行していたため、機械を運転させたまま、工具を使って調整作業を行っていたところ、手がコンベヤーのベルトと回転軸の間に巻き込まれて負傷した。被災者とコンベヤーをはさんで反対側にいた労働者が、被災者がコンベヤーに巻き込まれたことに気づいたが、非常停止装置が設置されておらず、機械の元電源を切って機械を停止させた。コンベヤーに非常停止装置を備えていないことが判明したので、本条違反とした。(00180 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(151 の 3)条の適用例

フォークリフトの作業計画を作成していない。(00005 監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(151 条の 7 3 1 項)の適用例 (19)

[違反条文内容] 荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合の荷台への乗車制限等

[業種] その他の廃棄物処理業

[あらまし] 貨物自動車のあおりを閉じずに労働者を荷台に乗車させ、当該労働者が転落【公表】(00057 監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(155 条 1 項)の適用例 (37)



[違反条文内容] 車両系建設機械作業の際の作業計画

[業種] その他の建設業 - その他

[あらまし] 【公表】 車両系建設機械を用いた作業に係る作業計画の未(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(157)条の(87)の適用例

労働安全衛生法第 20 条では、事業者が機械、器具その他の設備による危険等を防止するため必要な措置を講じるよう義務を課しており、より具体的な義務は労働安全衛生規則により膨大に定められている。この一例として、労働安全衛生法第 20 条に基づく労働安全衛生規則第 151 条の 87 の規定により、車両系木材伐出機械を使用する事業者は、当該機械について、運転者席に防護柵「等」を備えなくてはならない、と規定しているが、当該条文の要件を満たすためにどのようなものが「防護柵」として認められるかについては、行政解釈にゆだねられている。上記のとおり、条文の特徴として、労働安全衛生法の規定が非常に抽象的であり、具体的な措置義務は労働安全衛生規則の条文によることとあるうえ、さらに同規則においても、の定義が行政解釈にある程度ゆだねられていることから、実質、刑罰法規の適用の有無を行政解釈にゆだねている側面を有しているものである(これは法令の内容・性質上やむをえないことであると考え)(00147 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(151)の(78、82)条の適用例

繰り返し(司法)

ベルトコンベアの清掃、調整後に試運転を行ったところ、被災者が持っていたタオルでモータープーリーの水分を拭き取ろうとして巻き込まれた。(00160 技官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(164)条の適用例

・道路建設工事現場などにおいて、クレーン機能付きドラグショベルを使用して荷のつり上げ(側溝ブロックの設置作業や転圧機等機械の積み込み・積み下ろし作業など)をしているにもかかわらず、クレーンモードに切り替えておらず、結果、ドラグショベルの用途外使用になっている例が見られる。掘削作業の延長でクレーン作業をする場合、作業者の意思が希薄になりがちになると思われる。(00074 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(164)条の適用例

機体重量 3 t のクレーン仕様のドラグ・ショベルをクレーン仕様に切り替えずに、バケットの爪にワイヤーロープをひっかけて発電機を吊り上げてトラックの荷台に移動させていたもの。(00007 監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(164)条 1 項の適用例 (23)

[違反条文内容] 車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限

[業種] その他の建築工事業

[あらまし] 解体用機械(コンクリート圧砕機)の用途外使用(二次下請を派遣法で適用) 【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(安全衛生)規則第(194)条の 9 の適用例

高所作業車を用いた作業を行わせるに際し、作業計画を定めなかったもの。(00055 監督官)

●主に安衛法(20)条に紐づく安衛則(256)条 1 項の適用例 (28)

[違反条文内容] 危険物を製造する場合等の措置

[業種] ねじ等製造業

[あらまし] 引火性の物をみだりに火気に接近させたもの【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく労働安全衛生規則第(274)条の適用例

被疑者株式会社は化学工業製品製造業を営む事業者、被疑者は同社の工場長として化学工業製品製造部門を統括し、労働者の安全管理を行うものであるが、被疑者は同社の業務に関し、同工場において、労働者に製造作業を行わせるに当たり、爆発または火災を防止するため、同設備の冷却装置、加熱装置及び攪拌装置の操作並びに異常な事態が発生した場合における応急の措置等に関する必要な規程を定めず同作業を行わせ、もって爆発性の物、引火性の物等による危険を防止するための必要な措置を講じなかったものである。(00166 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(563)条の適用例

足場の墜落防止や物体落下防止で違反を適用することが多い。(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(563)条の適用例

労働安全衛生起訴第 563 条第 1 項第 3 号ロで、わく組足場以外の足場においては、中棧等を設置する義務が設けられているものの、条文の冒頭において(一側足場を除く。第 3 号において同じ)との記載があることから、悪質な業者が敷地に十分な余裕があるにもかかわらず、この法令の適用を逃れるため、本足場ではなく、あえて中棧を抜いた一側足場を設置していたもの。しかしながら、設置された足場の全てのスパンを一側足場としていなかったことから、一側足場となっていないスパンを捉えて、違反を適用させたもの。

これを積極的に適用させるよう推し進めると、あえて、より危険な足場を選択する業者が発生し、違反を逃れると思料されるもの。(00040 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(563)条の適用例

本足場の墜落防止措置の不備。手前欠落等。幅木、下さんがない。(物体落下防止措置の不備)(00167 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(有機)規制第(5)条の適用例

第一種、第二種有機溶剤取扱作業場に局排が未設置であること。(00167 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(クレーン等安全規則)規制第(66 の 2 第 1 項第 1 号)条の適用例

株式会社 A は、愛知県一宮市に本店を置き、木造建築工事業を営み、同県同士新築工事を施工する事業者、B は、同現場の現場代理人として、その施工及び労働者の安全を管理するものであるが、B は、同会社の業務に関し、平成 19 年、同工事現場において、労働者 C らをして、つり上げ荷重が 4.9 トンの移動式クレーンを用いて作業を行わせるにあたり、同クレーンの転倒による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、移動式クレーンによる作業の方法、移動式クレーンの転倒を防止するための方法を定めなければならないのに、これを定めずに同作業を行わせ、もって、機械等による危険を防止するための必要な措置を講じなかったものである。(00054 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(クレーン等安全規則)規制第(66 の 2)条の適用例

作業計画の未完成(司法)。トラック荷台の荷上で玉掛け作業を行っていた被災者が地上に墜落した。(00160 技官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく労働安全衛生規則第(151 条の 70 条)の適用例

住宅解体工事現場において、庭石（重さ 3 トン）を撤去するにあたり、バックホウを用いて貨物自動車に積み込む作業中に、庭石が崩れて近くに立っていた貨物自動車運転手に庭石が激突した。この作業を行わせるに際し、当該作業を指揮するものを定めていなかった。（00157 監督官または元監督官）

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(361)条の適用例

下水道工事のため溝掘削(明かり掘削)を行っていた際に、掘削箇所について地山崩壊が発生したが、土止め支保土を設けていなかったために是正勧告を行なった。（00121 監督官）

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(380)条の適用例

ずい道等の掘削の作業を行うときには、あらかじめ調査により知りえたところに適応する施工計画を定め、かつ当該施工計画により作業を行わなければならない(380 条)が、施工計画が観察、点検、測定等により知り得た地山の状態に適応しなくなったときは、当該計画を当該地山の状態に適応するよう変更し、変更した施工計画によって作業を行わなければならない(383 条)とされている。施工計画を変更しなかったとして 383 条違反で立件の構えであったが、検討の結果、383 条は「地山の状態に適応しなくなったとき」に限定されるものであり、380 条の施工計画に従わずに工事を進めた場合を想定していないと判断され、383 条違反ではなく、380 条違反で送検したという例あり。

「地山の状態に適応しなくなったとき」をどのように判断するか見解の割れた事案であったと記憶している。（00076 監督官）

●主に安衛法(21)条 1 項に紐づく安衛則 384 条の適用例 (32)

[違反条文内容] ずい道等の建設の作業における落盤等による危険の防止

[業種] その他の土木工事業

[あらまし] 【公表】 ずい道内での落盤等による危険防止措置義務違反(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐付く(安全衛生)規則第(477)条の適用例

労働者に立木を伐倒する作業を行わせる際に、退避する場所をあらかじめ定めていなかったもの。（00055 監督官）

●主に労働安全衛生法第(21)条第(1)項に紐づく(労働安全衛生)規制第(477)条第(1)項の適用例

立木を伐倒させる際、労働者にあらかじめ退避する場所を決めさせていなかったもの。

(00072 監督官)

●主に安衛法(21)条 1 項に紐づく安衛則 (479) 条 1 項の適用例 (4)

[違反条文内容] 伐倒の合図

[業種] その他の林業

[あらまし] 伐木作業中に落下した伐倒木に激突された死亡災害【公表】(00057 監督官)

●主に安衛法(21)条 1 項に紐づく安衛則 (484) 条 1 項の適用例 (5)

[違反条文内容] 造林等作業時における保護帽の着用

[業種] 木材伐出業

[あらまし] チェーンソーでの伐木作業において保護帽未着用及び特別教育を実施しなかった【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条1項に紐づく(労働安全衛生)規則(518)条の適用例

高さ二メートル以上の箇所で作業を行うに際し、作業床がなく墜落により労働者に危険を及ぼすおそれ認められたため、同条(同規則)に基づき違反を指摘した。(00174 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(518)条の適用例

トラックの荷台に積まれた廃材にシートをかけるため、荷台の廃材の上に上り、シートを一部広げていたところ、2.3メートル下の地上に墜落。

被災時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。

シートかけ作業時間は数分程度と短く、荷を積み終えたら直ぐにトラックを目的の場所まで移動させるため、足場の設置は困難なときに該当し、第2項を適用。(00173 技官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則(518)条の適用例

高さが2m以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けるとあるが、「作業床」の定義が不明確である。作業をするための必要最小限の面積を持つ床であれば作業床と認めても、墜落による危険のおそれがあればその面積は拡大されていく。行政指導であれば安全確保の目的のために広く解釈してよいであろうが、司法事件の場合には、厳格に解釈していかなければならない。(00076 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則(518)条の適用例

輸送運搬機械製造会社で、同社所属の労働者3名が、工場建屋内壁面へ電源コンセントを増設する作業を行っていたところ、うち1名が地上から高さ3メートルの梁上からコンクリート床面に墜落し、死亡した。同社責任者は、電源コンセント増設作業を行わせるにたあり、作業場所は高さが2メートル以上で、足場を組み立てるなどの方法により、作業床を設けることが容易であったのに、これを設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するために必要な措置を講じなかった。(00097 監督官)

●主に安衛法(21)条2項に紐づく安衛則(518)条2項の適用例(38)

[違反条文内容] 作業床の設置等

[業種] 機械修理業

[あらまし] 【公表】生産設備に組み込まれたクレーン点検作業中の墜落災害(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(519)条の適用例

個人宅の屋根に設置の太陽光発電システムの点検のため、はしごを使い屋根に上り当該発電システムを点検していたところ、屋根から5メートル下の地上に墜落。

被災者が点検していた屋根は、平面的な広がりをもった作業床であるが、囲いや手すりの設置はなく(囲い等を設けることが著しく困難なため、第2項適用)、防網を張らず、要求性能墜落制止用器具を使用させていない。(00173 技官)

●主に安衛法(21)条2項に紐づく安衛則(519)条1項の適用例(25)

[違反条文内容] 開口部等の囲い等

[業種] 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業

[あらまし] 二次下請の労働者が屋根の開口部から墜落【公表】(00057 監督官)

●主に安衛法(21)条2項に紐づく安衛則(519)条2項の適用例(14)

[違反条文内容] 開口部等の囲い等

[業種] ビルメンテナンス業

[あらまし] 高さ2メートル以上の作業床からの墜落災害【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(519)条の適用例

建設現場の建物の端部や工場の床の端部などで、墜落防止がされていない箇所での適用が多い。(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(519)条の適用例

(労働安全衛生規則第(519)条1項・2項 労働安全衛生法第21条2項)

作業床の端や開口部からの墜落防止の条文であり、事業場において、この条文を適用する場面が比較的多くあります。

特に建設業においては事故の型で分類した場合のワースト1となる「墜落転落」による災害を防止する上でこの条文は重要であり、現場を確認する場合においても、まず、この条文が適用となる箇所が存在するか否か、また、工程が進むにつれて墜落する場面が生じないかについて検討しています。

適用例1 建設現場

足場の端部に墜落防止用の手すりが設置していない場合(枠組足場の端部などが多い)  
足場の長手方向に手すりが設置されていない(又は作業の都合で取り外されている)場合  
床面のだめ穴の周囲に開口部養生又は墜落防止措置の手すりが設置されていない場合

適用例2 建設現場以外

資材倉庫の2階部分の床端に手すりが設置されていない場合  
(中2階みたいな部分に資材等が積載されている場面が多い)  
(00133 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(519)条の適用例

一般住宅建築現場において、2階階段取付部の開口部に手すり等の設置が無かった例。  
(00112 技官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(519)条の適用例

墜落災害発生時、手すり等が設置されていない場合に適用。(00162 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(522)条の適用例

強風、大雨の悪天候の日に、工期が迫っているからと高さ2m以上の屋根の張替え作業をさせたとして、事業主が違反に問われた。(00141 監督官2)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(524)条の適用例

スレート上で、屋根の解体作業をしているにもかかわらず、スレート踏み抜きを防止するための措置を講じておらず、当該条文に抵触したもの。(00089 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(524)条の適用例

この条文はスレート等の屋根上の危険防止の条文です。

建物の解体や改修工事のほか、屋根上の清掃や屋根上を通行し、屋根端部の雨どいを清掃する場合など、関連災害は多く発生しています。

外見は人が乗っても大丈夫のように見えますが注意が必要となります。

屋根材のほかに明り取りのためのポリカーボネート製の材料や、ガラス(天窓)についても注意が必要となります。(特にガラスは大丈夫のようで案外強度がない)

さらに、経年的な劣化により強度が著しく低下している例が多くあります。

#### 適用例

雨どいを清掃するため清掃箇所まで木毛セメント板屋根上を通行している場合  
明り取り用のガラス屋根上を清掃する際に、その上に誤って乗ってしまった場合  
(000133 監督官)

#### ●主に安衛法(21)条2項に紐づく安衛則 524 条の適用例 (13)

[違反条文内容] スレート等の屋根上の危険の防止

[業種] 機械(精密機械を除く)器具製造業

[あらまし] 屋根に設けられた天窓の踏み抜き【公表】(00057 監督官)

#### ●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(524)条の適用例

A社は、建築工事業を営む事業者である。木造平屋建ての自社倉庫の屋根が老朽化したため、労働者Bを使用して、同倉庫の屋根ふき替え工事を行った。屋根は切妻屋根と呼ばれる形状で、断面が波形した薄い鉄板(いわゆるトタン板)でふかれており、棟の高さ 600 c m、軒の高さ 440 c m、地面はコンクリートであった。屋根の鉄板は腐食が進んで錆び付き、亀裂、穴等の損傷個所が生じていて、雨天時は雨漏りする状態であった。労働者Bは、屋根の上に上がり、屋根の吹き替え作業を行っていたところ、鉄板を踏み抜いて約 5m下のコンクリートの地面に墜落し、死亡した。踏み抜きにより、労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、屋根に幅が 30 c m以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなかったものである。(00087 監督官)

#### ●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(524)条の適用例

平屋建て工場の屋根の補修工事を行う現場において、スレートで葺かれた屋根の上に幅 24 センチメートルの足場板を歩み板代わりに使用していたため、幅 30 センチメートル以上の歩み板を設けるよう指導したこと。(000155 不明)

#### ●主に労働安全衛生法第(21)条に紐づく(労働安全衛生規則)規則第(526)条の適用例

この条文は作業場所に高低差がある場合に安全な昇降設備を設置させ使用させることを規定しています。適用例が多いのは建設現場に設置している足場において、昇降設備が設けられていないがために足場の外面をよじ登って昇降する事例が多く、その場面で墜落する事例があります。足場を設置するスペースに余裕がある場合には、枠組足場等の条件の良い足場が設置できるためその中に階段枠を設置することにより安全に昇降可能となりますが、狭隘な部分に設置する単管ブラケット足場や単管抱き足場などについては、昇降設備を設置できない場合が多く、この規則の適用となります。

是正方法としては、狭隘な部分については足場と躯体の間に梯子を設置したうえで昇降時にロリップを使用して安全を確保し、足場から躯体への渡りを設けて既設の建物階段を使用するなどの対応をしています。(000133 監督官)

#### ●主に安衛法(21)条1項に紐づく安衛則 (529) 条の適用例 (1)

[違反条文内容] 建築物等の組立て、解体又は変更の作業における作業指揮者の指名ほか

[業種] その他の建設業－その他

[あらまし] 脚立からの墜落死亡災害【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(21)条に紐付く(安衛)規則第(534)条の適用例

明り掘削 水管敷設現場にて、土止支保工を講じず掘削面崩壊による事案について、埋もれた被災者所属事業者に適用。(00058 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐付く(有機)規則第(5)条の適用例

- ・屋内作業場で塗装しているのに、局所排気装置が設けられていない。
- ・局所排気装置は設けられていても、制御風速が足りない。(00027 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐付く(特定化学物質障害予防)規則第(22)条の適用例

製紙会社工場において、労働者 2 名が、アンモニア水タンクと液面計との間に設置されたボールバルブの閉止作業中、ボールバルブのフランジ部が破断・脱落し、アンモニア水が吹き出し、両名が被液し、うち 1 名が死亡した。同社らは、ボールバルブの閉止作業に従事する労働者に、保護衣、呼吸用保護具等必要な保護具を使用させず、もってガス等による健康障害を防止するための必要な措置を講じなかった。(00097 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐づく(有機溶剤中毒予防)規制第(5)条の適用例

第二種有機溶剤を使用した塗装を行っているにもかかわらず、局所排気装置等の設置が無かった例。(00112 技官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐づく(有機溶剤中毒予防)規制第(5)条の適用例

有機溶剤業務において、局所排出装置が作業場所からやや離れた場所に御剤しており、適切な場所に局所排出装置が設置されておらず、結果として当該条文に抵触したもの。(00089 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐付く(石綿障害予防)規則第(6)条の適用例

立体駐車場解体工事を頼まれ、鉄骨に吹き付け材が付着しており、石綿含有していることを知りながら、隔離養生し負圧にする措置を講じず、解体工事施工を命じたことを違反に問われた。(00141 監督官 2)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐付く有機溶剤中毒予防規則などの適用例

※有機溶剤中毒予防規則等の適用について、別途スライドで作成しました：

「20201120 労働安全衛生法講座②(有機溶剤中毒予防規則の適用例).pptx」(番号なし 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐付く(粉じん障害防止)規則第(27)条の適用例

金属アーク溶接作業に従事させていたにもかかわらず、労働者に防じんマスクを使用させていなかったため、是正勧告を行なった。(00121 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐付く(特定化学物質障害予防)規則第(38 条の 14) の適用例

養鶏場において、一定の日齢を迎えた鶏は、次の鶏舎に移している。空になった鶏舎は水洗浄した後、消毒するため、ホルムアルデヒドをドラム缶に入れ、薬剤を投入し一昼夜鶏舎内を燻蒸する。ラム缶に入ったホルムアルデヒドに薬剤を入れる作業に労働者を従事させており、当該業務は鶏舎内でかつ送気マスク等の呼吸用保護具を使用せず行っていたため、特化則 38 条の 14 第 1 項 2 号違反を指摘した。(00035 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(585)条の適用例  
立入禁止の表示をしていない。(00005 監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(578)条の適用例  
(司法)石綿除去作業中、隔離養生した屋内作業場で内燃機関(発電機)を稼働させたことにより6名が一酸化炭素中毒となった。(00160 技官)

●主に労働安全衛生法第(23)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(540)条の適用例  
鉄工工場において、工場内に安全通路が設置されていたものの形骸化しており、扱う資材(H鋼)に長尺物が多いため、労働者が移動する際に、安全通路では無い積み上げた資材の上を跨いでショーカットして通行している状況を確認したため、当該条文を適用させ、違反を指摘したもの。是正報告においては、当該箇所の通行の際には、安全通路を通行するように労働者に徹底させるとの報告があり、完結させている。しかしながら、2年経過後、別途臨検を実施した際、移動のため、積み上げたH鋼を跨ぐ労働者を確認したが、通路ではなく、当該H鋼にかかる作業のために資材を跨いでいた状況のため違反としては適用しなかったもの。長尺物のH鋼については、H鋼の形状にもよるが、変形した板木を敷いて積むと倒れて挟まれる危険性があるため、H鋼の上に板木を敷いてH鋼を積み上げないようにし、板木の形状等点検の徹底などの対策例を説明し指導するにとどまったもの。  
作業場内における移動箇所を「通路」として認定し適用した事例と適用しなかった事例及び、本質安全の改善にまで至っていなかった例。(00040 監督官)

●主に労働安全衛生法第(23)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(540)条の適用例  
作業場に通じる場所及び作業場内に労働者が使用するための安全な通路を設ける義務を課しているが、「安全な通路」が曖昧である。規則 541 条(照明)、542 条(屋内に設ける通路)、543 条(機械間の通路)の条文はあるが、これらの条文と同程度であれば安全といえるのか。労働災害があれば安全な通路ではなかったとして違反指摘をしているが、「安全な」の程度を明らかにしておくべきと考える。高齢化が進み転倒災害が多くを占めており、災害防止のためにこの条文は重要である。(00076 監督官)

●労働安全衛生法第(23)条に紐づく労働安全衛生規則第(544)条の適用例  
冬、労働者が、事業場の敷地内で、凍結した地面(アスファルト)で転んで地面に頭部を打って死亡した災害がありました。是正勧告レベルで罰則は適用していませんが、路面凍結防止剤を使用しなかったとして、本条を適用しました。しかし、可罰性があるのかという問題になり(厳密に言えばあるのかもしれませんが)、是正勧告に止めました。(番号なし 監督官)

●主に労働安全衛生法第(30)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(635)条の適用例  
建設現場において、特定元方事業場が、関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織を設置し、定期的を開催していなかったもの。(00212 監督官)

●主に安衛法(30)条1項に紐づく安衛則 637 条1項の適用例 (31)  
[違反条文内容] 特定元方事業者の作業場所の巡視  
[業種] 建築設備工事業  
[あらまし] 【公表】作業場所の巡視義務違反(00057 監督官)



●主に労働安全衛生法第(30)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(683)条の 4 及び同法第(20)条紐づく(クレーン等安全)規則第(66 条の 2)の適用例

複数の関係請負人の労働者が混在して作業に従事するマンション新築工事現場において、複数の関係請負人の労働者が共同して、つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーンを用いた型枠材料の搬出作業を行っていたところ、つり荷の型枠材料が落下し、下方で作業していた複数名の労働者が死傷したが、元方事業者は、関係請負人が定めなければならないクレーン等安全基則第 66 条の 2 の定める事項について、自らが定める計画に適合するよう指導しておらず、また、共同して可動式クレーンを用いた作業を行っていた複数の関係請負人は、いずれも同条に定める事項を定めずに作業を行っていたことから、労働基準監督署は、元方事業者及び共同して移動式クレーンを用いた作業に労働者を就かせていた各関係請負人をどう労働安全衛生法違反の疑いで書類送検した。(00078 監督官)

●主に労働安全衛生法第(31)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(653)条の適用例

建設現場における墜落防止対策が不十分なことによる注文者への適用が多い。(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(31)条に紐づく(安全衛生)規則第(653)条の適用例

労働者に高さ約 8 メートルの物品揚卸口を使用させる際に、墜落防止措置を講じなかったもの。(00055 監督官)

●主に安衛法(31)条 1 項に紐づく安衛則 653 条 1 項の適用例 (24)

[違反条文内容] 物品揚卸口等についての注文者の措置

[業種] 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業

[あらまし] 二次下請の労働者が屋根の開口部から墜落【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(31)条に紐づく(労働安全衛生規則)規則第(655)条の適用例

元請け人(注文者)が、下請け人の労働者に足場を使用させているにもかかわらず、墜落防止用の手すりの設置が不十分で結果として必要な措置を請じていないことから注文者の講ずべき措置を講じていなかったとして、当該条文に抵触したもの。(00089 監督官)

●主に労働安全衛生法第(31 条の 2)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(662 条の 4) 条の適用例

化学工場において、協力企業の労働者が一酸化炭素の製造設備に設置された機器を清掃するため、マンホールを分解する作業を行うに際して、他系列の一酸化炭素製造設備は稼働中であって、当該機器に接続している配管に一酸化炭素が滞留しており、配管に通じる弁を誤って開放することにより一酸化炭素が漏出する危険があることが関係協力企業に周知されていなかったために、別協力企業の労働者が当該機器に接続する配管に設置された自動弁本体部に点検整備を終えた駆動装置を取り付ける作業中、誤って当該自動弁を開けてしまった際に、稼働中の他系列から配管に滞留していた一酸化炭素が大量漏出し、協力企業の労働者等が一酸化炭素を吸引して 15 名(うち死亡 1 名)が被災した。

(この事例は当該条項が直接適用されたものではありませんが、その新設(H18.4.1 施行)に関与したと思われる典型的な事例です。災害発生当時(H15.7)の法令でも、特化則第 22 条により、特定化学設備の改造等の作業を直接雇用する労働者に行わせる事業者には、特定化学物質の流出等による災害を防止するための具体的な措置が義務付けられていましたが、下請負事業者に設備を所有管理する事業者(注文者)からの的確な情報の開示や指示が行われておらず、当事者に危険有害性に関する認識がなかったことが、この事例の災害発生原因となったものです。)(00088 元監督官)

●主に労働安全衛生法第(31)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(655)条の適用例

建設現場における墜落防止対策が不十分なことによる注文者への適用が多い。(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(31)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(655)条の適用例

建設現場において、特定元方事業者(注文者)が関係請負人の労働者に対し足場を使用させる際、安衛則第 563 条に定める足場用墜落防止措置等を設けていなかったことから、特定元方事業場について安衛法第 31 条(安衛則第 655 条)違反を認めたもの。(00212 監督官)

●主に労働安全衛生法第(38)条に紐づく(クレーン等安全)規制第(6)条の適用例

ボート及びヨットの係留場に設置されたクレーンについて、当該事業場は、法律設立以来、代表者 1 名しか存在してこなかった状況であるため、労働者が不在であり、定義上「事業者」に該当する者も存在しない。クレーン等安全規則第 6 条においては、主語が「クレーンを設置した者」であるため、これを適用させ、違反を指摘したもの。

労働安全衛生法第 1 条の目的に合致しない趣旨に基づく違反の指摘を実施している例。(00040 監督官)

●労働安全衛生法(第 45 条)の適用例

主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(131 条)の適用例

安全プレスについて、中古品の場合、当該安全プレスに改造が施され、本来有している安全プレスとしての機能を有していないものが存在する。

このような場合、労働安全衛生法第 20 条(労働安全衛生規則第 27 条)が成立すると考えられるが、改造を施した者が、当該改造やそもそも安全プレスであることを知らないような場合は、もはや安全プレスでは無いとして、同法第 0 条、同則第 131 条第 2 項、第 3 項を適用させている。

(00170 不明)

●主に労働安全衛生法第(45)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(151)条の(21、1)項の適用例

フォークリフトの年次検査(特自検)の未実施等。(00167 監督官)

●主に労働安全衛生法第(45)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(151)条の(24)項の適用例

事業者 A は特定自主検査事業者である B に依頼して、特定自主検査を行っていたが、B は特定自主検査を実施する必要が生じた。労働安全衛生規則第 151 条の 21 においてフォークリフトの定期地涌検査を義務付け、同定期自主検査については労働安全衛生規則第 151 条の 24 で特定自主検査を行っていなかった場合には労働安全衛生規則第 151 条の 21 違反となり、労働安全衛生既読第 151 条の 24 だけの違反となるのは、労働安全衛生既読第 151 条の 21 に基づく定期自主検査を行っていたものの、特定自主検査を行う資格がないものが実施した場合に限られている。(00206 監督官)

●主に安衛法 45 条 1 項に紐づく特化則 31 条 1 項の適用例 (6)

[違反条文内容] 特定化学設備又はその附属設備の定期自主検査

[業種] その他の化学工業

[あらまし] 第三類物質(硝酸)を取り扱う管理特定化学設備(硝酸槽)の爆発事故【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(59)条第 3 項に紐づく(安全衛生)規則第(36)条の適用例

危険又は有害な業務に就く労働者に対して厚生労働省告示等で定める特別教育規程の基づいた特別教育を実施していない場合、適用する。(00196 監督官)

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(36)条の適用例

鋼材卸会社の倉庫において、業者が搬入してきた荷（鉄板）を吊り上げ荷重 5 トン未満の天井クレーンを使用して吊り上げ移動させていたところ、運転者（クレーン運転特別教育を受けていない者）が運転操作を誤ったため鉄板が外れて落下し、下方にいた納入業者の労働者が下敷きになって死亡する災害が発生。

日ごろから特別教育未実施の労働者がクレーンの運転を行い、それを黙認していたことの認識があったことから違反として送検。正式裁判の結果、罰金刑が確定した。（00141 監督官 1）

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(36)条の適用例  
各種特別教育の未実施。（00163 監督官）

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(36)条の適用例

「事業者 A は、安衛則第 37 条に規定する法定の除外事由がないにも拘らず、労働者 B を(安衛則第 36 条第○号)の業務につかせるにあたり、法廷の特別教育を行わなかった」として労働基準監督署は事業者に対し、是正勧告した。

実務家からした課題：

※(1)法定除外事由の解釈の幅広さ

特別教育の科目の全部または一部について「十分な知識及び技能を有する」労働者については安衛則第 37 条により当該科目の省略が認められているが、その該当性の判断はいくつかの行政解釈等が示されているものの、なお事業者により解釈の幅があるのが現実であり、運用に当たっては注意が必要である。

(2) 刑罰法規として運用上の課題

上記(1)のとおり安衛則第 37 条の解釈に幅があることが、刑罰法規としての安衛法の同条項の運用に当たってのハードルを高めている。

(例)特別教育を受けていない労働者が当該業務中の労災事故で死亡したことを契機に、特別司法警察員としての労働基準監督官が法第 59 条違反の刑事事件として立件するケースはありふれている。その際の検査における採証活動について見てみると、被災労働者は既に死亡して本人の人証が得られないため、「被災労働者の過去の職歴等に鑑みると科目の省略可ではないか」との反証をつぶすための捜査に相当の困難を伴うことも珍しくない。

このように、安衛法第 59 条を刑罰法規の面から評価すると、特別教育の科目省略への事実関係の当てはめは悩ましい問題である。（00268 元監督官）

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(36)条の適用例

ある事業場で、「高圧又は特別高圧電気取扱業務に係る特別教育」を修了した労働者に対し「低圧電気取扱業務」を行わせていた事案について指摘したところ、当該事業場は「高圧若しくは特別高圧の充電電路の点検修理の方が危険度は高く、その特別教育を修了した労働者に、危険度の低い低圧充電電路の修理を行わせていたものであり、上位の特別教育を修了しており、問題はない」と抗弁したもの。

しかしながら、労働安全衛生規則第 36 条第 4 号には、例えば「高圧・特別高圧の特別教育を受けた場合には、低圧の特別教育について一定の科目について省略してよい」という規定はなく、その逆もない。つまり両特別教育は上位下位の関係にあるものでは無く、それぞれの領域での安全に関して必要とされる知識を付与するものであり、当該業務に従事する場合には、それぞれの特別教育を修了する必要があるものであること。

特別教育の科目の省略については、安全衛生規則第 37 条に「特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については(略)省略することができる」と規定されている。この条文の関係通達において「当該業務に関連し上級の資格（技能免許又は技能講習修了）を有する者、他の事業場において当該業務に関し、既に特別の教育を受けた者（略）等がこれに該当する」（昭 48.3.19 基発第

145号)とされており、上位の資格とは技能講習修了等であり、他の特別教育は上位の資格に該当しないものである。

法律、規則、通達の構成は上記の通りであり、解釈は明白であるが、規則の表記が「十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については(略)省略することができる」というものであり、「有していると認められる」と判断するのが誰かということが、条文上は明らかでなく、この点が上記の事業場のような取り扱いを招いていると言えなくもないものである。(000248 元監督官)

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(36)条の適用例

建設業のA社は、請負った公園のフェンス補修工事を開始して間もなく、公園の雑木が工事に支障をきたすおそれがあると判明した。

このため、以前から知り合いであったBに公園の雑木の伐木作業を急遽依頼し、1日限りの臨時社員として雇用した。

A社は、労働者Bに厚生労働省令で定める危険な業務であるチェーンソーを用いて行う立木の伐木業務に就かせるに当たり、同人に対し、法定の当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなかったものである。

その結果、雑木の伐木を行った直後、当該雑木に寄り掛かっていた別の木の枝が折れて落下し、Bを直撃したものである。

- ・Bは自営業の傍ら、他人から頼まれて、住宅の庭木等の伐木作業を何年も前から行っていたものである。
- ・A社には伐木作業の経験のある者はおらず、A社はBを1日限りの臨時雇用とし、Bの前記の経歴から、作業開始に当たり、Bに対し、作業内容を説明したのみであった。
- ・Bは勤め人の経験はなく、登録教習機関が行う各種技能講習、特別教育等を受講したことはなかった。

(000127 監督官)

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(36)条の適用例

金属加工業を行う工場において、動力プレスの金型の取り外し作業を特別教育を修了していない者に行わせていたことから、当該作業者に特別教育を受講させるよう指導したものの。(000155 不明)

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐付く(安全衛生)規則第(36)条の適用

クレーンの運転業務にかかる特別教育を行わずに労働者をクレーンの運転業務に従事させたもの。(00055 監督官)

●主に安衛法(59)条3項に紐づく安衛則(36)条15号の適用例(21)

[違反条文内容] 特別教育を必要とする業務

[業種] その他の金属製品製造業

[あらまし] クレーン運転特別教育の未実施(死亡災害)【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(37)条の適用例

事業者は、危険又は有害な業務に労働者をつかせるときに特別の教育を行う義務があるが、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、特別教育を省略することができる」とされているが、「十分な知識及び技能を有している」かどうかの認定が甚だ困難である。長年(特別教育の記録保存は3年)当該業務に従事しておれば、特別教育程度の内容であれば十分な知識及び技能を有していないとは認めがたいものと考えている。

長年作業に従事している労働者を特別教育の不実施で司法処分することは消極に解している。(00076 監督官)

●主に労働安全衛生法第(59)条に紐付く(労働安全衛生規則)規則第(38)条の適用例

特別教育を実施した場合には、労働安全衛生規則第 38 条において「当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しておかなければならない」旨規定されている。

ある事業場において、「特別教育は実施したが、記録は作成していない」と説明があり、労働安全衛生規則 38 条違反を構成する旨、説明していたところ、当該事業場より「今後、記録は作成するが、修了証はどのようなものを作成すればよいのか、法律の規定を教えて欲しい」との質問が出された。

当該質問に対し、次のように回答したもの。

「特別教育実施の記録は義務付けられているが、修了証の作成・交付は義務付けられていない。事業場内での作業であれば問題は無いが、出先等の作業で、かつ下請として入場した現場等で元請等に修了確認を求められた場合には、作成・交付していないと困るケースも想定される。法定の様式は示されていないものであり、「安衛法に基づく特別教育の名称」「修了番号」「修了者氏名」「生年月日」「修了年月日」「交付年月日」「事業者名」「印」等の事項が記載されていれば良いのではないか。」

就業制限を定めた安衛法第 61 条第 3 項には「これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない」と規定されている。これに対し、特別教育を規定した安衛法第 59 条には対応する規定が存在しない。従事する業務の危険度の違いにより、求められる技能レベルが異なり、就業制限と特別教育とに分けられているのはその通りであるが、いずれも法により規定された資格であると捉えた場合、その証する書面の携帯について取り扱いを異にする理由の説明には窮する場面も多く、特別教育についても安衛法第 59 条に同様の規程があっても頷けるのではないかと思うものである。(000248 元監督官)

●主に安衛法(61)条1項に紐づく安衛令 20 条 16 号の適用例 (17)

[違反条文内容] 就業制限(業務に就かせてはならない)

[業種] ねじ等製造業

[あらまし] 無資格者によるクレーンの玉掛けの繰り返し違反【公表】(00057 監督官)

●主に安衛法(61)条2項に紐づく安衛令 20 条 16 号の適用例 (20)

[違反条文内容] 就業制限(何人も行ってはならない)

[業種] 木造家屋建築工事業

[あらまし] 【公表】玉掛け無資格作業(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(61)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(41)条の適用例

就業制限違反。(無資格)(00163 監督官)

●主に労働安全衛生法第(61)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(41)条の適用例

最大荷重1トン以上のフォークリフトについて、道路交通法の適用の無い工場敷地内を荷役装置の操作を行わずに走行させる業務を、フォークリフト技能講習を修了していない労働者に対し指示し行わせたもの。

就業制限を定めた労働安全衛生法第 61 条に基づく安衛令第 20 条第 11 号は「最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務」と規定されている。ここでいう「道路」とは、安衛令第 20 条第 7 号において「道路交通法第 2 条第 1 項に規定する道路」(以下この条において「道路」という)とされており、同令第 11 号にて規定された最大荷重1トン以上のフォークリフトもこれに該当する。

よって、この規定で除外されているのは「道路上を走行させる運転」の業務のみであり、工場敷地内を走行させる運転については除外されていない。即ち、荷役装置の操作を行わずに工場敷地内を走行させるだけでも、安衛法第 61 条の就業制限から外れることにはならず、フォークリフト技能講習を修了した労働者に

わせる必要があるものであり、就業制限についての資格を定めた労働安全衛生規則第 41 条違反を構成することとなる。

分かりやすい条文の表記方法から見た場合、第 11 号だけを読むと「道路上を走行させる運転を除く」とあり、当該事業場のような誤解も招きかねない表記と言えないこともないのではないかと思う次第である。(000248 元監督官)

●主に労働安全衛生法第(61)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(41)条の適用例

建設現場で使用されている足場（わく組足場以外の足場）について、手すりが設けられていない箇所があったため、元書事業者に対して労働安全衛生規則第 655 条違反を指摘した。なお、同現場で足場を実際に使用して作業を行う下請け事業者に対しては、労働安全衛生法第 20 条（労働安全衛生規則第 563 条）の違反を指摘した。(00082 監督官)

●主に労働安全衛生法第(61)条に紐付く(クレーン等安全)規則第(221)条の適用例

新築ビル工事現場において、元請より「外部足場の組立・解体工事」を請け負った下請建設会社の作業員 5 名が、工事現場敷地内の吊り上げ過重 1 トン以上の移動式クレーン用いて、高さ 10 メートルの足場上から、不要となった足場資材を地上に降ろす作業を行った。

5 人の作業員は、高さ 10 メートルの足場上で資材を緊結し、そのうち作業員 A が玉掛を行い、移動式クレーンのフックに取り付け、3メートルほど吊り上げたところ、突然、玉掛した資材が崩れ落ち、作業員 A を直撃。作業員 A は、崩れ落ちた資材と共に地面に墜落した。

作業員 A は、頭蓋骨骨折、脳挫傷のため死亡。

玉掛を行った作業員 A は、労働安全衛生法第 61 条（就業制限）に基づく、クレーン等安全規則第 221 条（「令 20 条第 16 号」に定められた「吊り上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの玉掛の業務」）において規定された、同作業を行うに必要な「玉掛技能講習」を修了していなかったことが明らかとなり、同条文違反が認められたもの。

なお、共に資材の緊結作業を行った他の 4 名の作業員も、同じく玉掛技能講習を修了していなかった。

本件における違反については、上記の通り就業制限に係る事項が認められるが、災害の発生原因及び再発防止の観点に着目すれば、問題点は「玉掛方法の不具合」と「吊り上げられた荷の下に労働者がいた」という点である。

これについては、本件クレーンが吊り上げ荷重 1 トン以上の移動式クレーンであることから、クレーン等安全規則の適用があり、クレーン等安全規則第 29 条が検討条文となる。

同規則第 29 条では、「作業の形態等によりやむを得ない場合があることから、労働者の立ち入りを禁止する範囲は、特に災害発生状況等から（略）限定したものである」（平 4.8.24 基発第 621 号）とし、同規則第 29 条に掲げるもの以外については立入を認めている。

当然、同規則第 29 条違反となる事案もあるが、本件は、「玉掛の不具合」「玉掛方法」とも同規則第 29 条の適用がなく、再発防止の観点から言えば就業制限違反から導かれる「無資格者による作業禁止」に留まるものである。実効性ある再発防止対策は「荷の下の立入禁止」であるとする、一定の条件のもと、立ち入りを認めている同規則第 29 条について、以後の災害の発生状況から見た、除外条件の再検討が、必要と思われる。(000248 元監督官)

●主に労働安全衛生法第(61)条に紐づく(クレーン)規制第(221)条の適用例(司法)

代表者 A は、トラックの二大に積まれていた 5 枚の鉄板のつり具で玉掛けし、つり上げ荷重 2.85 トンの天井クレーンでつり上げた。その後、床面に下ろす途中に上の 4 枚の鉄板が滑り落ち、一番下の鉄板がつり具から外れ倒れて近くにいた男性従業員に当たった。同人がその下敷きになり、頭部を負傷し、意識不明となった。A は、

「つり上げ荷重が 1 トン以上のクレーンの玉掛けの業務」の資格を有していないにもかかわらず、当該業務を行った。(00053 監督官)

●主に労働安全衛生法第(65)条に紐付く(有機溶剤中毒予防)規則第(28)条の適用例

有機溶剤を含有する製剤を用いて製品の脱脂洗浄を行う屋内作業場において、作業環境測定が全く行われていなかったことから、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に作業環境測定を行うよう指導したものの。(00155 不明)

●主に労働安全衛生法第(66)条に紐付く(有機溶剤中毒予防)規則第(29)条の適用例

IPA(イソプロピルアルコール)含有の洗浄剤を使用して金属製品の洗浄を行っていた労働者について、有機溶剤に係る特殊健康診断を行っていなかったため、是正勧告を行なった。(00121 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(44)条の適用例

定期健康診断実施についての条文になります。

事業場において労働者に健康診断を実施していない場合において、この条文が適用になります。

但し対象者は常時使用する労働者となっているので、この部分の確認は必要となります。

併せて結果の通知 (法 66 の 6 ・規則 51 条の 4)

監督署への健康診断結果報告(法 100 条・規則 52 条)についても確認して違反があれば適用します。(00133 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(44)条の適用例

常時、使用する労働者に対する定期健康診断を行っていなかったことが認められたため、同条(同規則)に基づき違反を指摘した。(00174 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(44)条の適用例

労働者 30 名規模の製造業の事業場に於て、定期健康診断の実施状況を確認したところ、「各自に任せている」とし、事業場が主体で行っていない事が判明したため適用した。

(00130 監督官・技官)

●主に労働安全衛生法第(66)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(48)条の適用例

ドラフトチャンバー内で、発煙硝酸を使用し、電子部品の検査業務を行っている労働者に対し、年 1 回の一般健康診断のみ実施し、6 月以内ごとに 1 回、定期的に歯科医師による健康診断を行っていなかったもの。(00035 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条の(4)に紐づく(労働安全衛生)規制第(51)条の(2)適用例

定期健康診断の有所見者に対する医師からの意見聴取を行っていなかった例。(00112 技官)

●主に労働安全衛生法第(66)条の(4)に紐づく(労働安全衛生)規制第(52)条の(2)適用例

健診で異常所見のあった者に対する医師の意見聴取未実施。(00163 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(44)条の適用例

健康診断の対象、頻度、項目について詳細を省令に委任。(00177 監督官)

●主に労働安全衛生法第(77)条に紐づく規制第(20~24)条の適用例

記入なし。(00259 監督官)

●主に労働安全衛生法第(88)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(90)条の適用例

高さ 31m 超え建設物の建設・破壊・改造の仕事に係る 88 届の未提出。(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(100)条に紐づく労働安全衛生規則第 96 条の適用例

労働安全衛生規則第 96 条第 1 項第 5 号イにより移動式クレーンの転倒事故が発生したときは、所轄労働基準監督署長に事故報告書の提出義務がある。

一方労働安全衛生法施行令別表 7 に掲げる建設機械の解釈として、昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 602 号で、移動式クレーンにバイブロ・ハンマーなどをセットしたものは、建設機械－基礎工事用機械－くい打機に該当する旨が示されている。

即ち、移動式クレーンが転倒したときでも、建設機械となるアタッチメントを取り付けた場合には報告対象とはならないものである。

上記事例による就業制限の取り扱い(移動式クレーン運転士免許等が必要なのか、車両系建設機械運転技能講習が必要なのか)も同様の考えとなる。(関係条文は上記と異なる)

更に、移動式クレーンの検査証・定期自主検査であるか、車両系建設機械としての特定自主検査であるかも同様である。(関係条文は上記と異なる。(00189 技官))

●主に労働安全衛生法第(100)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(97)条の適用例(司法)

A 社工場の労働者が、溶接ロボットのトラブルの報告を受け、そこへ向かおうとして階段を下り終わったところ、床面のマットフチの枠に左足が乗り時ひねって左足を骨折し、療養のための休業は 4 日以上(休業 26 日間)に及んだ。休業 4 日以上(休業 26 日間)の労働災害については、労働者死傷病報告(様式第 23 号)を所轄労働基準監督署長に遅滞なく、提出しなければならないにもかかわらず、被災労働者の上司は、その措置義務を果たさなかった。(00053 監督官)

●主に安衛法(100)条 1 項に紐づく安衛則 97 条 1 項の適用例(8)

[違反条文内容] 労働者死傷病報告の提出

[業種] その他の食料品製造業

[あらまし] 労災かくし【公表】(00057 監督官)

●主に労働安全衛生法第(100)条に紐づく(安全衛生)規則第(98)条の適用例

労災隠し等災害の発生状況が不明な場合、事業者に対して、本条に基づく報告書の提出、出頭を命ずる通知の際、適用する。

なお、通知した報告・出頭に応じなかった場合、又は虚偽の報告をした場合は安衛法第 120 条第 5 号に該当する。(00196 監督官)

—————  
●条文と省令の紐づきについては、厚労省本省が所有する災害調査後令書を参照するのが最も効率がよい情報収集であると思います。(00161 技官)

質問 2

【2-本法関係】

●労働安全衛生法第(10・11・12・13)条の適用例



衛生管理者の選任の規定になります。

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者の選任が必要となり、選任されていない場合に適用となります。

また、事業場の安全衛生管理体制に関連して

総括安全衛生管理者 労働安全衛生法 10 条

安全管理者 労働安全衛生法 11 条

産業医 労働安全衛生法 13 条 についても確認し、選任の必要があるのに選任していない場合は適用となります。

さらに、選任していても監督署に選任報告を提出していない場合は

総括安全衛生管理者については労働安全衛生法 100 条 労働安全衛生規則第 2 条第 2 項

安全管理者については労働安全衛生法 100 条 労働安全衛生規則第 4 条第 2 項(労働安全衛生規則 2 条第 2 項を準用)

産業医については労働安全衛生法第 100 条 労働安全衛生規則第 13 条第 2 項(労働安全衛生規則第 2 条第 2 項を準用)

について適用します。(00133 監督官)

#### ●労働安全衛生法第(12 条)の適用例

##### ①意識が低い又は合格しないことによる違反の適用

50 人以上の事業場は、衛生管理者の選任をおおむね知っているが、非工業的業種だと、選任するという意識が低い事業場もある。受験させても合格者を出すことができない事業場も少なからずある。

##### ②人事異動による未選任違反の適用

スーパーのように、県内に 100 件近い店舗があると、人事異動により有資格者が異動してしまい、一部の店舗において変更がされていないか、有資格者が店舗にいなくなってしまうことがある。

##### ③事務所には 10 人前後しか労働者がいない派遣元事業場への違反の適用

派遣業は、派遣元事業場に監督に行っても事業所には 10 人未満の労働者しかおらず、派遣先に葉落ちしている労働者を含めると 50 人以上になるということで、選任しなければならないという法解釈ではあるが、事業者は選任しなければならない意識が希薄である。(00107 監督官)

#### ●労働安全衛生法第(12)条の適用例

常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者を選任していなかったもの。(00055 監督官)

#### ●労働安全衛生法第(12)条の適用例

- ・衛生管理者が選任されていない。
- ・非常に多く適用される条文です。(00027 監督官)

#### ●労働安全衛生法第(13)条の適用例

産業医が選任されていない。

- ・衛生管理者・産業医の未選任は非常に良くセットで使われる条文です。(00027 監督官)

#### ●労働安全衛生法第(13 条)の適用例

産業医の未選任違反の適用

産業医活動を行っている産業医が充足されておらず、事業場も探しているが紹介を受けられないため、選任さ

れていない。(00107 監督官)

●労働安全衛生法第(14条)の適用例

作業主任者未選任や掲示等による氏名・職務周知義務違反での適用が多い。(00107 監督官)

●労働安全衛生法第(17)条の適用例

委員として有資格者である安全管理者が存在しないことから、第2項に規定する委員構成となっていないことから、法第11条の安全管理者不選任の違反とは別に、法第17条の安全委員会を設けていないとして違反指摘をしている。(00076 監督官)

●労働安全衛生法第(18)条の適用例

労働者が常時50人以上いるにもかかわらず、衛生委員会を設置しておらず当該条文に抵触したもの。(00089 監督官)

●労働安全衛生法第(18)条の適用例

衛生委員会が開催されていない。

・12条・13条で管理者が選任されていないこととセットで、または、選任されていても衛生委員会が開催されていないことは多いため、よく使われる。(00027 監督官)

●労働安全衛生法第(17、18条)の適用例

第2項 安全(衛生)委員会の委員について、安全(衛生)管理者を委員に指名していなかったもの。

第4項 安全委員会の委員について、安全(衛生)管理者のうちから事業者が指名したもの及び当該事業者の労働者で、安全(衛生)管理者のうちから事業者が指名したもの及び当該事業者の労働者で、安全(衛生)に関して経験を有する者のうちから事業者が指名したものの内の半数について、過半数組合または労働者代表の推薦させることなく指名していたもの。(00007 監督官)

●労働安全衛生法第(29)条の適用例

この条文は主として建設業(製造業も適用あり)の下請が法違反をした場合に、各条文を適用するにあたり、併せて元請事業場にもこの条文を適用します。

建設業の場合に下請が違反をしないように、元請が指導し、違反があれば是正させる義務を負わせています。

下請違反があればセットで元請にもれなくこの条文を適用することになります。(000133 監督官)

●労働安全衛生法第(30)条第(2)項の適用例

◎(前段) いわゆる大型マンションの工事で、施主が①建物のみの発注、②外構(駐車場や造園、排水)工事のみの発注、③配管、設備工事(エアコンや電気、ガス、水道)の発注とそれぞれの工事内容毎に分けて、発注書を交わした。同じ敷地内で、同じ時期に近接した場所での作業があるため、労働災害防止を目的として建物を請け負った事業者が、同条1項措置を担当する事業者として指名された。

◎(後段) マンション工事等で、施主が設計事務所にマンション建設を発注した場合に、設計事務所は設計のプロであるが、現場の工事施工についてはノウハウがないため、①建物の建築、②外構工事、③設備工事と、それぞれの業者に発注した。同条1項の措置を担当する事業者として、建物の施工業者が指名された。(00157 監督官または元監督官)

●労働安全衛生法第(40)条の適用例

つり上げ荷重 3 t 以上のクレーンについて、性能検査を受検せず、有効期間切れが生じた状態で使用したことについて適用。(00058 監督官)

●労働安全衛生法第(41)条 2 の適用例 ボイラー則第 38 条 40 条 違反

昭和 52 年当時、東京都三鷹市の総合病院で暖房用に使用しているボイラーの有効期間が切れるとのことで相談を受け、急遽有効期限の切れる当日ギリギリに「性能検査」を行う事として出向いたところ、ボイラーが停止されておらず、性能検査ができない状況であり且つ週末に当たることから、指示を行いボイラーの電源を OFF にして、電源 BOX の開閉扉に行政機関名の入った「使用停止」のシールを貼り、検査合格までの間ボイラー運転の停止措置を行う命令書を交付した事案。(000283 技官)

●労働安全衛生法第(57 条)の適用例

有害物質に係る安全データシート等の通知文書が備え付けられていない事業場が中には認められるところであるが、その原因として、事業主の法律の不知などによるほか、提供者から事業場に対して同通知文書が交付されていないことが一因であるときも認められる。(00074 監督官)

●労働安全衛生法第(61)条の適用例

機体重量 3 トン以上の車両系建設機械に車両系建設機械運転技能講習を修了していない、下請会社の代表取締役が土木作業現場で運転していたため安衛法第 62 条第 2 項違反を同社に対して勧告した。

安衛法第 59 条は、危険・有害業務に対する労働者への特別教育の実施を定めているため違反行為の客体は、労働者に限られるが、安衛法第 61 条の場合は違反行為の客体について同条 1 項は労働者に対して、同条 2 項は労働者以外の事業主や一人親方についても違反が成立する。(00035 監督官)

●労働安全衛生法第(65 条)の適用例

有機溶剤業務等、一定の有害業務については作業環境測定士による作業環境測定を実施しなければならないところ、その頻度は 6 か月に 1 回であり、当該測定のための費用の負担が、経営上厳しいと申し立てる事業場がみられる。(00074 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条に紐付く(安全衛生)規則第(44)条の適用例

使用する労働者に対し、1 年以内に 1 回、定期健康診断を受診させていないもの。(00055 監督官)

●労働安全衛生法第(78) 条の適用例

特定指定事業場に対する改善計画の提出。(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(79)条の適用例

食料品の製造を行う事業場において、短期間で立て続けに休業災害が発生し、また、当該事業場における災害の度数率が同業種よりも高い水準にある等安全対策の取組み状況に問題が認められたことから、当該事業場に対して安全に関する改善計画を作成するよう指示したもの。(00155 不明)

●労働安全衛生法第(101) 条の適用例

S D S の周知方法(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(101)条の適用例

製造業を営む事業場において、労働安全衛生法や労働安全衛生規則等の要旨が関係労働者に

対して周知されていなかったことから、当該事業場で行われる作業に関連した法令等の部分を抜粋して掲示等するよう指導したもの。(00155 不明)

●労働安全衛生法第(103)条の適用例

エチルベンゼンを取り扱う作業場において、常時作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに法令で定める事項を記録していなかったもの。特別管理物質については作業の記録と30年間の保存が義務づけられているが、新たに特別管理物質として追加される物質が増えており、安衛法第103条の適用例が増えている。(00206 監督官)

●主に労働安全衛生法第(103)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(38)条の適用例

事業者が自ら行った特別教育の記録が保管されておらず、特別教育を必要とする業務に就く労働者に対して当該特別教育が実施されているか否かが明らかでなかったことから、特別教育の実施時には安衛則で定める事項を記録及び保存するよう指導したもの(00155 不明)

●主に労働安全衛生法第(103)条に紐付く(安衛)規則第(51)条の適用例

定期健康診断実施後、事業場において当該健診結果の個人票を保存していないことが判明し、本条文を適用した。(00130 監督官・技官)

●労働安全衛生法第(120)条の適用例

臨検拒否に対する罰条の適用。(00167 監督官)

●労働安全衛生法第(122)条の適用例

両罰規定。(00163 監督官)

●労働安全衛生法第(122)条の適用例

法人の代表者等が、労働安全衛生法に違反し、同法に基づき罰則の適用を受けた場合において、同違反が業務に関して生じた違反行為であったことから、当該法人に対しても罰金刑が課された。このような実行行為者と法人の両罰を規定しているのは、労働安全衛生法の性格によくあわすものと言える。(労働基準法も同様)。(00147 監督官)

●労働安全衛生法第(122)条の適用例

労働安全衛生法第59条第3項により、事業者は、一定の危険有害業務に労働者をつかせるとき、特別の教育を行わなければならない。ここでいう「事業者」とは、法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指す。建設現場の現場代理人の指示により、労働安全衛生法59条第3項の特別教育を行っていない労働者を、当該特別教育が必要な業務につかせた場合、法第119条第1号の規定に罰則があるが、法第122条の規定により、法人又は事業経営主とともに実行行為者である現場代理人も処罰の対象となる。(00082 監督官)

●労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル(00059 技官)

【2-省令関係】

●主に労働安全衛生法第(12)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(7)条の適用例

未選任及び規模による衛生管理者選任数の不足。(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(12)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(4)条及び(労働安全衛生)規制第(7)条の適用例、  
主に労働安全衛生法第(13)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(5)条及び(労働安全衛生)規制第(13)条の適用例、  
主に労働安全衛生法第(18)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(9)条の適用例

#### (1)事案概要

A株式会社は、常時 50 人以上の労働者を使用し、△△業を営む事業者であるが、

- 1 平成○年○月○日に常時 50 人以上の労働者を使用していたのであるから少なくとも同日 14 日以内に第一種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者ほか法令の定める資格を有する者のうちから衛生管理者を選任しなければならなかったのに、これを怠り、以て、平成○年○月○日から平成●年●月●日に至るまで産業医を選任しなかったものである。
- 2 平成○年○月○日に常時 50 人以上の労働者を使用していたのであるから、少なくとも同日から 14 日以内に法令で定める要件を備えた医師のうちから産業医を選任しなければならなかったのに、これを怠り、以て、平成○年○月○日から平成●年●月●日に至るまで産業医を選任しなかったものである。
- 3 平成○年○月○日に常時 50 人以上の労働者を使用していたのであるから、労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事、その他法令で定める事項を調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせるための衛生委員会を設けなければならなかったのに、これを怠り、以て平成○年○月から平成●年●月●日に至るまで衛生委員会を設けなかったものである。

#### (2)常時使用労働者数の特定

平成○年○月○日から平成●年●月●日に至るまでの間、常時 50 人以上の労働者を使用していたことを確認する方法が問題となった。常時使用労働者数の特定の方法として、①タイムカードや出勤簿などを基に日単位②賃金台帳などを基に月単位、または③源泉徴収票などを基に年単位の労働者数から把握する方法も考えられた。

結局、最も厳格に考えて、タイムカードから、平成○年○月○日から平成●年●月●日までの間の日ごとの実際の出勤労働者数を把握し、日々の出勤者数が 50 人を超えていることをもって、常時 50 人以上の労働者を使用していたと判断した。(00063 監督官)

●主に労働安全衛生法第(13)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(13)条の適用例

#### 産業医の未選任

50 人以上の事業場であれば、法違反になるからという理由だけではなく、実際に産業医を選任して活動してほしいという意識は以前に比べて高くなっていると思われる。(以前は、名ばかり産業医というものもあったと思う)

現在、里道では産業医数が充足していないこともあり、産業医が選任できない事業場もあることから、安衛則 15 条の 2(50 人未満の事業場に対する努力義務)にあるよう保健師の代替が可能な省令改正はできないものかと思う。(医師会が反対すると思われるが)(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(14)条に紐づく(労働安全衛生規則)規則第(18)条の適用例

作業主任者の周知について、作業場が複数離れた箇所にあるにもかかわらず、作業場所ごとに周知の掲示をしていなかったことから当該条文に抵触をしたもの。(00089 監督官)

●主に労働安全衛生法第(14)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(18)条の適用例

建設現場における足場・型枠などの作業主任者の氏名等周知義務違反(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(14)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(133)条の適用例(司法)

A 社プレス工場プレスにおいて、同社の労働者がプレスの金型の交換部品を下型に置いた状態でプレス機を稼働させたため、その金型の交換部分が砕け飛び、破片が同労働者の首に当たり、失血のため死亡した。A 社代表取締役は「動力により駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業」があるにもかかわらず、プレス機械作業主任者を選任していなかった。(00053 監督官)

●主に労働安全衛生法第(14)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(566)条の適用例  
足場作業主任者の職務義務違反(00107 監督官)

●主に労働安全衛生法第(18)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(23)条の適用例  
安全衛生委員会については毎月開催の必要があるところ、審議事項の話題がなくなったなどを理由に、内容が形骸化していたり、毎月の開催がなくなったりする事業場があるほか、産業医など委員会の構成員が揃っていない月が多く事業場も認められるところである。  
審議事項については法律で示されているものの、上記のような事業場においては、委員会の具体的な運用（法定の審議事項をどのような方法・基準で審議するか）について並んでいる場合がある。(00074 監督官)

●主に労働安全衛生法第(19)条に紐づく(安衛)規則第(23)条の適用例  
安全衛生委員会を毎月一回以上開催していない事案について適用。(00058 監督官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規制第(28)条の適用例  
精肉店において、客の注文に応じてミンチ機で挽肉加工する際、安全カバー(プロテクター)の無い状態で加工作業を行い、ロールに巻き込まれ腕を切断した。(00160 技官)

2 ラベル表示・SDS 交付対象物質のリスクアセスメント後の措置が不十分であること等による災害事例(労働安全衛生規則の 577 条(発散抑制)、593 条(呼吸用保護具等))

発生月	概要	程度
平成 29 年 11 月	<p>鋳物製造工程において、中子を作る際に中子から木型が剥がれやすくなるため、ノルマルヘプタンを主成分とする薬剤を木型の内部に入れて塗布する作業を行っていたところ、急性中毒・意識消失となったもの。</p> <p>本作業についてリスクアセスメントは実施していたが、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の対象外であるとして、特段のばく露防止対策を実施していなかった。</p>	<p>休業 1 日 (1 名)</p>

(00224 元技官)

●主に労働安全衛生法第(20)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(123)条の適用例  
木材加工製品を製造する工場において、木材加工用丸のこ盤を使用して作業するに際し、木材加工用丸のこ盤の歯に接触予防装置を設置していなかったもの。  
当該丸のこ盤を通常使用している労働者が作業を終え、丸のこ盤を停止させず、歯の回転を停止させないまま、その場を離れたところ、そこに、日頃は工場にはあまり立ち入らない事務員が通りかかり、偶々、躓いた拍子に当該事務員が回転する歯に接触し、死亡した。

安全衛生規則第 123 条は、「木材加工用丸のこ盤（製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く）には、歯の接触予防装置を設けなければならない」旨規定されており、本事案においては、製材用等の除外規定に該当せず、同条文違反が適用されたもの。

本件災害の直接原因は「歯の接触予防装置を設けていないこと」であるが、間接原因としては「作業者が丸のこ盤を回転させた状態で作業箇所を離れた」ことも挙げられる。もし、接触予防装置が設けられていたとしても、作業者がいない状況下で丸のこ盤が可動している場所に、他の労働者が立ち入った場合には、予測できない状態が現出することも予想される。そう考えると、間接原因に関する再発防止対策から、同 123 条に限らず、101 条以下の第 1 節「一般基準」の何処かに、「機械が可動している場合には、作業者は当該箇所を離れることを禁ずる」旨の明文規定の挿入を検討すべきと考える。(000248 元監督官)

#### ●主に労働安全衛生法第(20)条に紐付く(労働安全衛生)規則第(349)条の適用例

電化製品量販店が、一般家庭より依頼された当該家屋の屋根上へのテレビ電波受信用アンテナの設置工事を社員に指示。当該家屋の上空約 7 メートルには、7 万 7 0 0 0 ボルトの特別高压電線が架設されており、この特別高压電線は、当該地域一帯に一般民家が建築される以前から架設されていたものであった。

指示された社員は、一人で現場に赴き、長さ 5 メートルの金属製のアンテナポールを持ち、高さ 4.5 メートルの屋根上に上り、設置作業を始めたが、間もなく、社員が両手で保持していたアンテナポールが特別高压電線に接触。社員は感電し即死したもの。

労働安全衛生法第 20 条を根拠とする安全衛生規則第 349 条では、「架設電線等に近接する場所での工作物の建設等の作業を行う場合で、身体等が接触、接近することによる感電の危険が生ずる恐れがある場合には、①電路の移設。②危険防止の囲いの設置。③電路への絶縁用防護具の装着を行うことのいずれかの措置を講じることとし、この 3 つの措置が著しく困難なときは「監視人を置き、作業を監視させること」と規定されており、本事案は同条が適用となるものである。

本事案は、7 万 7 0 0 0 ボルトの特別高压電線であり、①②③の措置は著しく困難なものでありため、監視人を置き作業を監視させなければならないところ、その措置を怠っていたものであり、同条文違反が認められると判断されたもの。

違反事項としては、上記のとおりであるが、本件において安全衛生規則第 349 条に定める「監視人を置き、作業を監視させること」を実施すれば本件災害を防ぐことが出来たのか、との疑問が残る。その観点から検討するに、上空 7 メートルに特別高压電線が架かる家屋の高さ 4.5 メートルの屋根上に上り、長さ 5 メートルの金属製ポールを持ち、その設置作業を行う状況下で、作業者とは別に監視人を置き作業を監視させたとしても、屋根上から高さ 2.5 メートルの位置に特別高压電線が架けられている訳であるから、その位置で長さ 5 メートルの金属製ポールを両手で保持して作業を行った場合、誘導電流の発生が無かったとしても、金属製ポールが特別高压電線に接触する蓋然性は極めて高く、それを監視人からの指示により防ぐことは、極めて困難であると言わざるを得ない。

そう考えた時、同規則 349 条が言う「監視人を置けば、措置を講じなくても良い」との規定を削除し、当該場所での各種措置が困難な場合には作業を禁止することとする以外に、同種災害の防止は難しいものと思われる。(000248 元監督官)

#### ●労働安全衛生法第(21)条に紐付く労働安全衛生規則第(266)条の適用例

製鉄事業場において、石炭塔ホッパーに D A P S 炭と呼ばれる乾燥炭を貯めていたところ、自然発火し、発熱を解消しようと作業を行っていたが、爆発火災が発生し、付近で作業していた 1 5 名が熱傷し負傷したもの。(000157 監督官または元監督官)

#### ●労働安全衛生法第(22)条に紐付く高気圧作業安全衛生規則第(37)条の適用例

海上交通の事業場において、自社が所有する船舶のプロペラ修理のために、水中眼鏡と潜水スーツ、アクアラングのみを着用して海中に入ったが、いつまでも浮上してこないため捜索したところ、海底に沈んでいるところを発見された。水中時計、水深計、及び鋭利な刃物を携行させるほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用させていなかった。(000157 監督官または元監督官)

●主に労働安全衛生法第(22)条に紐付く(安衛)規則第(577、593)条の適用例

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」資料  
特別規則対象外物質による典型的な災害事例

●主に労働安全衛生法第(45)条に紐付く(クレーン等安全)規則第(34)条の適用例

クレーン設置後年 1 回の自主検査について、定期自主検査指針に基づいて検査を実施していなかったため当該条文に抵触をしたもの。(00089 監督官)

●主に労働安全衛生法第(45)条に紐付く(安衛)規則第(151、21)条の適用例

フォークリフトについて、1年を超えない期間ごとに1回、定期自主検査を実施していない。

・法45条に基づく各種の定期自主検査は、よく適用する項目となる。

大企業ではほとんど違反はないが、町工場などでは忘れられていることもよくある。(00027 監督官)

●主に労働安全衛生法第(45)条に紐づく(安全衛生)規制第(151の21)条の適用例

フォークリフトについて、1年以内ごとに1回、定期的に(特定)自主検査を行っていないこと。(00054 監督官)

●主に労働安全衛生法第(57)条に2の適齢例

有害物質に係る安全データシート等の通知文書が備え付けられていない事業場が備え付けられていない事業場が中には認められるところであるが、その原因として、事業主の法律の不知などによるほか、提供者から事業場に対して同通知文書が国府されていないことが一因であるときも認められる。(00074 監督官)

●主に労働安全衛生法第(57)条に3に紐づく(労働安全衛生)規制第(34)条の2の7の適用例

化学物質リスクアセスメントの実施義務を規定した本条については、施行されてから日が浅く、化学物質を取り扱っているにもかかわらず未実施である事業場もみられるところである。

そのような事業場では、リスクアセスメントの実施方法について理解が不足しており、その運用方法に悩みを持つこともあるため、安全データシートの周知促進に合わせて、コントロールバンディング等簡易に化学物質リスクアセスメントが実施可能な方法の周知も行う必要がある。(00074 監督官)

●労働安全衛生法第(61)条に紐づく労働安全衛生法施行令第(20)条16号の適用例

被疑会社は、精錬事業を営む事業者、被疑者は、被疑会社の取締役として実質的経営者であるが、被疑者は被疑会社の業務に関し、被疑会社の労働者2名に、電解槽に入れる予定の板をプレスでまっすぐに矯正する作業を行わせるにあたり、法令の定める玉掛け業務の資格がない労働者2名をつり上げ荷重2・8トンの天井クレーンの玉掛けの業務に就かせたものである。(00166 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条の8の3に紐付く(安衛)規則第(52)条の7の3の適用例

・タイムカード等客観的な方法で労働時間の状況を把握していない。

・本来は労働基準法に設けられる規制だと思うが、健康管理という面から安衛法に設けられた規制となっている。



労働基準法 32 条などとセットでよく適用される。

(00027 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条 8 の 3 に紐づく(安全衛生)規制第(52)条の 7 の 3 の適用例  
労働時間を把握していない。(00005 監督官)

●主に労働安全衛生法第(66)条 8 の 3 に紐づく(労働安全衛生)規制第(52)条の 7 の 3 の適用例  
労働者の出勤(欠勤)状況を出勤簿に押印させることによって把握しているのみで、始業時刻、終業時刻、各日の時間外労働時間数などを把握することなく、タイムカードによる記録、パーソナルコンピューター等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により労働時間を把握しているとは認められなかった。(00007 監督官)

●主に労働安全衛生法第(100)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(95)条の 6 の適用例  
厚生労働大臣が定める物質を取り扱っている事業場で、当該物質を 500 キログラム以上取り扱っている場合は、1 年間の取扱量を翌年の 1 月 1 日から 3 月 31 日までに有害物ばく露報告を所轄の労働基準監督署長に報告していなかったもの。  
労働安全衛生法 100 条に紐づく省令は、その報告期限として概ね「速やかに」「遅滞なく」「あらかじめ」など期限の目安を示しているが、労働安全衛生規則第 95 条の 6 で定める有害物ばく露報告の報告期限は、厚生労働省告示で示されている。(00035 監督官)

●主に労働安全衛生法第(100)条に紐づく(安全衛生)規制第(96)条の適用例  
研削といし破裂による事故報告書未提出。(00160 技官)

●主に労働安全衛生法第(101)条に紐づく(安全衛生)規制第(98)条の(2、第1項)の適用例  
SDS の周知方法(00167 監督官)

●主に労働安全衛生法第(103)条に紐づく(安全衛生)規制第(98)条の(135)条の(2)項の適用例  
プレス自主検査の 3 年間保存。(00167 監督官)

●主に労働安全衛生法第(103)条に紐づく(労働安全衛生)規則第(23)条の適用例  
ある企業の労働組合役員より「自分は当社の衛生委員会の委員であるが、毎月 1 回の衛生委員会に産業医が出席してこないことが多い。産業医を強制的に出席させる手段はないのか？ 産業医が出席しないと衛生委員会が成立しないというような法律の規定はないのか」との質問が寄せられた。  
当該質問に対しては、次のように回答したもの。  
「産業医は事業場の「産業保健の中心的役割を担っているもの」であり、安衛法 14 条の関連する産業医の職務に関する通達でも「衛生委員会等に出席して医学的見地から意見を述べること」などが求められている。但し、強制的に出席しなければならないというような規程はない。ご質問の衛生委員会の開催要件の規定は、23 条第 2 項の「衛生委員会の運営について定める事項」に該当するものであり、委員会が定めるものである。よって、委員会の規定に「開催要件の一つ産業医の出席」を加えることになれば、その出席への強い後押しにはなると思われるので、労使双方の委員で協議されては如何か」。

衛生委員会の充実に関して、平 18.2.24 基発第 0224003 号において、衛生委員会における医学的、専門的見地からの意見の重要性に鑑み、「産業医や衛生管理者について、その適正な選任はもとより、衛生委員会等への出席の徹底を図り、その役割が適切に果たされる必要があること」と示されている。すなわち、衛生委員会への産業医の出席については、法による規制ではなく、衛生委員会を主宰する当該事業場の自主性に委ねる方策を選択したものである。これにより、産業医の衛生委員会への関わり、引いては当該事業場の安全衛生水準の向上に繋がれば、法の意図した大きな成果と言えるものと思われる。

しかしながら、前述のように衛生委員会に出席しない産業医が一定数存在するのであれば、産業医への法的規制も考慮する必要があるとの意見が出てくることも想定される。

これに対しては、何らかの調査の実施により、実態把握を行い、事前に方向性を決めておく必要があるのではないだろうか。(000248 元監督官)

### 質問 3

7、12、20(00074 監督官)

1、2、19(00054 監督官)

1、2、14※1、2 に関して司法・監督時には悩むケースが多い。(00081 監督官)

1、15、17(00077 監督官)

2、6、12(00161 技官)

2、8、12(00204 監督官)

4、9、17(00222 元監督官・元技官)

1、2、4(00122 監督官)

1、2、14(00256 元監督官)

1、2、18(00163 監督官)

2、11、15(00286 技官)

2、17(00078 監督官)

2、7、8(00005 監督官)

1、2、18(00275 元監督官)

4、5、6(00223 技官)

1、3、9(00259 監督官)

1、7、15(00287 元監督官)

7、13、14(00264 元監督官)

1、8、14(00035 監督官)

2、6、12(00167 監督官)

1、2、14(00112 技官)

1、4、16(00160 技官)

4、6、14(00053 監督官)

2、19(00177 監督官)

2、7、8(00007 監督官)

4、8、17(00147 監督官)

2、12、14(00063 監督官)

2、7、14(00087 監督官)

2、18、19(00107 監督官)

1、2、8(00212 監督官)

2、13、20(00072 監督官)

- 5、6、14(00024 監督官)
- 4、8、17(00268 元監督官)
- 2、7、14(00059 技官)
- 1、2、18(00186 監督官)
- 1、2、8(00040 監督官)
- 7、14、17(00017 記載なし)
- 7、12、17(00184 技官)
- 5、7、17(00240 元監督官)
- 2、12、15(00113 技官)
- 2、3、14(00132 監督官)
- 2、5、15(00141 技官)
- 1、2、8(00142 技官)
- 3、7、16(000217 元監督官)
- 2、9、12 「常時性」については、有機則や特化則に「臨時の作業」についての解釈があることから、その裏返し  
しが常時行われる作業、すなわち作業工程の中でサイクル的に実施される作業と理解できますが、その頻度  
について、些かの疑義があることも事実です。(000283 技官)
- 1、2、14(000248 元監督官)
- 2、8、12(000127 監督官)
- 1、5、8(番号なし 監督官)
- 2、7、16(000236 元監督官)
- 1、2、4(000157 監督官または元監督官)
- 2、6、17(000057 監督官)
- 1、2、19(000155 不明)
- 2、7(00130 監督官・技官)
- 2、8、12(00058 監督官)
- 1、2、15(00027 監督官)
- 1、2、3(00174 監督官)
- 2、8、12(00228 元技官)
- 2、7、14(00055 監督官)
- 2、4、8(00121 監督官)
- 1、2、14、19(00162 監督官)
- 1、5、7(00185 技官)
- 4、8、15(00076 監督官)
- 9、10、12 (00071 監督官)
- 2、4、5 (00082 監督官)
- 1、14、17(00088 元監督官)
- 1、2、18 (00089 監督官)
- 1、2、6 (00166 監督官)
- 4、5、6、7、12、15 (00170 不明)
- 1、2、14 (00173 技官)
- 2、5、14 (00180 監督官)
- 1、2、3 (00181 監督官)
- 5、14、15 (00196 監督官)

- 1、2、17 (00205 技官)
- 1、2、5 (00206 監督官)
- 2、8、11 (00224 元技官)

#### (その他)

- 特に特別有機溶剤など近年の法改正の条文についてであるが、複雑・難解な表現が多く、内容の理解が難しいものがあるので、万人が法の趣旨を理解できるような内容を目指すべきかと思料する。(00074 監督官)
  
- 当然、法の適用を受け、規制しなければならないが、(災害の頻度が高いとか、同種の災害の範疇でありながら、適用されないケース) 条文で示されている例示に記されていないなかったり、少しの文章表現で違反認定ができなかったりする。また、意図的に構成要件を外すことによって法の適用から逃れたりするケースを洗い出し、対処した方がよいものと思料します。(00081 監督官)
  
- 労働安全衛生法を刑罰法規として適用することを念頭にした各法条文の規制内容の明確化。(00078 監督官)
  
- ①については RA の概念(許容できないリスク)と共通化。(00160 技官)
  
- 簡易な法体系にすること。理由：現在の複雑な法令体系は、罪刑法定主義の観点から問題があると思料する。また、労働法令は、保護対象となる労働者(未熟練、若年、外国人)が読んで理解できる内容にすべき。(00177 監督官)
  
- 就業構造が変化する中、第三次産業の占める割合が多くなっているが、一方で、労働安全衛生法例は、第一次・第二次産業を主たるターゲットとしている印象があるものである。第三次産業に対する実効的な対策等について、議論をいただきたい。(00147 監督官)
  
- 安衛法で規定された各種資格について、事業者が自社の労働者について、有資格者かどうかを確認する義務。今の法体系では、有資格者かどうか、確認していないので知らなかったといわれてしまえば、処罰できないことがある。(00107 監督官)
  
- 活用されていない制度の活性化を図る方策を検討すべき(たとえば法第 99 条の 2、第 99 条の 3。法改正により折角導入された制度にも拘らず、運用されたのは法改正後ごく僅かの期間のみ。現在は全く実績がない模様)。(00268 元監督官)
  
- 労働基準法、労働安全衛生法は、学校教育法の中では詳しく教育していない。中学、高校の段階で、しっかり教育すべきである。社会に出てからも法令の知識のない者が多い。事業者、労働者に対して最低の知識を教育すべき。(00141 技官)
  
- (1)労働者の措置義務違反に対する反則通告制度の導入。  
(理由)  
無資格作業や保護具の未使用については、事業者だけでなく、無資格作業や保護具未使用であった者(労働者)への厳格な法適用が必要と考えられるところ、現状、当該違反については、させた(させなかった)側の事業者を法違反として送致することはともかく、やった(しなかった)労働者をその義務違反で送致しているのは限定的である。やらされたといえども労働者は紛れもなく法違反の実行行為者であるのにもかかわらず、「や

らされた＝被害者」のようになってしまっているのではないだろうか。

交通違反の反則通告制度を参考に、監督官の臨検時の資格確認において運転者の資格証の不携帯を現認した場合やマスクの未着用などは当該作業を行う労働者自身にも法違反がある（例えば、臨検時に資格証の不所持ならば運転者に 61②違反か 61③違反がある。マスクは「着用を命じられている」という前提条件はあるが）のだから、交通違反でいうところの「青切符」で反則金の納付をさせてもよいのではないだろうか。

(2)化学物質暴露対策のベースとなる規則の制定（既存の規則の整理・見直しも含む）

（理由）

有機則や特化則等では、化学物質の有害性（急性中毒や発がん性）に着目した規制となっている。

しかし、例えば、特別有機溶剤は発がん性があるものとして特化則で規定されながらその使用方法が有機溶剤と同様であることから有機則を準用していたり、リフトラクトリーセラミックファイバーはもともとその性状から粉じん則の適用を受ける場合があるなかさらに特化則で規定されたり、最近では、「溶接ヒューム」といったものは化学物質名とは言えないものが特化則の適用を受けたりと、垣根がなくなっているのではないだろうか。

そしてこのような規定方法が、一般人をして極めてわかりにくい内容の法律になっている原因ではないかと思われる。

現在の法規制を受ける物質を変更するというのではなく、有機則をみても特化則をみても粉じん則をみても「局排」や「呼吸用保護具」が規定されているのだからそれらをまとめることができるのではないだろうか。

そして、その場合、化学物質の毒性に着目するよりも、性状に伴う利用（作業）方法に着目して規制するほうが、わかりやすいのではないだろうか（「毒性強いからちゃんとやるけど弱いから多少吸っても大丈夫」とはならないと思うのです。極端な話、フッ化水素水溶液とアセトンは液体という点で同じ、溶接ヒュームも粉体である特化物も粉体である点で同じと考えて規制する）。

また、前述したいわば「基本的措置」に加えて対象化学物質ごとに特別にとるべき措置が生じた場合でも、物質ごとの条文を作るのではなく（特化則 38 の○のようなもの）、当該措置もまた「基本的措置」部分に追加（必ず同様の措置を講ずるべき別の物質が出てくると思われる）し、物質ごとにどの基本的措置を講ずる必要があるのかを一覧表形式で明示する等がわかりやすいのではないだろうか。

（00071 監督官）

●司法事件として法令を適用する際、通達、判例等において取り扱われていない条文の解釈に苦慮することがあり、専門家において検討していただきたい。（00082 監督官）

●医師による面接指導の対象となる長時間労働者がダブルワーク、トリプルワークを行っている場合、実施義務のある事業者をどちらとするか、また、各事業者から医師への情報提供のあり方をどうすべきか。（00141 監督官1）

●安衛法・安衛則共に、条文ではなく通達にて解釈され、定義があいまいなのが問題ではないか(00170 不明)

●15については、行政指導（通達）によるものについても検討が望まれます。（00189 技官）

●労基法時代から歴史を積み重ねてきた結果、複雑怪奇な安衛法令です。特定機械や化学物質の専門性分野も含めて、分野別分類をしっかりと区画し、その中で橋渡しをする工夫を行い、一般の労働者(社会人)にも分かり易い、シンプルな法令を目指しましょう(000283 元監督官)

●クラウドワーカー、ギグワーカーなど多様な就労形態が増加していますが、労働基準法の労働者の定義を再

構築しないと、労働安全衛生法における法規制のあり方を論じることはできないのではないかと思います。  
(000127 監督官)

●特別刑法の側面からの検討に厚みを持たせていただきたいと考えます

同法はその性質上、政省令委任のみならず J I S 等の他基準の援用に加え、累積した膨大な行政通達が一体となって運用されている。他方、このことは、犯罪たる同違反の構成要件の不明瞭化を招いている。同法運用の信頼性確保のためには同法違反と罪刑法定主義との整合性を視野に置いた検討も重要と考える。

参考文献（名称等不明瞭）

寺西 元神戸地検検事正「労働安全衛生法違反の刑事責任」

法務総合研究所「法務研究『労働安全衛生法違反被疑事件の研究』」(000236 元監督官)

●別紙の「労働安全衛生法の問題（メモ）.docx」（別途資料内）に記載いたしました。（番号なし 監督官）

●化学物質規制の局所排気装置の設置に関し、多くの事業場が対応に苦勞しているいくつかのケースに関し、具体的改善策を提示すること。（例：資金力が乏しい小規模事業場の屋内作業場において、床面の広範囲に渡り、金属部材を並べ、第 2 種有機溶剤を用いて吹き付け塗装を行う場合(000157 監督官または元監督官)

●安衛法第 30 条、第 30 条の 3、第 31 条、第 31 条の 3、第 32 条において「注文者」「発注者」「特定元方事業者」「請負人」の各々の負うべき責について、現状より明確に解される文言で表れるべきと料します。  
(00130 監督官・技官)

●・政令・省令とその法の根拠条文の敵否（法に根拠のない省令の扱いを含む）

・行政指導、司法書士の双方に安衛関係法令を適用する現状の敵否

・使用停止等処分の他に営業停止処分等新たな行政処分を設けることの敵否（00181 監督官）

#### 質問 4

##### ■質問 4（規制の充実：一般）

###### 1 簡易リフト規制を全業種に適用拡大

安衛令第 1 条第 9 号の簡易リフトの定義について、現行は「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限る」に限定しているが、商業等他業種においても簡易リフトが広く利用され、実際に死亡災害が発生しているところから、適用範囲を全業種に拡大すること。

(000157 監督官または元監督官(2))

註 簡易リフト以外のエレベーターも同様の状況にある。

###### 2 船倉での「はい」の規制

安衛令第 6 条第 12 号における「はい」の定義について、現行は「倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷」と限定列挙となっているが、これに「船倉」を追加すること。港湾荷役業における労働災害は、沿岸だけでなく船内荷役においても発生しており、中には死亡等重篤な災害が発生しているため、船内におけるはい作業の規制を設ける必要があると料する。

(000157 監督官または元監督官(3))

### 3 KY等の安全活動の義務化

KYなどの安全活動の実施義務化  
(00142 技官(1))

### 4 業種にかかわらず安全管理体制義務化

第三次産業等に対する法的規制を強化する必要があるものと思料します。

具体的には、業種により法的に義務がない安全管理者（安全衛生推進者）の選任や安全委員会の開催について、業種に限らず一定規模の全ての事業場で選任、開催するよう法制化を検討する必要があるものと思料します。

(安衛法第11条、12条の2、17条)

現行、安全推進者の配置をガイドラインで示していますが、労働災害は減少せずに増加しています。

(00205 技官(1))

安全管理者、安全委員会、安全衛生推進者の選任義務のある業種は、

林業

鉱業 … 鉱山保安法の適用を受ける事業場を除く。

建設業 … 除染の事業は建設業に含まれる。

運送業

清掃業 … 廃棄物処理業を含む。

製造業(物の加工業を含む。)

電気業

ガス業

熱供給業

水道業

通信業 … 主に郵便局など。

各種商品卸売業 … 総合商社。

家具・建具・じゅう器等卸売業

各種商品小売業 … 百貨店、デパートを指す。

家具・建具・じゅう器小売業

燃料小売業 … ガソリンスタンドなど。

旅館業

ゴルフ場業

自動車整備業

機械修理業

※上記以外で、安全に係る災害が覆い業種の例：

- 食品卸売業（食品の仕分け、運送を行う。フォークリフト、台車等による倉庫内仕分け作業、トラック配送など。貨物自動車運送事業法の適用を受けないため労基署だけが指導を行う。）
- 大規模な食品小売店（食品仕分けなど、整理、品だし、惣菜製造など）
- 飲食店（料理は製造業に近い。）
- 老人介護施設
- 林業以外の農業
- 厩舎（競走馬の飼育）

分類法が異なるが、度数率等は次のとおり

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/saigai/19/dl/2019gaikyoku.pdf>

## 5 各溶剤の有害性に応じた規制内容・規制緩和

有機則第2条の適用除外基準に関し、第1～3種という大きくくりな規制ではなく、取り扱い化学物質の有害性（たとえば発がん性の有無）に応じた基準を設定し、物質によっては規制緩和とすること。  
(000157 監督官または元監督官(1))

## 6 事務所衛生基準規則の充実

### 事務所衛生基準規則

環境測定では、デジタル化などで、簡便に正確に測定することが可能であることから、機器の選定(8条)や測定者の要件(資格)を含めて見直しが必要。また、休養室(21条)では、部屋の大きさ・空調など一定の基準や、救急用具・設備(23条)では、自然災害への救急対応を視野に入れた内容の検討が指摘されます。  
(00283 元監督官(2))

## 7 規制対象の漏れ（例：乾燥設備）

同一の機械設備を同様の条件で使用していたとしても、使用する目的の違いによって、法令の規制の対象外になると解されるものが一部存在すること（例：乾燥設備について、物の加熱乾燥を行うものは対象となるが、同一の使用条件で乾燥を伴わない焼結や熱硬化反応等のみを行う場合には対象とならないと解される）。(000155 不明(3))

同様の例は沢山あります。

安衛則第485条 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

## ■質問4（規制の充実：特別規制）

## 8 荷主に対する特別規制の新設

陸運事業において増加傾向にある荷役作業中の労働災害防止のため、荷主等庭先（荷主等事業場内）で陸運事業者の労働者（ドライバー等）が行う荷役作業に関する安衛法上の荷主等責任が規定すべき。現在は、30条の2の元方事業者としての作業間の連絡調整のみ義務付け。  
(000217 元監督官(1))

## 9 特別規制の強化

建設事業等の特別規制について、対象が限定されている部分、（足場に手摺がない→特別規制手摺設置困難→安全带使用義務→特別規制(元請は責任を負わないので) (00167 監督官(1))

〔註 要求性能墜落制止用器具を下請負人の労働者に使用させることについて元請負人ないし注文者に管理義務を課せないかということと思われる。ただしこれは安衛則563③のことを言っており、読み方によっては安衛則655①で規制しているようにも思えるが…〕

	足場の設置（原則的な墜落防止措置）	要求性能墜落制止用器具の使用（特例的な墜落防止措置）
事業者の措置 （法20～21条）	安衛則518①、563、570	安衛則518②、519②
注文者の措置	安衛則653①、655①	無し



(法 31 条)	
元方事業者の義務 (法 29 条=罰則なし)	元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

■質問 4 (機械等)

10 特定機械等以外の規制・規格化の遅れ

特定機械等(法第 37 条)への規制は充実しているが、それ以外の危険な機械・器具への規制については一度規制の範囲、その内容を検討してみる必要があると思われる。私の勤務先では、防爆電気機器、呼吸用保護具等の検定を行っているが、防爆電気機器に関して言えば、国際的な試験・認証の仕組みである IECEX からは遅れたものとなっており、試験・認証の基準である防爆機器の構造規格及び安全衛生規格の規定も国際的に通用する IEC 規格の思想から遅れたものとなっている。また、呼吸用保護具関係で言えば、検定対象は、防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付呼吸用保護具に限られており、行政が通達で注意喚起しているホースマスクについては、検定どころか、性能要件さえ示されていない。  
(00228 元技官(3))

防爆構造電気機械器具

防じんマスク

防毒マスク

電動ファン付き呼吸用保護具

ホースマスク

11 特定自主検査の実施間隔の見直し

フォークリフトなどの特定自主検査の実施期間が 1 年に 1 回となっているが、車の車検と同様実施期間を見直すべきだと思われる。(00077 監督官(1))

×建荷協を通じた調査のデータで、アブナイとの結果が出たことあり。

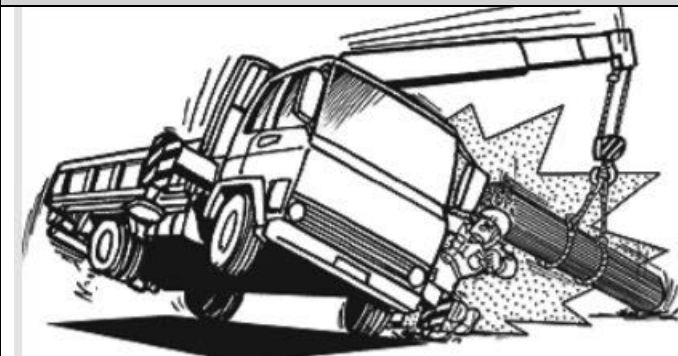
12 安衛則第 131 条からのプレスブレーキの適用除外

安衛則第 131 条の適用に関し、プレスブレーキを除外すべきと考える。(00077 監督官(2))

○\*レーザー式の安全装置による第 2 ステップはむしろ強化すべき。

13 既存不適合の適用除外の廃止 (クレーン過負荷防止装置)

3 トン未満のクレーンの過負荷防止装置の全面義務化。(既設クレーンへの安全装置後付け)(転倒事故等が多いので) (00167 監督官(2))



過負荷防止装置 (モーメントリミッター) は、クレーンのジブの旋回や起伏を規制して安定性を保つ装置です。

※平成 31 年に義務化されたが、平成 31 年 3 月 1 日以前に製造された移動式クレーン、現に製造している (設

計の大部分を完了している等) 移動式クレーンはなお従前の例による。

公式リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000197452.pdf>

※なお、古いものについては既存不適合機械等更新支援補助金制度あり。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>

#### 14 機械規制の見直し

昭和 47 年施行から現代の流れが変わり、機械設備が進化しているので、現代の機械を当時規則に当てはめて適用になるかを検討しているのが、機械装置の実態に適さない規則になっている。古い規則は削除すべきで、一般規則に含めた方がよい。

(00141 技官(3))

### ■質問 4 (足場・墜落防止)

#### 15 一側足場の選択基準

一側足場の墜落防止措置等

一側足場についてはその構造上、作業床の片側(建地のない側)は手すり等の墜落防止措置が講じられないものであり、本足場が安全衛生の観点から優先して設置されるべきところ、本足場を設置することが可能なだけのスペースがあるにもかかわらず、より簡易な一側足場を設置し、墜落の危険のある足場で労働者が作業している状況も認められることから、一側足場の設置の基準等について、一定の考慮が必要ではないかと思料する。(00074 監督官(1))

○

#### 16 一側足場に対する規制の新設

一側足場に対する規則の新設。(00163 監督官(1))

#### 17 1.5 側足場の設置による脱法

足場について、本足場が法の敵用を受けるが、業者によっては法の適用を逃れるために、場所的な余裕があるのに、一.五(正式な名称ではない)側足場(本足場から柱を一本飛ばしで抜く足場)が認められ、違反勧告ができない状況であり、抜け穴をふせぐ改正があってよいものと思料。(00081 監督官(1))

○

#### 18 壁つなぎ等の設置間隔

(2)足場の倒壊防止関係

法定の壁つなぎの設置間隔が安全の確保から考慮して適切であるか。多くの現場においては法定の設置間隔は広すぎるとして、法定の設置間隔より狭く、法定よりも安全側な間隔で設置している。また、控えの設置についてもより詳細を検討すべきではないかと思料する。(00074 監督官)

○

#### 19 「作業床」の定義

労働安全衛生規則第 519 条第 1 項の「作業床」は何か。

(00082 監督官(2))

**【質問4-4】**

「作業床」とはどのようなものか。

(答)

法令上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。また、ビルの屋上、橋梁の床板など、水平で平面的な広がりを持った建築物の一部であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床となると考えられます。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

20 墜落時保護用保護帽の着用義務の明文化

現行、保護帽(ヘルメット)について、現行、飛来・落下防止のために着用義務がある。墜落危険がある場合にも、着用義務とした方がよいものと思料。高層住宅の屋上の端で作業している場合、ヘルメット着用してなくても違反が切れない。(その場合、より性能の高い墜落用のヘルメットの着用に一本化したらと思料)(00081 監督官(2))

○

■質問4(資格)

21 就業制限資格確認義務化

事業者が就業制限のかかる業務についての資格の確認義務。(00107 監督官(1))

註 オペ付きリース業者が連れてきたオペ(オペレーター=重機運転手)の資格を確認する義務はあるがそれしかない。

22 免許等の更新制度、安全管理者等の定期教育義務化等

(1)免許、技能講習修了者については、定期的に技能確認のための更新制度を設けるべきである。  
(2)安全管理者、衛生管理者については、選任後に定期的に能力向上教育を義務付けるべきである。  
(00275 元監督官)

○\*(2)については、法第19条の2はあるが、通達もかなり触れてはいる。しかし、努力義務なので、実勢として不十分。安全管理者については殆どできていない。

運行管理者であれば、毎年、一般講習なりを受けている。知識情報のフォローアップのためにも、せめて5年に1回程度は義務としてやるべきではないか。もっとも、安全管理者については、そもそも現場の生産管理に詳しくないとできないし、そういう人物を選任する趣旨で設計された経過もあるので、それに対応した教育制度にしないと学習効果があがらないことになる。集団講習には困難がある。特に業種が異なると事情が異なるので、業界団体等にその業界に適合した研修を設計させるのが良いのではないか。

23 技能講習修了情報の管理

技能講習制度

免許については、都道府県労働局長が行うことから、その実施状況について容易に把握できるが、技能講習については、登録講習機関が実施するものであることから、監督機関において、その実施状況を把握することは困難であるところ、これを把握できる制度にできないか。

(理由)技能講習の修了証を携帯しておらず確認ができない場合に、技能講習を修了していないために携帯していないのか、技能講習を修了していて、紛失等したものか判断することが極めて困難であることから。  
(00007 監督官(3))

技能講習や特別教育は、「修了していない」ことの証明は非常に難しい。

なお、一般の産業現場では、技能講習も特別教育も「免許」と言われています。

## 24 免許試験の受験資格緩和等

免許試験受験のための学齢、実務経験を廃止すれば、受験機会が拡大されるとともに、電子申請が用意に行えるようになる。なお、免許取得のため、実務経験に伴う能力を求めるのであれば、免許試験合格後に一定の実務経験を求めることも考えられる。(00222 元監督官・元技官(1))

△そもそも、受験資格自体に実務経験を要求するのは、衛生管理者、普通ボイラ溶接士など限られている。他は受検自体はできる。ただし、免許証を得るには実務経験が必要。そもそも安全衛生技術を学科試験のみで確認するのは難しいのは事実。ボイラでは実技講習で代替するような方法もとられている。発破技師はボイラほど客が来ず、撤退した＝講習機関の採算も考えてあげる必要がある。また、国家資格の重みは維持すべきだが、実務経験を緩和する方向性は賛成。再教育の充実も課題。

## 25 特別教育対象業務新設（テールゲートリフター、ロールボックスパレット）

荷役中の災害として増加傾向にある、テールゲートリフター及び RBP（ロールボックスパレット：かご車）を使用する業務を、第 59 条第 3 項（安衛則第 36 条）の特別教育を必要とする業務に追加 (000217 元監督官(2))

## 26 就業制限資格の見直し

法 61 条の就業制限業務に就くことができる資格の見直しの検討

ボイラー溶接士のように、その資格である免許に有効期限があり、免許の有効期限を更新するための定期的に知識・技能がチェックされる業務がある一方、フォークリフト運転業務のように、その資格(フォークリフト運転技能講習の修了)をいったん取得すれば終生資格として有効なものもある。

法制定時は各業務の危険・有害度や要求される知識・技能レベルに応じてランク分けされ、資格の有効期限が決まっていたものと思われるが、その後災害事例の情報も蓄積されていると思われるから、必要に応じて見直しを図ったらどうであろうか。

なお、危険有害業務従事者への教育についての法 60 条の 2 による事業者の努力義務との関係には注意する必要がある。

また、当然であるが、事業者に新たな負担を課すことにつながる規制ゆえに、広く必要性が認識され機が熟したときでないと法令改正に向かうエネルギーは生まれなため、本意見はそのような環境が築かれたことを前提としてのものである。

厚生労働省の運営する「職場のあんぜんサイト」に掲載されている労働災害事例のデータベースはよくまとまっており、事例も数多く紹介されている。災害原因や再発防止対策の詳細も記述されていて、提供される像法は信頼できるものである。そこでその内容を見ると、就業制限業務における災害に関しては、「就業制限業務の従事者が無資格であった」旨を単に災害原因不足として認定しているものが非常に多い反面、当該業務の従事者の安全衛生に関わる知識・技能不足やそのレベルを記述しているものは僅かしかない。行政のサイトなので、情報源は労働局や労働基準監督署の労働災害調査結果に基づいているものと推測される。ところが、労働基準監督署等の機関による就業制限業務に係る労働災害の第一次調査の報告書の大部分が知識・技能を充分検証することなく、たとえば「無資格下での災害は無資格であることが直接原因」などと短絡的に原因を特定しすぎているのではないかとの疑念がどうしても生じてしまう。労基署は死亡等重大な労働災害については、直接原因につながる法違反を特定し、直ちに事業者への刑事責任追及も行うことになるので、調査に当たって法違反の有無は極めて重要な調査項目になることは理解できる。しかしながら、法令違反がない場合の原因調査は適正に行われているのであろうか。

有資格者が法令の違反を伴わずに作業しており、知識・技能不足を原因として災害を惹起したケースも決して少なくないはずである。その場合、知識・技能のどの部分が足りなかったのかが浮き彫りになるような立体的・多角的な科学的調査が求められると思料するが、そのような視点での記述がなされているものは見当たらない。安衛法改正により法第 28 条の 2 が新たに加わり、事業者におけるリスクアセスメントが義務化された背景の一つに、「発生原因の法違反を伴わない労働災害の割合が増加していること」があったことも踏まえ考えると、災害の主因の判断に違反の有無を直結させるのみで、それ以上の深堀をしないという災害調査のあり方は問題である。

そうすると、このような調査結果に基づいたのでは、就業制限業務の資格の法令上のあり方に切り込むような検討はそもそもできないのではないか。

たとえば、「資格は何十年も前に技能講習を修了して取得したが、その後の当該制限業務への従事は散発的で頻度が少なかった。係る状況下で年月の経過により、知識・技能が薄れ、このことを原因としてついには重大な労災事故を発生させた」などという災害が仮に頻発するのであれば、当該資格制度のあり方として、法令上有効期限を設けるべきかどうか、資格取得時に求める知識・能力の底上げをすべきかどうかなどの検討に値しよう。

法第 60 条の 2 による事業者による安全衛生教育の努力義務も定められているが、罰則付きの法 61 条の規制にはより大きな効果が期待できるので、事業者の負担と災害防止効果をどのレベルで調和させていくべきか検討してはどうかというのが本意見の趣旨である。(00268 元監督官(1))

#### (就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第六十条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

## 27 就業制限業務の統廃合

就業制限業務（特に技能講習）の統廃合。建設機械や荷役機械などで、操作系が同じようなものについては整理が望まれる。また、クレーンや移動式クレーンでは、能力より搭操作系（乗型かそれ以外）で資格を分けないと危険であると思われる。

(00189 技官(2))

## 28 安衛教育の技能講習への格上げ

特別教育などの「教育」については、事業主の実施にせよ技能講習に格上げし、義務化すべきである。

(00141 技官(4))

註 現状、誰でもテキストを買ってくれば「講師」になり、労働者に教えればそれが特別教育になる。

## ■質問 4 (委任関係)

### 29 委任元条項の明確化

労働安全衛生法第 27 条第 1 項により、第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により、事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省で定めると規定されており、省令に講ずべき措置等が委任されているが、法の定めが抽象的で省令に根拠条文を引用していないため、根拠条文が曖昧になるため、省令に根拠条文を引用する等により根拠条文を明確化する必要がある。(000186 監督官(1))

### 30 委任元条項の明確化

厚生労働省令各条項の根拠となる法条項の明確化(例えば、労働安全衛生規則第 4 条第 2 項、第 18 条、第 23 条(安衛委員会))。(00078 監督官(2))

△\*たとえば第 18 条は作業主任者の周知義務。確かに、たぶん根拠規定はない。根無し省令だろう。安全の見える化という趣旨で、この規定自体は非常に重要。しかし、そもそも周知自体が刑罰適応かという問題もある。行政指導でも実効的ではないか。罰則は安衛法のエンフォースメントの要ではあるが、行政指導の活用も重要。義務強制より権利性を強調すべき。根付きにするなら法 101 条に紐付ければ良いのではないか。

4 条 2 項は根拠規定有り。罰則つき。

### 31 作業計画が根無しとの指摘(検察庁)

●(1)労働安全衛生規則第 151 条の 3、第 151 条の 89、第 151 条の 125、第 155 条、第 194 条の 5、第 194 条の 9 等「作業計画」を定め履行すべき旨の条文があり、法 20 条を根拠として取り扱っているが、検察官より根拠となる法条文が無いのではと批判されることがあった。本省令はカバーをつける等〔註 安衛則 101 条のような、危険箇所への覆いのことと思われる〕ダイレクトな措置でないので、もっともな見解である。根拠法を明らかにしてほしいところ。(00287 元監督官)

#### 労働安全衛生規則

##### (定義)

第一百五十一条の二 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト
- 二 シヨベルローダー
- 三 フォークローダー
- 四 ストラドルキヤリヤー
- 五 不整地運搬車
- 六 構内運搬車(専ら荷を運搬する構造の自動車(長さが四・七メートル以下、幅が一・七メートル以下、高さが二・〇メートル以下のものに限る。)のうち、最高速度が毎時十五キロメートル以下のもの(前号に該当するものを除く。)をいう。)
- 七 貨物自動車(専ら荷を運搬する構造の自動車(前二号に該当するものを除く。)をいう。)

##### (作業計画)

第一百五十一条の三 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第一百五十一条の七までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

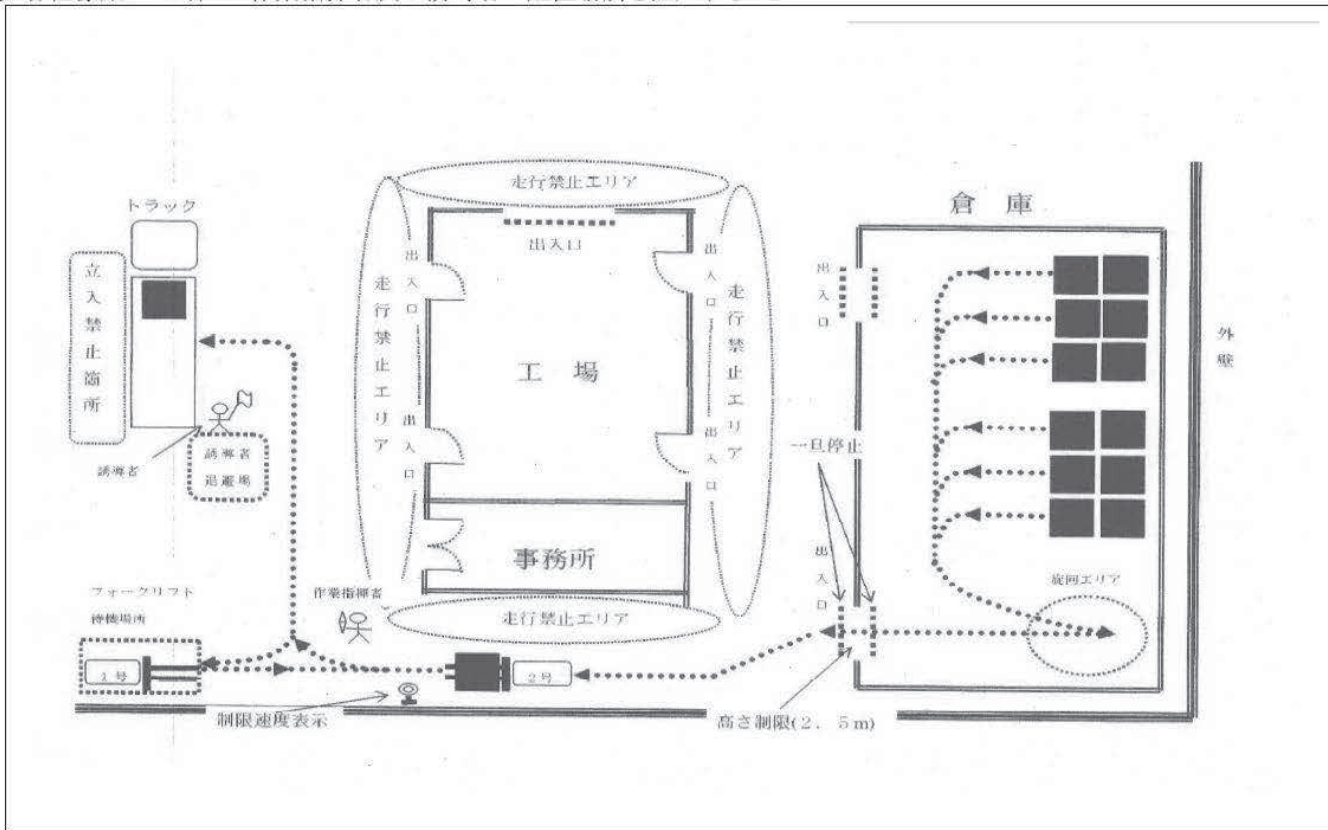
2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の

方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

### 17.フォークリフト作業図

- ① フォークリフトの運行経路を図示すること
- ② 周辺労働者の立入禁止箇所及びフォークリフトの走行禁止箇所を具体的に記載すること
- ③ 各種標識・一旦停止・作業指揮者及び誘導者の配置場所を記入すること



(豊田労基署リーフレットより <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000768538.pdf>)

### ■質問 4 (解釈)

#### 32 定義の一覧化

散在記載されている用語の意義の集約化(例えば「クレーン」は解釈例規で、「クレーン等」は労働安全衛生規則で、「移動式クレーン」は労働安全衛生法施行令においてそれぞれ定義されている)。(00078 監督官(3))

△\*唐澤先生によれば、規則に載っていたものなどを全て施行令に載せようとしたこともあったが、内閣法制局から細くなりすぎるから困難と言われ、却って通達レベルに落とすなどして、いろんなレベルのルールに散ることになった面もある。だから難しいだろうが、やった方が良い。

なお、もともと旧労基法時代は、規則への包括的な委任があったので、規則に定義も書きやすかったが、現行安衛法になって、法律-施行令-規則の体系となって分かりにくくなった面もある。施行令は法律の基本的な適用対象をある意味無味乾燥に列挙している。まさに法律の補足。規則の中での二度書きすればよい(確認規定を置く)(畠中)。

\*罪刑法定の問題も、最終的には法と人の相互作用(コミュニケーション)が重要になるだろうが、人は組織なりの面もあるから、行政も体制、ネットワークが重要だろう。

#### 33 条文解釈の明文化

通達や指針による解釈しか示されていないものが多く、分かり難い。明文化等の整備が必要。

(00055 監督官(1))

### 34 A、B等の解釈

労働安全衛生規則 518 条第 2 項の「防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等」の規定においては「防網」・「安全帯」・「等」の 3 つの措置の中の一つの措置のみでよいか又は二つ以上の措置を要するか。  
(00082 監督官(1))

### 35 「等」の明確化

労働安全衛生法を刑罰法規として適用することを念頭にした各法条文の規則内容の明確化(例えば、労働安全衛生規則第 519 条の「囲い、手すり、覆い等」の「等」に該当する措置の明確化、求められる高さの明確化)。(00078 監督官(1))

△\* 罪刑法定から言えば、「等」の内容を法規則本体でもう少し明確化すべきだろう。ガイドラインでは、強制力がないことを良いことに、あれこれ捕捉し過ぎて、却って趣旨不明になっている。運用上、内容の限定は必要ではないか。

### 36 「常時性」の解釈の明確化

「常時性」は、条文ごとに解釈を示すべきだと思います。(00264 元監督官(4))

### 37 「常時」の明確化

各種条文における「常時」について

用語を定義するか、別の表現とすべきではないか。

(理由)法の周知における「常時」(法 101 条)、安全衛生管理体制等における「常時」(安衛令 2 条ほか)、有害業務に従事する場合の「常時」(法 101 条)、安全衛生管理体制等における「常時」(じん肺法 6 条、有機則 29 条ほか)、定格荷重や警報装置等にかかる「常時」(則 389 条の 9、クレーン則 24 条の 2 ほか)で意味が異なることが明らかと考えられ、誰が読んでも同じ意味に解される保証がないことは不適切と考えられることから。  
(00007 監督官(1))

### 38 「常時」の曖昧さ

「常時」という文言の明確な定義及び判断基準が定められていないことから、特殊健康診断の実施等の要否について、各人ごとに判断が異なってしまうこと。  
(000155 不明(1))

### 39 常時性の例示

常時性の例示。(00107 監督官(2))

### 40 有害物に係る「常時」の解釈の明確化

「常時」について、頻度や使用量を定義し明確化すること。有機溶剤中毒防止規則等有害物に係る規制で規定されることの多い「常時」について、定義が明確でないことから、現場により解釈が異なり、全国斉一的な法令の適用を困難にしていると思料するため。  
(00181 監督官(1))

### 41 「遅滞なく」の明確化

労働安全衛生規則第 97 条

「遅滞なく」を例えば、発生時から 1 カ月以内など特定の期間とすべきではないか



(理由)労災が発生した事実を隠す等の意図で報告を遅らせる場合を想定すると、期日を設定した方が、取り締まりが容易であり、また、取り締まりの規定としては、期日があいまいであることは不適切と考えられることか。(00007 監督官(2))

[ 現状、休業4日以上の場合の労働者死傷病報告(第23号)は、災害を把握し調査を行うためがあるので、1箇月では遅いとも考えることもできるかもしれませんが。本来であれば、交通事故のような取扱いにすべきだとも思いますが…]

#### ■質問4(わかりにくさ)

##### 42 わかりにくさ

法令の構成が難しすぎます。  
法令順守を求めるのであれば、関係者(事業者、安全衛生担当者、労働者)に分かりやすいものではないといけません。法令の内容を知らない、理解できないものを順守することは難しいと思います。(00264 元監督官(3))

##### 43 わかりにくさ

労働安全衛生法そのもの抜本的な改正(統廃合を含めた大胆な整理)が必要と思われます。長年に亘る改正によりとにかく判りにくい、読みにくい。行政の人間がそうであるから、一般の事業場の人には難解であると思われる。  
(00189 技官(1))

リファクタリング(意味を変えずに文言を整理する)のか、意味内容も変えるのか。

##### 44 わかりにくさ

法令に規定した内容は、事業者、労働者ほか関係者が遵守することを求めているのに、法令の条文に他の条文の参照が多く、理解するのに手間がかかる構成となっている。各条文を見ればその内容が分かるようにすべきと思料します。(00180 監督官(1))

##### 45 わかりにくさ

一般の人が調べてわかりやすい法にするため、法の再構築が必要。  
(00174 監督官(1))

##### 46 わかりにくさ

複雑になりすぎて、条文の理解が困難となっている。特別有機溶剤等などの規制の単純化。  
(00027 監督官(1))

##### 47 形式的な法令遵守

事業者らの目的が、労働者の安全と健康の確保よりも、本法に違反しないことが目的となってしまうほど複雑かつ膨大である。(00054 監督官(1))

△

##### 48 読み替え規定のわかりにくさ

条文の読み替えに関する規定が多数存在し、法令の解釈に不慣れな者が当該条文の内容を理解するうえでの大きな障壁となっているものと考えられる。したがって、条文中の文言及び定義の整理や複数の条文間における規定内容の調整等が必要ではないか。

(000155 不明(2))

#### 49 特化則等の単純化

特定化学物質障害防止規則、有機溶剤中毒予防規則、粉じん障害防止規則等の現在単独で規定される各有害物質に関する省令を一本化すること。特定化学物質障害防止規則に規定される特別有機溶剤については、特定化学物質障害防止規則の適用のみならず、準用規定により有機溶剤中毒予防規則による適用も受ける。また、令和3年4月からは、アーク溶接等作業については、従来の粉じん障害防止規則の適用のみならず、特定化学物質障害防止規則の適用も受けることとなる。有害物質に関する知見が深まるにつれて、複数の省令が適用される事案が増えているが、これにより法令の適用関係が複雑化している。法令の適用関係が複雑になると事業場による法令遵守を困難にするため、法令の適用関係の単純化を図る必要があると思料する。

(00181 監督官(2))

#### 50 特化則の平易化

特化側の条文をわかりやすく読めるように全面的な見直し整理。

\*有機則との関係、エチルベンゼンの規制などが複雑。第2条の2などは複雑さがはんばない。特殊健診が分散(39条の他にもいろいろ)。パンフレットもない。パンフレットをつくる場合、「その他は監督署にきけ」ではなく、もう少し詳しく書くべき。検索機能設置でも運用は改善するだろう。(00163 監督官(2))

○

#### 51 有害物規制の複雑化の問題

省令規制について、発がん性を有する物質は特化則、中毒を生じる物質は有機則、じん肺を生じる物質は粉じん則と、特性に応じて個別の省令を適用してきたが、近年では、発がん性を有する有機溶剤を特化則で規制し、アーク溶接ヒュームを特化則で規制するなど、省令をまたいだ重複(したりしなかったり)する複雑な非常にわかりにくい規則になっている。行政官も理解に苦しんでいるが、法令を守る対象である事業者が理解できないレベルになっており、とても大きな問題になっている。(00161 技官(1))

△一般原則は安衛則に。特化則に収斂していく方法、作業で分類する方法もあるのでは。重要なのは検索の容易化(情報へのアクセシビリティ)では。検索項目は、「ハザード」と「作業」が鍵ではないか。それも業種ごとに分けるのが良いのではないか(北岡)。それに基づく監督指導の手引き書の作成も良いのでは。英米は物質から規制を検索できる。イギリスは鉛関係から始まっており、特にそれに関する規制が発達し、検索もし易い。ドイツは、GeffstoffVOがあり、石綿等を取り扱っているが、綿密さにおいては日本が上。綿密な規制はBGやラントが行っている(藤森、唐澤)。

#### 52 化学物質等障害防止規則への一本化

有害物に係る省令(有機溶剤、特定化学物質、鉛、四鉛など)の統廃合

現行は規則が多い割にその対応は似たようなもの(密閉、局排、全換、保護具など)となっている。内容を見直し、化学物質等障害防止規則などに一本化すればよいと思う。

(00189 技官(3))

#### 53 有機則・特化則の整理

規制される化学物質が増えるたびに改正されている有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の構成が複雑になってきているように思います。罰則もあるため、規制を受ける側である事業者の目線に立った整理を行う必要があると思います。(00063 監督官(1))

## 54 化学物質等規制の整理

化学物質等について、規制する法令が煩雑になりすぎていると思われる。そのため、一度違反を指摘した事業者者に犯罪である旨説明するも、その重要性に説得力が無く、結果、繰り返し違反となるために、捜査着手する事案もある。(00040 監督官(2))

## 55 有機則・特化則の見直し

有機溶剤中毒予防規則と特定化学物質障害予防規則については、規則制定の趣旨が異なることは十分理解するところであるが、同じ化学物質の規制とするものであり、大きく見直す必要があるものと考えられる。(00184 技官(1))

## 56 政省令までで規制内容を完結させる

違法性の有無の判断をするために告示や通達まで見なければ判断できず、わかりづらい。せめて政省令まで見れば違法かどうか判断できるよう明快なものにすべき。(00121 監督官(1))

註 ポイラー及び圧力容器構造規格、クレーン構造規格など、日本産業規格（JIS）を引いているものもある。また、「その他厚生労働大臣が定める者」「その他厚生労働省労働基準局長が定める者」というのがあるが、実際に定めがあるのかないのか不明なものが多い。さらに、研削盤等構造規格などには厚生労働省労働基準局長による適用除外制度があるが、適用除外となったものを検索するシステムがないので個別に本省に照会しなければ判断できない。研削盤等構造規格には個別検定・型式検定制度もないので規制できているのかどうかさえ不明と言えるかも知れない。

## 57 法令の簡略化（特化則等、エレベーター）

より一層の簡略化(有機則と特化則の統合。エレベーター&リフトの国交省への一本化等。(00160 技官(1))  
※→反対の意見として、44 参照

エレベーターや簡易リフトは、昇降機ないし小荷物昇降機として建築基準法で規制しており、安衛法と二重規制となっている。

業種	適用法令
工業的業種（労基法別表第1第1号～第5号＝製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業）の事業場に設置されたもの	労働安全衛生法 建築基準法
主として一般公衆の用に供されるもの	建築基準法
非工業的業種（上記以外）の事業場に設置されたもの	建築基準法

※その他船舶安全法などの適用除外あり。

令和2年の災害発生件数	休業4日以上・死亡	死亡
エレベーター、リフトを起因物とする災害	159	3

労基署と都道府県の間で違法エレベーター・簡易リフトの通報制度あり。

違法なエレベーターや簡易リフト（昇降機ないし小荷物昇降機）を労基署が発見する場合も少なくない。

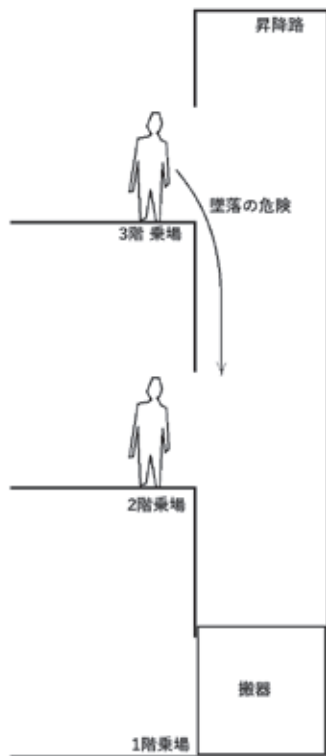
用語定義の範囲の違いにより、簡易リフトであっても、小荷物昇降機にあたらぬ場合があり、安衛法上違反でなくても建築基準法で結局違反となる場合がある。

煩雑さとしては、建築行政への建築確認のほか、工業的業種（労基法別表第1～5号）の事業場についてはエレベーター設置届、エレベーター設置報告書、簡易リフト設置報告書を労基署にも届出る必要があること。

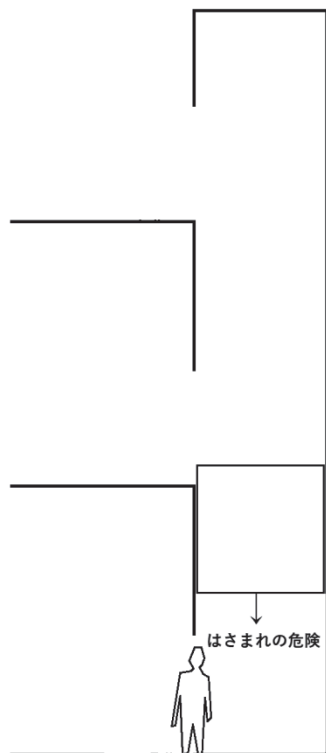
安衛法が適用されるエレベーターのうち積載荷重1トン以上のものについては特定機械等に該当するので、検査証や性能検査がないと使用不可。

ただし、安衛法の規制が外れ、かつ労基の管轄外となった場合は、労働災害の重要な起因物であるのに、指

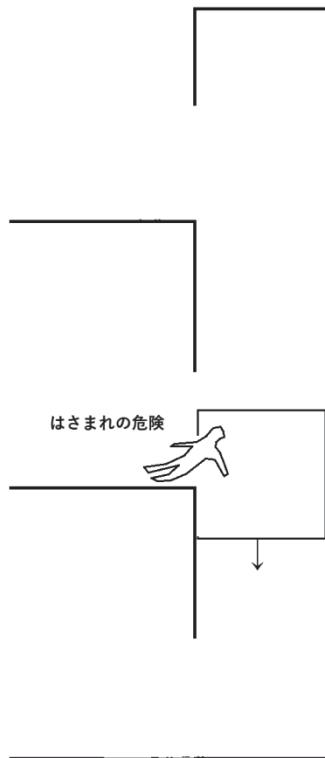
導が難しくなる。以下、エレベータの規制を廃止した場合の適用条文。



↑ 墜落の危険については、安衛則第 519 条（作業床の端への墜落防止用の囲い等、墜落制止用器具の使用）。エレベーター構造規格では、乗場戸及び乗場戸ロックの設置義務違反。



↑ 安衛則第 108 条の 2（ストローク端の柵等）。エレベーター構造規格では、乗場戸及び乗場戸ロックの設置義務違反。



↑特に規制なし（敢えて言えば、安衛則第 104 条（運転開始時の合図）、第 107 条（掃除等の場合の運転停止等））。エレベーター構造規格では、戸開走行保護装置設置違反。

#### ■質問 4（罰則その他の制裁）

##### 58 厳罰化

罰則が諸外国と比べて全般的に軽いため、より重い罰則内容とすべきである。(00141 技官(1))

##### 59 厳罰化

###### 罰則の強化

労働安全衛生法違反は、人の生命に関わるケースも多い、現状として、同法第 119 条または 120 条による罰則の適用をされるケースが多く、同条では徴役または罰金が予定されているものの、実際は数十万円の罰金の適用が主であり、同法違反による法益侵害の程度に対して適用される罰則の程度が軽度である印象がある。(00147 監督官(1))

##### 60 厳罰化

罰則が諸外国と比べて全般的に軽いため、より重い罰則内容とすべきである。

(00141 監督官 1(1))

###### 主要な現行の罰則

- a) 製造禁止物質の製造等：3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
- b) 特定機械等の無許可製造、個別検定・型式検定不受検等：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- c) 作業主任者不選任、事業者の危害防止基準違反、構造規格違反機械等譲渡等、無資格運転をさせる罪、使用停止等命令違反等：6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- d) 安全衛生管理組織未選任、労働者の危害防止基準違反、労災隠し等：50 万円以下の罰金

##### 61 厳罰化

法の厳罰化。

(00055 監督官(3))

## 62 労災かくしの厳罰化等

労災かくし事業の厳罰化、罰則の強化。(第 23 号未提出等の事業を除き、悪質性の高いもの)(00167 監督官(3))

## 63 法人重課の導入

### 法人重課の導入

安衛法は、昭和 47 年の法施行以来、労働災害を激減させるなど、その果たしてきた役割は高く評価される。また、今日では新たな課題も発生し、それに応じた法改正も順次行われるなど、安衛法に求められる役割はさらに広がっている。安衛法の履行を確保することは産業界にとって極めて重要な意義をもつと考えられる。そのような中、いまだ法令順守がなされていない一部の事業者においては、法違反が繰り返され、安全な職場環境が構築されていないという現状も見受けられる。

こうした現状を踏まえて一層の法の履行確保を図るためには、種々の方策が考えられるが、立法政策としては、法人重課も考えられるのではないかと。先行導入された金融商品取引法や証券取引法のみならず、近年では廃棄物の処理及び清掃に関する法律、著作権法なども導入されている。法人処罰については様々な議論があるのを承知しているが、実務的には運用歴を重ねている。そこで、現状についてであるが、我が国の特別法犯の法人処罰の中でも安衛法の運用実績は高い実態にある。2019 年の検察統計年報においては、特別法犯の法人起訴件数 1,063 件のうち、最も多いのが安衛法違反 203 件、次は廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 184 件、続いて風営法違反 91 件、入管法違反 73 件などとなっており、特別法犯の法人起訴件数の法例別内訳では安衛法の割合が最も多くなっている。

安衛法違反はいわゆる組織犯罪であり、企業のトップのみならず末端の管理職に至るまで、その権限や授権の実態に応じて行為者になり得るのであるから、犯罪抑止の目的達成のためには、法人重課を導入することによる威嚇効果を用いて企業としての活動を規律し、法の一層の履行確保を図ることを検討すべき時期にきていると考える。(00268 元監督官(2))

## 64 過失犯処罰

### 過失犯の創設

労働安全衛生法違反にかかる刑事罰はすべて故意犯によるものであるが、過失犯の概念を創設することで、事業者に対して安全衛生に対する意識を高めることや、法違反に対する捜査の迅速化といった効果が得られるとも考えられるので、改正が必要とまではいわないが、検討の余地があるのではないかと。(00147 監督官(2))

## 65 過失犯処罰

労働災害における労働安全衛生法違反の捜査に際しては、措置義務があることの認識、その認識を持った時期や理由、措置義務を実行しなかったことの原因など、いわゆる故意が必要であり、業務上過失致死傷罪のように、過失犯を処罰する規定になっていない。そこで、労働災害を防止する措置のように、状態が危険な方に悪化するのを防止する措置においては、必要性、緊急性が高く、故意とかとは関係なく、過失犯も処罰できようとするところこそが、「労働者の生命・身体を損ね、健康を害する労働災害を予防する」という立法趣旨にかなうと考える。

(00097 監督官(1))

## 66 結果的加重犯

労働災害の発生状況を見るに、従来型の災害が殆どであります。法的な措置を講じなければ労働災害が発生

する恐れがあることは、事業者・実行行為者は十分認識出来ていると思います。このような状況からすれば、死亡や一生寝たきりになるような重篤災害を発生させた場合には、結果的加重犯の対象となるようにしたら如何でしょうか。災害防止への関心・取組が強化されてくるとと思います。(00264 元監督官(1))

結果的加重犯：

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%B5%90%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%8A%A0%E9%87%8D%E7%8A%AF>

なお、2019 年 12 月に開催された全労働主宰のフランスの監督官との対話集会において、フランスの監督官から、フランスでは例えば死亡災害について送検すると、homicide の罪（業務上過失致死？）を検察側で付加し、懲役刑になることがあるとのこと。

→ 全労働省労働組合『季刊労働行政研究』Vol.44, 2020 年 4 月冬・春号（「対話集会—フランスから労働監督官がやってきた」を含む） [https://1drv.ms/b/s!AtbgYJc2Nu2xzxVrODf1WFD\\_no1m?e=ZZcllg](https://1drv.ms/b/s!AtbgYJc2Nu2xzxVrODf1WFD_no1m?e=ZZcllg)

## 67 刑罰法規としての構成要件明確化

可罰性が高い条文については、刑罰法規として適用しやすいよう構成要件を明確な表現にしてほしい。(00121 監督官(2))

## 68 刑罰法規としての合理化

罰則適用の法令として文言の明確化を図ること。安全衛生関係法令は、労働安全衛生法違反被疑事件として立件（司法処分）するにあつては、その条文の文言があいまいであったり（前述の「常時」などの表現）、外形的要因が規定されていなかったり（安衛則第 151 条の 3 等多数の条文で規定される「作業計画の策定」については書面での策定を規定しないため外形的要因がない）、あいまいな通用除外が設定されていたり（有機溶剤業務について設置が義務付けられている局所排気装置には「臨時」や「短時間」など定義があいまいな適用除外条件が複数存在する。）することで、捜査を困難にし、立件できない場合もあるため、規定を明確化すべきと思料する。

(00181 監督官(3))

## 69 行政制裁制度の導入

### 行政制裁制度の導入

前記(2)と同様、行政制裁の制度を導入することにより、企業としての活動を規律し、法の一層の履行確保を図るために行政制裁制度を導入するもの。具体的には、一定の法違反を繰り返す、行政指導によっても是正の認められない事業者を対象とした企業名公表制度を設ける。

背景としては、労働基準行政機関における安全衛生関係の業務に割ける行政のリソースが年々低下していることが挙げられる。労働基準行政は、かつては(特に昭和 47 年の安衛法施工後)企業に対する監督指導において、その多くの部分を安全衛生関係に充ててきたが、平成 14 年頃を境に監督指導の重点を「一般労働条件の確保・改善対策の推進」へ向け大きく舵をきった。

長時間労働による過労死や賃金不払残業などが社会問題化したことによる対応するものであり、現在もこの流れはおおむね続いていて、このため安全衛生に関わる行政資源を相対的に目減りしている状況が生じている。その一方で、行政執行体制を拡充し組織を肥大化させることには国民の理解は得られそうもない。そこで投入する行政資源に対する費用対効果の非常に大きいと見込まれる前述の制度を法に盛り込み運用することによって、現行の行政執行体制下においても、より高い効果をあげられることができるのではないかというのが意見の趣旨である。(00268 元監督官(3))

## 70 高額の懲罰的損害賠償、行政罰の認容

日本の司法全体であるが高額の懲罰的な損害賠償制度の認容。(行政罰も)(00177 監督官(3))

## 71 罰則のない義務規定の在り方

努力義務以外の法でも罰則規定が付されていないものがある。

(00055 監督官(2))

### ■質問 4 (規制の緩和・簡素化)

## 72 他分野との重複と棲み分け

安衛法が担っている分野が非常に広範囲。また、ボイラー、圧力容器、化学物質、放射線、心身にわたる健康管理などの対策について、他法と重複するものもあり、すみ分け、統合、別だてにするなどの整理をした方が良い。

(00185 技官(1))

## 73 使わない条文の整理

よく使用する条文と、そうでない条文の二極化している。また、時代に応じて使用しない条文も多くなってきているため、条文によっては、法令から落とすなどの整理もすべきだと思われる。(00040 監督官(1))

## 74 構造規格中の「使用制限」規定

構造規格に関しては、墜落制止用器具の規格第2条(使用制限)は、主として事業者(ユーザー)に対する規制であり、構造規格としてのおさまりが良くない。

(00283 元監督官(3))

註 プレス機械又はシャーの安全装置構造規格第20条第1号「一 スライドの作動による危険を防止するために必要な長さにわたり有効に作動するものであること。」も同様と言えるかも知れない。

しかし、販売者が、ユーザーの使用状況を把握しつつもそれに違反した機械等を譲渡することを禁止する趣旨であれば構造規格に含める意義はあるとも言えるのではないか。

## 75 健康診断を労働者本人の実施義務とする

健康診断の実施義務は、事業者ではなく、社会保険など他の健康診断と統合して、労働者本人の受診義務に変えて、その健診結果を事業者に提出するようにすべきと思料される。(00141 技官(2))

## 76 小型ボイラー設置報告書等の廃止

各種報告書の廃止について

ボイラー則及びクレーン則で定められている各種報告書(3トン未満のクレーン等、1トン未満のエレベーター、小型ボイラー)について、各製造業者の機械性能の向上及び当該機械に係る事故の減少等により、監督署への設置報告は不要であるものと思料します。(安衛法第100条)

(00205 技官(2))

註 クレーン等設置報告書、エレベーター設置報告書は、紙ペラ1枚で機械の性能については種類・型式、トン数しか記入がありません。

図面も安全装置の有無も記載するところが無く、実地調査をするために利用する意外に意味がありません。その報告書をもとに「審査」はできません。

小型ボイラー設置報告書は、色々書類を添付してもらうので、例えば給水能力が十分かというところをチェックしています。



様式第2号(第5編関係)

## クレーン 設置届

事業の種類	一般機械器具製造業		
事業の名称	株式会社富士メンテナンス		
事業の所在地	山形県天童市大字久野本1214番地の6 (電話 023-654-1520 )		
設置地	同上		
種類及び型式	2.8TON普通型天井走行クレーン	つり上げ荷重	2.818 t
製造許可年月日及び番号	年 月 日 第 号( )		
設置工事を行う者の名称及び所在地	株式会社富士メンテナンス 山形県天童市大字久野本1214番地の6 (電話 023-654-1520 )		
設置工事落成予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		

年 月 日

事業者 職名  
氏名

印

〇〇労働基準監督署長 殿

(備考)

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。
- 2 「製造許可年月日及び番号」の欄の( )内には、すでに製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を注記すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。

<http://fuji->

[mainte.co.jp/%E7%9F%A5%E8%AD%98%E3%81%AE%E6%B3%89/%E7%94%A8%E8%AA%9E%E9%9B%86/%E7%94%A8%E8%AA%9E%E9%9B%86-%E3%81%95%E8%A1%8C/](http://fuji-mainte.co.jp/%E7%9F%A5%E8%AD%98%E3%81%AE%E6%B3%89/%E7%94%A8%E8%AA%9E%E9%9B%86/%E7%94%A8%E8%AA%9E%E9%9B%86-%E3%81%95%E8%A1%8C/)

### ■質問4 (その他)

#### 77 外部専門家制度の充実

労働安全衛生法の目的を達成し、事業者がその責務を果たすためには、外部専門家(専門的機能を持つ機関も含む。)を活用するための新たな資格制度を導入(創設)することを検討すべき。例えば、法第28条の2のリスクアセスメントを事業者が適切に行うためには、外部専門家の活用を図れるようにすべき。現在、労働安全衛生の専門家として労働安全衛生コンサルタントが規定されているが、現行の規定では、このような専門家が積極的に安全衛生法の執行に関わるものとはなっていない。労働基準行政で、地方での技官の採用を止めている状況を踏まえると、行政としても外部専門家の積極的な活用を図る必要がある。

(00228 元技官(1))

#### 78 国際規格を踏まえた外部機関規制の見直し

労働安全衛生法では、法の目的を達成するため、検査・検定、試験、教育等の業務を外部の機関に委ねる仕組みとしている。これらの機関については、法令で一定の要件を定めているが、国際的にみると、その要件は緩く、見直しが必要と思われる。我が国は、TBT協定を批准しており国際的なルールと遜色ない制度とする必要があるが、現行の要件をみると、品質マネジメントシステム(ISO9001)、試験所・校正機関の認定(ISO/IEC17025)、製品認証機関の認定(ISO/IEC17065)等を意識したものとなっていない。グローバル化が進む中で、我が国の制度がガラパゴス化しないためにも、労働安全衛生法の下で、重要な役割を担うこのような機関のあり方(期待される役割の十分な発揮)について規定を見直す必要がある。

## 79 現場責任者への権限・余裕の付与

安全衛生に対する責任者について、事業場において氏名された者に実質的な権限が無い場合や実効性がない場合が多い。その背景には、指名された責任者自身は、本来業務(生産管理等)で手がいっぱい、所定時間内に、その法的責任を行使できるだけの余裕を与えられていない。(当該責任者が行う安全管理を把握及び評価する)事業場が少ないからであるが、労働安全衛生法において、この点について規制させる仕組みも必要であると思われる。(00040 監督官(3))

註 名宛人の事業者は法人の場合は法人そのもの、個人事業の場合は事業経営主であるが、安衛法第 122 条により、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」が実行行為者となりうるから、労働者も実行行為者になる。責任と権限が与えられていても、それほどの報酬を得ていない者が実行行為者となる場合も考えられる。

## 80 事業者規制に係る義務主体のわかりにくさ

労働基準法では義務の主体である「使用者」を「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう」と定義しており、世間の常識と一致しています。一方、労働安全衛生法では、第 2 条で主要な措置義務の主体である「事業者」は「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と、事業主(個人及び法人)自体を義務主体としておきながら、第 122 条で突然「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(中略)違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」との両罰規定が定められていて、現実具体的な措置を行うべき者は誰なのか、わかりにくい複雑な規定の仕方をしています。私ども行政に携わってきた者は、違和感を持ちながらもこの考え方に慣れてきましたが、労使が働く現場の当事者に素直に理解・納得できるようにしていただきたいと思ってきました。

(00088 元監督官(1))

### 労働安全衛生法

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

註 第 122 条はいわゆる両罰規定として法人両罰で議論になりがちだが、もう一つ、実行行為者に係る構成要件修正を行っている。安衛法で名宛人が使用者から事業者になったものの、第 122 条で罰則を適用すると構成要件が修正され(構成要件修正説=通説)、「使用者」であっても「事業者」であっても、結局は同じ人物が実行行為者として処罰されることが多いのではないかと(オフレコ)。

参考：平岡雅紘『法務研究報告書第 68 集第 2 号両罰規定に関する実証的研究』(法務総合研究所，昭和 57 年 2 月) p.168

## 81 労働者派遣法の見直し

労働者派遣法の派遣元、派遣先の適用区分の見直し(第 45 条)

労働者派遣法が制定されて久しいが、法施行後の問題点・この法律の功罪を明らかにし、再検討すべきと思

います。不安定雇用の温床となっているのではないのでしょうか。それと、現行の第 45 条の法適用区分も。  
(00264 元監督官(2))

2 労働安全衛生法

派遣元	派遣先
<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務 事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等 総括安全衛生管理者の選任等</p> <p>衛生管理者の選任等 安全衛生推進者の選任等 産業医の選任等</p> <p>衛生委員会 安全管理者等に対する教育等</p> <p>安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）</p> <p>危険有害業務従事者に対する教育</p> <p>中高年齢者等についての配慮 事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助</p> <p>健康診断（一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取） 健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置） 健康診断の結果通知 医師等による保健指導 医師による面接指導等</p> <p>健康教育等 体育活動等についての便宜供与等</p> <p>申告を理由とする不利益取扱禁止</p> <p>報告等 法令の周知 書類の保存等 事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助 疫学的調査等</p>	<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務 事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等 総括安全衛生管理者の選任等 安全管理者の選任等 衛生管理者の選任等 安全衛生推進者の選任等 産業医の選任等 作業主任者の選任等 統括安全衛生責任者の選任等 元方安全衛生管理者の選任等 店社安全衛生管理者の選任等 安全委員会 衛生委員会 安全管理者等に対する教育等 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 事業者の講ずべき措置 労働者の遵守すべき事項 事業者の行うべき調査等 元方事業者の講ずべき措置 特定元方事業者の講ずべき措置 定期自主検査 化学物質の有害性の調査 安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時） 職長教育 危険有害業務従事者に対する教育 就業制限 中高年齢者等についての配慮 事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助 作業環境測定 作業環境測定の結果の評価等 作業の管理 作業時間の制限</p> <p>健康診断（有害な業務に係る健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取） 健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）</p> <p>病者の就業禁止 健康教育等 体育活動等についての便宜供与等 快適な職場環境の形成のための措置 安全衛生改善計画等 機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等 申告を理由とする不利益取扱禁止 使用停止命令等 報告等 法令の周知 書類の保存等 事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助 疫学的調査等</p>

## 82 厚生労働技官の立入検査権

労働安全衛生法第 91 条・第 94 条により、それぞれ労働基準監督官及び産業安全専門官・労働衛生専門官には事業場への立ち入り等の権限が与えられていますが、労働基準監督署の規模により産業安全専門官も労働衛生専門官も配置されていない監督署が少なからずあり、それらの監督署でも安全衛生業務を担当する厚生労働技官は当然事業場に立ち入る等の行為を行わなければその職掌を全うすることができないにもかかわらず、その権限に法的根拠がないという状態が継続しております。

(00088 元監督官(2))

註 労基署職員（正職員）は、3 官からなる。

労働基準監督官…任用した瞬間から、立入検査権が付与されている（労基法、安衛法、81 号条約）

厚生労働技官…採用後●年程度経って初めて産業安全専門官になり、立入検査権が付与される。ただし産業安全専門官は衛生についての立入検査権なし。逆もしかり。ただし併任すれば安全も衛生もいける。

厚生労働事務官…労基法、安衛法については立入検査権規定なし（労働保険徴収担当になれば労働保険徴収法に基づく立入検査権が付与される場合あり）。

## 83 リモートワークとの整合性

リモートワークと現行労働安全衛生法及び関係省令との整合性。

(00206 監督官(1))

例 衛生管理者の各作業場の巡視

## 84 国及び公共団体についての適用の明確化

労働基準法においては、第 102 条において「国及び公共団体についての適用」の条文があり、適用範囲が明確であるが、労働安全衛生法においてはそれに該当する条文がないので、該当する条文を新設するべきと思量される。(00212 監督官(1))

註 労基法第 102 条は確認規定にすぎないと思われる。また、実際には別の法律に分散して適用の除外・特例が規定されている。

労基法と安衛法の適用除外・特例：

国家公務員法附則第 16 条（一般職に属する職員に対する適用除外）

裁判所職員臨時措置法（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員に対する国家公務員法の準用）

自衛隊法第 108 条（隊員に対する適用除外）

国会職員法第 45 条（国会職員に対する適用除外）

地方公務員法第 58 条（非現業・通信・教育関係地方公務員に対する一部適用除外・特例）

備考

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 95 条第 4 項（受刑者の安全衛生について安衛法に準じた訓令制定）

少年院法第 41 条第 3 項（在院者の安全衛生について安衛法に準じた訓令制定）

## 85 「墜落」と「転落」の違い

労働安全衛生法令における「墜落」と「転落」の差異は何か。

(00082 監督官(3))

転落は、粉碎機等の内部への転落、車両系建設機械などの坂での転落などに使用されている。

## 86 長い名前を短くすべき（要求性能墜落制止器具等）

法改正により「安全带」から「要求性能墜落制止器具」という名称が変わったが、とにかく長過ぎて現場の人に説明してもピンとこないようであり、帯ではないが、安全带の名称をそのまま使った方が良かったのでは。また、名称を変えるにしてももっとわかり易い言葉にすべきでは。(00081 監督官(3))

○

## 87 書類の保存期間の統一

書類の保存期間の統一

バラバラすぎる。

作業記録や健康診断の結果の保存が、労働者が病気にかかった場合における過去の作業状況や健康状態の把握と健康状態の変化を追跡することを目的とするのであれば、一律最終記入日から 30 年でもよいのではないだろうか。

また会社に対して、退職労働者への健康診断の結果の写しの交付の義務化、労働者が雇用された場合に雇用者への当該健康診断結果の写しの提出の（努力）義務化も検討してもよいのではないだろうか。

(00071 監督官(1))

例

一般健康診断個人票……5 年

特別管理物質に係る特殊健康診断個人票……30 年

石綿健康診断個人票……40 年

## 88 ストレスチェックの迅速化

ストレスチェックの実施から事後措置までに相当な時間を要する規定となっており、緊急を要する場合の措置の改定が必要。実施後数カ月要する。

ストレスチェックの実施「遅滞なく」：結果出力後速やかに

↓

本人通知「遅滞なく」：概ね 1 カ月以内

↓

本人からの面接指導申出「遅滞なく」：概ね 1 カ月以内

↓

医師による面接指導の実施「遅滞なく」：概ね 1 カ月以内

↓

医師から意見聴取「遅滞なく」

↓

事後措置の実施(00059 技官)

## 89 ボイラー取扱作業主任者に関する規制のわかりにくさ

ボイラー則

23 条「就業制限」の令第 20 条の 3(・・・取り扱いの業務)、に対して 23 条「作業主任者の選任」の令 6 の 4(・・・作業)について、運転資格のそのものの要件と、ボイラーの種類・規模による主任者の免許ランクによる選任要件が、絡み合っていることから、錯誤が生じ時に混乱を起し間違った理解がされる結果となる。

(00283 元監督官(1))

## 90 免許再交付手続の簡素化

安全衛生法の免許の再交付について、労働局労働基準監督署の窓口へ本人確認に行かないとならないが、ネット申請等に対応可能と思われる。

(00025 監督官(1))

### ■質問 4 (整理漏れの指摘)

#### 91 ガス溶接作業主任者免許の規定整理漏れ

免許申請について、労働安全衛生規則別表第四の「ガス溶接作業主任者免許」の項の第一号には、「次のいずれかに掲げる者であって、ガス溶接作業主任者免許試験に合格したもの」、その「二」に「職業能力開発促進法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施工規則別表第十一免許職種の欄に掲げる塑性加工料、構造物鉄工科又は排管料の職種に係る食上訓練指導員免許を受けたもの」とされている。他方でガス溶接作業主任者免許規定第二条「労働安全衛生規則別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第三号の労働大臣が定める者」として、第八号に「職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施工規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる塑性加工料は溶接科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者」とある。本省見解は、「免許試験合格と無試験との両方に書いてあるので、免許申請者に不利益にならない取扱いをする結果、無試験で免許を交付する扱いとなる」とのこと。つまり、条文上の齟齬があると思われるので、改正が必要と思料されます。また、試験免除となる職業能力開発促進法に基づく訓練の終了証に記載されている根拠条例も必ずしも労働安全衛生規則別表第四やガス溶接作業主任者免許規定の表現と一致しておらず判断に迷う原因となっているので、別表・免許規定（又は終了証の根拠条項記載の仕方についても見直しをはかるべきと思料します。

(00166 監督官(1))

### ■質問 4 (詳細不明のもの)

#### 92 細やかすぎる法体系の問題

欧米に比べて、細やかすぎる法体系。(00177 監督官(2))

#### 93 一般健康診断項目の改正

一般定期健康診断の診断項目の改正。

(00076 監督官(1))

### ■質問 4 (その他)

#### 94 請負制度の更新

●(1)請負制度の更新(00259 監督官)

#### 95 ダイオキシン類規制の見直し

労働安全衛生規則第三編第一章の二廃棄物の焼却施設に係る作業。

(00076 監督官(2))

#### 96 労働者死傷病報告の提出義務の精緻化

労働者死傷病報告の提出義務の精緻化。(00177 監督官(1))

●別紙の「労働安全衛生法の問題（メモ）.docx」（別途資料内）に記載いたしました。

（番号なし 監督官）

## ■設問他

私は労働基準監督署の安全衛生部署に勤務する厚生労働技官です。

1年目の研究成果を拝見させていただきました。労働安全衛生法に携わる者として、改めて法の目的、社会的背景、法制定の経過、そして何より労働者を守るため多くの人が携わり今もなお成長し続ける同法について再確認する機会となり身が引き締まる思いです。

さて、貴プロジェクトとは直接関係ない話かもしれませんが、現在我が国の安全衛生行政の状況について参考までに述べさせていただきます。現在国家公務員は政府の「定員合理化計画」により、行政機能の低下を無視した人員削減が強行されています。その中で、主に安全衛生業務に携わる「厚生労働技官」の採用が10年以上にわたり凍結されており、労働災害や職業疾病の防止のために必要な知識や経験を持った担当官は大幅に減少し、安全衛生業務に携わる厚生労働技官が0人という局も存在します。知識や経験の継承ができずそのレベルは絶望的に低下しており、我々は厚生労働省に対し厚生労働技官の採用再開を訴えていますが（政府の指示なのか）全く採用を再開する気はありません。厚生労働省は理系の監督官に安全衛生業務を行わせるとしていますが安全衛生業務を行うためには長期の教育が必要です。十分な教育を行う期間がなければ安全衛生担当者としても中途半端になりますし、本来の監督官業務の専門性も低下してしまいます。

また、現在政府は行政の現場に実績主義を導入し、労働者のためではなく件数をこなすための職場と成り果てています。安全衛生業務は、法改正をはじめ日々変化する社会情勢、業界の状態、新しい機械や工法の導入など、新たな知識を得るために勉強しなければなりません。昔、先輩からは勉強も仕事だといわれ、業界誌などに目を通し、時には事業所の管理者や労働者と話を生息の情報を仕入れ業務の参考としてきました。しかし、今は件数をこなすことに忙殺され、勉強をする時間がありません。法改正についても十分に理解する時間がないほどです。このような状況で国民のための行政ができるでしょうか。

1年目の研究成果からわかるとおり、安全衛生業務は範囲が膨大で、様々なことを勘案し効果的な指導を行うためには経験が必要です。常日頃から私は言っていますが、安全衛生業務は事業者に法律を守らせるのではなく労働者を守るための指導をしているということです。そのためには労働者を守るという信念と災害の原因の根本を見極める能力が欠かせません。法条文の指摘だけでは労働者を守れないのです。

貴プロジェクトの目的が、単に法体系の整理にとどまらず、真に労働者を労働災害や職業性疾病から守るための効果的な施策を提言するためのものであるならば、現場の第一線に必要な能力を持った安全衛生担当者を配置し、十全にその能力を発揮できる体制の確保を提言していただきたいと考えます。さて、ここからが貴プロジェクトに関しての意見なのですが、貴プロジェクトの基礎知識がないので的外れなことを書いていたらすみません。

まず目的についてです。

「①技術系の色彩の強かった労働安全衛生法を事務系にも理解してもらえるようにする」ですが、労働安全衛生法はその性質上、技術系に特化した部分があるのはやむを得ず、力学や鋼材の性質、風量計算、さらには医学的な知識などを事務系の方に理解してもらうのは現実的ではないと思われます。広く一般に労働安全衛生法を理解してもらいたいという趣旨は理解できますが、むしろ技術系と事務系を明確に分け、技術的な専門性を監督署がしっかりと指導できるようにし、事務的な法条文等を広く一般に周知する方策を検討すべきではない



でしょうか。

結果的に労働安全衛生法を骨抜きにし憲法にも定められた労働者の権利を後退させる恐れがあるため現場の職員としては反対です。（そもそもそういう趣旨でなかったら申し訳ございません）

次に「②同法に詳しい学者や専門家を増やす」ですが、我が国の安全衛生水準を向上させるためには当たり前のことなので増やすこと自体に異論はないのですが、この目的が「同法に詳しい学者や専門家を増やし、国が行う安全衛生にかかる業務を外部委託する」であれば論外です。労働安全衛生業務は国が責任をもって、対応を行い、生産性効率性を優先し労働者の安全衛生対策を疎かにする者も出てくるでしょう。また指導が必要な事業場に対しての権限など様々な問題が生じると思います。

また、せっかく専門家を増やしてもそれを活かすシステムがなければ有効に機能せず、肩書を持った人が増えるだけ、という事態になりかねません。

事業場が安全衛生管理のため外部資源である専門家を活用しやすくする環境を整備することは非常に重要なことですが、それは安全衛生管理に前向きな事業場が活用するわけで、広く一般の事業場の労働安全衛生水準を向上させるためには、公的機関である労働基準監督署がしっかり指導できる体制と能力の向上が最も重要と考えます。

「3.現在の労働安全衛生法について、専門家が本格的に検討すべきと思われる課題を、次のうちから3つ選んでください」について、いくつか現場担当官の立場から意見を書かせていただきたいと思います。

「①条文に出てくる「危険を及ぼすおそれ」とは何か、どのように判断すべきか」について、基本的に条文では「〇〇により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」などと書かれており、ある程度特定されたリスクによる大なり小なりの災害のリスクがある場合はその防止対策を講じるように記載されています。「どのように判断すべきか」の趣旨がよくわかりませんが、リスクがあるなら対策を講じなさい、という判断にしかならないと思います。これを定義づけしてしまうと、安全衛生行政は大きく後退してしまいます。例えば事業場（主にゼネコン）からよくある質問で、「高さが2m未満の作業床には手すりは必要ないですよ（安衛則519条参照）」と聞かれます。その際は「おたくは法律を守れば労働者が死んでも構わないという考えなのですね」と言って説教します。確かに労働安全衛生法は事業者を守るべき最低基準を定めたものですが、法条文に基準を明記してしまうとそれにとらわれてより安全な対策を講じなくなるおそれが高い（主にゼネコン）ので、法条文は現状を維持し、リスクについて事業場にしっかりと説明できる担当官の育成が不可欠であると考えます。

「②条文にでてくる「常時」とは何か、どのように判断すべきか」について

確かに「常時」については定義がなく、我々も事業場への説明に苦慮しているところではあります。有害業務の常時性について質問された際は、「常時についての基準は明確に示されていないが、業務として当該業務を行う場合は当該業務に常時従事しているものとして対策を講じてください」と説明しています。有害業務の中には体内への蓄積により障害が発生するもの（粉じんや特定化学物質等）もあり、作業頻度が少なくても長期間従事することにより疾病を発症するリスクがあります。常時の基準をめいっかうに定めてしまうとその基準以下で長時間有害業務に従事した労働者は、法定の作業管理や健康管理などが行われず、発症のリスクがあるにもかかわらず何ら対策を講じないというケースが発生するおそれが高いです。また、安全衛生管理対策にかかる「常時〇〇名以上を～」という表現も非常にわかりづらいと考えます。いっそ法条文から「常時」という言葉を撤廃するのはいかがでしょうか……。

「③「事業者」とは」

安衛法の2条に定義がありますし、貴プロジェクトのメンバーであれば明確に説明できる方がいると思います。「事業者」と「使用者」の違いが分かりづらいという人はいるかもしれません。

#### 「④建築工事での労災を～」について

まず設計者についてですが、どんな図面を引こうと発注者の責任で発注するわけですので、設計者に法的義務を課すのは現実的ではないと考えます。発注者に関しては、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）が平成 28 年 12 月 16 日に公布され、安全に配慮した発注が義務付けられていますが、これは国と都道府県の発注に限定されており、これが市町村にも波及することを期待しておりますが、まだまだ予算重視で安全を軽視した発注が多く出されているのが現状です。

一定規模の足場等について監督署に設置届を提出することが義務付けられており、審査の結果法違反の部分については当然是正させますが、中には法違反ではないがより安全な構造にするべき事案もあります。

しかしながら、発注者の中には法的に問題ないなら予算は出さない、やるなら元請の自己負担で改善しろ、という安全意識の欠片もない発注者も存在します。届出の必要のない工事であればなおさら監督署の審査なしで不安全な発注がなされていることは容易に想像がつきます。

このような現状なので、法的義務を課すのは賛成なのですが、そうなる「どこまで」法的義務を課すのか、という非常に難しい問題に直面すると思います。法的義務を課す以前の問題として、「安全に配慮した発注とは何か」を発注者に周知、教育し、まずは発注者としてのモラル向上が必要と考えます。

個人的には発注者に法的義務を課して安全に作業できる発注が定着してくれることを望みます。

#### 「⑦と⑧」経営層の安全衛生意識の向上及び中小企業の安衛管理向上の方策について

正直に言ってそんな方策があれば苦労しないというのが率直な意見です。

昔に比べ労働安全衛生の重要性、必要性は認知されていますがまだまだ十分ではなく、特に労働安全衛生にコストと労力を割く余裕のない事業場はどうしても対策が後手に回ってしまいます。余力があってもしないところはありますが、産業界に蔓延する人不足の現状も安全衛生活動停滞の一因と考えられます。

法律で無理やり守らせるというのも一つの手段かもしれませんが、労働安全衛生法の重要性について周知し、自らが進んで安全衛生対策を講じるような社会の流れを作る必要があると思います。理想論です。

#### 「⑭増加する高齢者～」について

高齢者の労働災害等については、何年前か忘れましたが政府が年金の支給時期について検討しているという報道が出された時、絶対に高齢者の労働災害が増えると全国の担当官が危惧し、実際に想像以上の件数が発生し、重篤度も高い災害や死亡災害が多発している状況です。

労働力不足について安易に高齢者や外国人、非正規雇用を利用する政策に対する怒りや不満はありますが、ここでは控えさせていただきます。

高齢労働者の問題については、事業場において一般の労働者と同じように使用し特段の対策を講じていない現状が圧倒的であり、今後も増加の一途をたどることは確実だと思われれます。この現状を改善する方策は残念ながら無い、若しくはあったとしても焼け石に水となることは明確です。

現実的でないことを承知の上で対策を考えれば、65 歳以上の労働者を雇用しない、または 65 歳以上は管理業務や後任の指導・育成を行うなど現業以外の業務をさせる、労働保険料率の高い業種（比較的危険な業種）には就業させない、などの対策が少なからず効果があるかもしれません。労働力が不足しているから高齢労働者は犠牲になっても構わない、という現状は何としても改める必要があると思います。

#### 「⑯地域と職域の健康管理の連携～」について

安衛法に基づく健康診断の受診義務がない労働者については、地域保健での受診率を高める必要があり（00213 技官）